



津島市環境基本計画

津島の自然や歴史・文化を礎に、
ともに作り、未来へつなぐ

暮らしを支える自然や歴史・文化、現在の環境を築き
上げてきたこれまでの歩みを踏まえ、市民・事業者・
行政の協働によって、より良い環境をともに作り、
未来へとつないでいくことを目指します。

平成 28 年 3 月

津 島 市

はじめに

津島市は、天王川の水利を生かした湊町や津島神社の門前町として発展した長い歴史を持ちながら、大都市近郊のまちとして、都市化が進展しています。その一方で、地域の食を支える田畑が郊外に広がり、尾張津島天王祭をはじめとする伝統文化、古い町並みや文化財といった歴史資産が多く残るなど、多様な住環境を有しています。



第4次津島市総合計画では、「～人を育み想いをつなぐ～ともにつくろう住んでみたくなるまち津島」を掲げ、市民の皆様と一緒にまちづくりを進めています。

環境のまちづくりとして、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「津島市環境基本計画」に基づき、「みんなで未来をつくろまい!」をキーワードにして、市民の皆様が主役となって、環境の保全につながる行動を行ってきました。

しかし、計画の策定から10年を経て、社会情勢の変化や地球温暖化等の地球規模の環境課題の顕在化が見られるほか、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地域の安全確保が強く求められるようになるなど、社会全体に大きな変化が起きています。

こうした状況を踏まえて策定する「津島市環境基本計画」では、社会情勢や環境課題の変化に対応すべく全面的な見直しを行ったほか、「持続可能で快適なまち」として目指すべき環境の姿を掲げ、津島らしさが生きた環境を実現するための施策を定めています。

私たちには、祖先から引き継いだ今ある環境を保全するだけでなく、自分たちの手でより良い環境にして次代に引き継ぐための知恵と行動が求められています。地域を担う市民、事業者及び行政がそれぞれの責任と連携・協働により、学び、行動していくことが重要であると考えておりますので、皆様のご理解とご協力、そして積極的な参画をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご意見をいただきました市民及び事業者の皆様、長期にわたり協議を通じてご助言やご提言をいただいた「津島市環境基本計画策定委員会」の委員の皆様へ、心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

津島市長 日比 一 昭

津島市環境基本計画

目次

はじめに

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象範囲.....	5
5 計画策定の方法.....	6
第2章 計画の基本理念と基本目標	7
1 基本理念.....	8
2 基本目標.....	9
3 目標指標.....	15
4 リーディングプロジェクト.....	16
第3章 環境施策の展開	19
基本目標1 人と生きものが共生するまち.....	20
基本目標2 モノを大切に作る心が根付いたまち.....	29
基本目標3 エネルギーを賢く大切に使うまち.....	34
基本目標4 津島らしさが感じられるまち.....	41
基本目標5 持続可能で快適なまちの実現に向けて.....	53
第4章 計画の推進	59
1 計画の推進体制.....	60
2 計画の進行管理.....	61
資料編	63
1 津島市環境基本計画策定委員会.....	64
2 津島市環境基本計画の策定経緯.....	66
3 津島市の環境の現状.....	68
4 津島市の環境に関する市民意識.....	89
5 用語解説.....	123

第1章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画策定の方法

1

計画策定の趣旨

津島市では、平成18年3月に、これからの環境づくりの指針として平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「津島市環境基本計画〔みんなで未来をつくろまい!〕」（以下「前計画」という。）を策定し、「水、美化、自然、暮らし、空気・地球温暖化、発信」の6分野において、環境の保全に関する取組みを実施してきました。

前計画は、公募市民による環境基本計画策定委員会が主体となって行動し、市民アンケートや市民フォーラムを通じて、市民の意見や要望を最大限に盛り込み、市民の声を忠実に反映し、かつ、市民と行政が一体となって進める計画として策定されました。これにより、多くの市民・事業者が環境問題に関心を持ち、環境に配慮した取組みを日常的に実行するだけでなく、市民・事業者がそれぞれに、また、行政との協働により地域の環境をより良くしていこうという素地が形成されました。

その一方で、騒音・振動やごみの不法投棄といった身近な問題から、公園・緑地の不足、リサイクル率の低迷、地震・水害等の自然災害に対する不安の拡大といった地域全体の課題まで、引き続き取り組むべき課題も多く残されています。

また、前計画の策定以後、津島市総合計画をはじめとする関連計画が改定されているほか、東日本大震災の発生、地球温暖化や生物多様性に関する取組みの進展等があり、津島市を取り巻く環境・社会・経済の情勢が大きく変化しています。

前計画が目標年次を迎えるにあたり、こうした変化への対応を踏まえ、前計画の進捗状況の評価、市民・事業者の意識や意向等をもとに、新たな「津島市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



尾張津島天王祭・朝祭の車楽舟

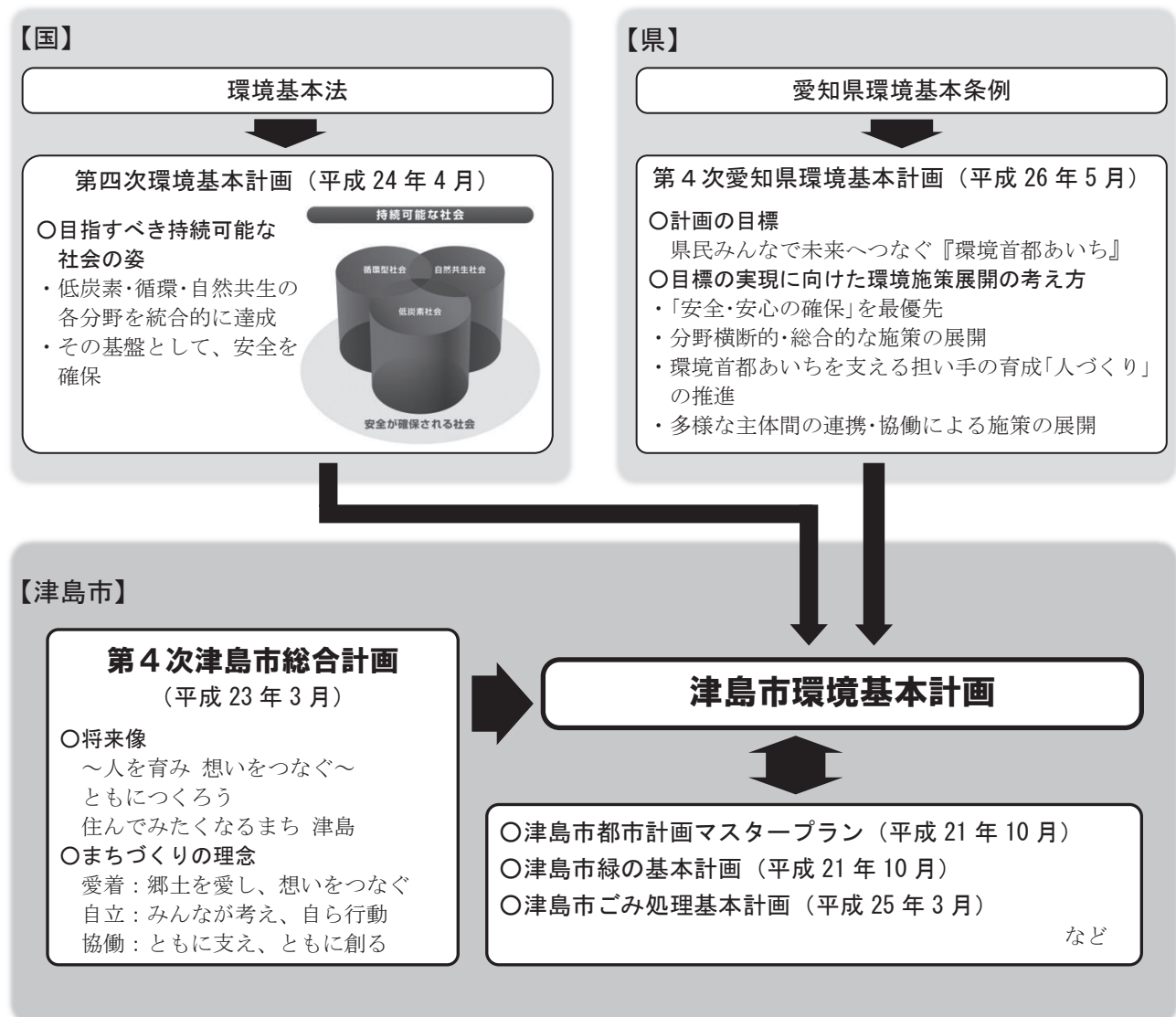
2

計画の位置づけ

環境基本計画は、まちづくりの基本的な考え方を示す市の最上位計画である総合計画を環境面から補完し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本計画は、「第4次津島市総合計画」に掲げる将来像『～人を育み 想いをつなぐ～ ともにつくりたい 住んでみたくなるまち 津島』について、環境保全の視点から横断的に捉えた施策の展開をすることによって、その実現を目指すものです。

本計画の策定にあたっては、国や愛知県の環境基本計画と整合を図りつつ、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定めることとしました。また、環境に影響を及ぼすと認められる計画や施策の策定及び実施にあたっては、本計画との整合を図るものとします。



3

計画の期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢や環境課題の動向、最上位計画である「第 4 次津島市総合計画」の改定等を踏まえ、5 年後を目途として、計画の進捗状況や市民意識の変化等に応じて施策の見直しを図ることとします。

	~H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
【国】 第四次環境基本計画	→										
【県】 第 4 次愛知県環境基本計画	→										
【市】 第 4 次津島市総合計画	→										
津島市環境基本計画	前計画	→									

4

計画の対象範囲

本計画は、以下に示す範囲・領域を対象とします。

① 地域の範囲

津島市の行政区域全体を範囲とします。ただし、周辺環境との関連性や流域・広域での影響が認められる環境課題に対しては、近隣自治体を含めた広域での調整及び連携を図ります。

② 主体の範囲

市民（市民活動団体を含む。）、事業者及び行政を主体とします。

③ 環境の領域

津島市の環境特性に応じて、身近な環境から地球規模の環境まで幅広く対応するため、次の表に掲げる領域を計画で取り扱う環境の範囲とします。

自然環境	農地・樹林地、水辺地、動植物・生態系
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、騒音・振動・悪臭）、廃棄物処理、生活排水、地域美化
都市・快適環境	土地利用、都市公園・緑地、交通、景観、防災・防犯、歴史・文化
広域・地球環境	エネルギー、地球温暖化

5

計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、津島市の環境の現状や環境特性の整理、市民・事業者の環境に関する意識・意向の把握を行い、前計画による取組みや達成の状況の検証を踏まえて、津島市の環境の持つ強みと弱みを整理しました。

こうして洗い出した現在の津島市の環境の姿をもとに、学識者、市民や事業者、各種団体・機関の代表等で構成する「環境基本計画策定委員会」において、委員の持つ様々な視点から基本理念や基本目標について議論を重ね、施策の方向性を決めました。

	津島市の環境の強み	津島市の環境の弱み
自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> ○河川や水路、市域の4割を占める農地等、のどかな田園風景が広がっている。 ○自然とのふれあい、身近な緑の創出に対する取組意向が高い。 ○社寺林や屋敷林が残っている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○川や池の水が汚い、水害や地盤沈下が不安であるといった水に対する不安要素が大きい。 ○憩いの場となる身近な公園・緑地が不足している。 など
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○市民総ぐるみの地域美化活動（ごみゼロ運動）が行われている。 ○ごみ排出量は減少傾向にある。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちなかでごみのポイ捨てが見られる。 ○ごみの分別回収が不十分であり、リサイクル率が低迷している。 など
社会の低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者、子どもたちの多くが、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー行動の実施等、エネルギーを大切にしていきたいと考えている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入・利用は進んでいない。 ○世帯当たりの自動車保有台数が多く、自動車に依存した地域社会である。 など
安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進により、汚水処理人口普及率は上昇している。 ○災害に強いまち、川や池の水がきれいなまちであって欲しいと望まれている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○川や池の水が汚い、水害や地盤沈下が不安であるといった水に対する不安要素が大きい。（再掲） ○地盤沈下は沈静化しているものの、引き続き監視の必要性がある。 など
連携・協働人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○アダプトプログラムをはじめとする自主的な美化活動を継続して進めている。 ○地域コミュニティ推進協議会が組織されるなど、地域活動が活発である。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○現状では、あまり環境学習活動に取り組みされていない。 ○事業者には、環境保全に取り組む上でのノウハウや情報が不足している。 など



第2章

計画の基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 目標指標
- 4 リーディングプロジェクト

1

基本理念

本計画は、津島市における環境のまちづくりを推進するための計画です。基本理念は、計画全体を貫く基本的な考え方であり、これからの10年間で展望した環境のまちづくりの指針となるものです。

津島の自然や歴史・文化を礎に、 ともに作り、未来へつなぐ



尾張津島天王祭・宵祭の巻藁舟

私たちの暮らしは、市内を縦横に走る河川や水路、豊かな水資源を活用した農業による田園風景、津島神社等の寺社仏閣や市内各所に伝わるまつり等の歴史・文化をはじめとする様々な環境とともに成り立っています。

本計画の策定にあたって実施した市民意識調査では、次代を担う子どもたちが描く将来の津島市の環境について、「きれいで豊かな水辺や緑に身近にふれあえる環境」、「歴史・文化が息づいている環境」、「防災・減災の取組みが進み、安心して暮らすことができる環境」等の将来像が挙げられました。

こうした次代に引き継ぐべき環境は、一から築き上げるものではなく、現在の私たちの暮らしを支える地域の自然や歴史・文化を礎として、その上に築いていくものです。私たち一人ひとりの暮らしに関わる環境を自分たちの手でより良くしていくという認識の上で、市民、事業者及び行政の協働によって築き上げていくことで、津島らしさが生きた環境を実現します。

また、現在の環境を次代に引き継ぎ、さらにより良いものとしていくためには、こうした考え方や取組みを引き継ぐ次代の担い手である子どもや若者が重要な役割を担います。子どもや若者を中心として、津島の環境を知り、津島のために行動できる市民を育成します。

これらのことを踏まえ、本計画の基本理念を掲げ、私たちの暮らしを支える自然や歴史・文化、そしてこうした環境を築き上げてきたこれまでの歩みを踏まえ、より良い環境を市民、事業者及び行政の協働によってともに作り、未来へとつないでいくことを目指します。

2

基本目標

津島市が目指す環境のまちづくりの目標は、前述の子どもたちの思いからも分かるように一言で表すことが難しく、多岐にわたる環境の分野を統合的に達成することが必要と考えられます。

したがって、国や愛知県環境基本計画で示すような持続可能で快適なまち（自然共生、循環、低炭素、安全安心）の実現に向けた取組みを推進するとともに、これらの取組みを支える人づくりや連携・協働のあり方を構築することが重要です。

そこで、基本理念に基づく計画の基本目標として、持続可能で快適なまちを構成する分野ごとに目指すべきまちの姿を設定するとともに、これらを実現するための総合的な施策推進のあり方を設定することとします。

持続可能で快適なまち

基本目標1

人と生きものが
共生するまち

基本目標2

モノを大切に
する心が根付いたまち

基本目標3

エネルギーを
賢く大切に使うまち

基本目標4

津島らしさが感じられるまち

基本目標5

持続可能で快適なまちの実現に向けて

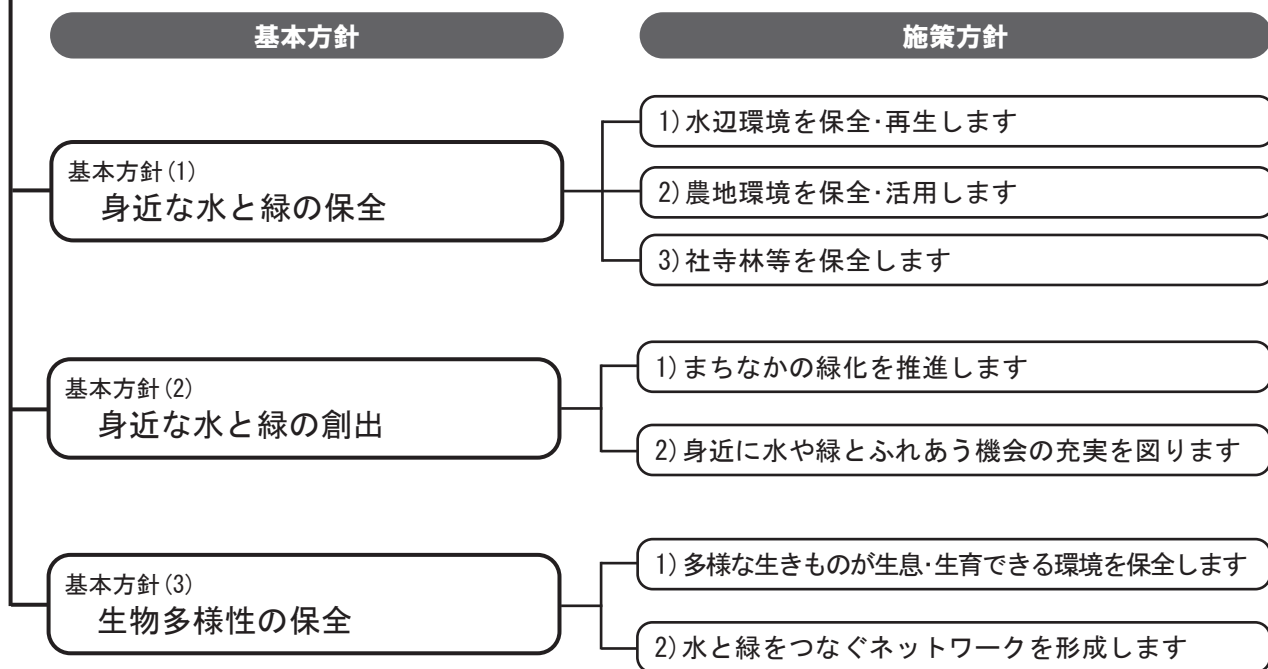
基本目標 1

人と生きものが共生するまち

水や緑は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有し、四季の変化を実感できる快適な生活空間や美しい景観を形成するものであるとともに、多様な生きものの生息生育空間にもなっています。

津島市の水と緑は、日光川をはじめとする河川や水路、市域の約4割を占める水田等の農地のほか、西暦540年頃の鎮座と言われる津島神社をはじめとする歴史・文化資産に付随して残る豊かな社寺林等を主な要素としています。こうした水や緑の自然は、人が手を加えて暮らしに深く関わってきた水や緑であり、私たちの暮らし方次第で、容易にその姿を変えてしまいます。

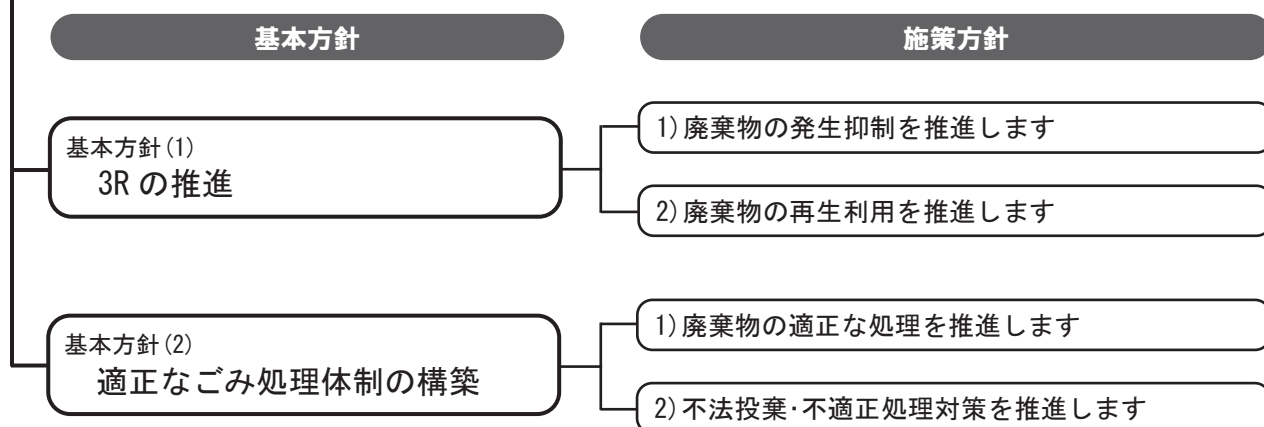
今ある自然をそのままに残すだけでなく、地域の自然環境の構成員である多様な生きものの世界が維持され、人の暮らしを彩るとともに生きものが共生できる環境を整えた上で、次の世代に引き継ぐことを目指します。



私たちの暮らしは、天然の資源を使って大量に生産したモノを大量に消費し、大量に廃棄することで成り立たせてきました。その結果、浪費による資源の枯渇や自然環境への負担の増加を招いています。

津島市では、「市民協働によるごみ処理体制の構築」をごみ処理政策の基本理念として、市民総ぐるみの地域美化活動（ごみゼロ運動）等の市民活動が活発に行われているほか、子どもたちの資源循環や地域美化に対する関心も高くなっています。

家庭生活や事業活動等の社会経済のあらゆる場面において、廃棄物の発生を抑制し、一度使用した製品等を再使用することにより資源の消費を抑制するとともに、廃棄物を資源として再生利用（リサイクル）することによって、廃棄物の処理による環境への負荷をできる限り低減していきます。また、地域における廃棄物の適正な処理や循環について市民や事業者の意識を高めて、市民一人ひとりに「足るを知る」意識が浸透し、モノを大切に作る心が根付いていくことを目指します。

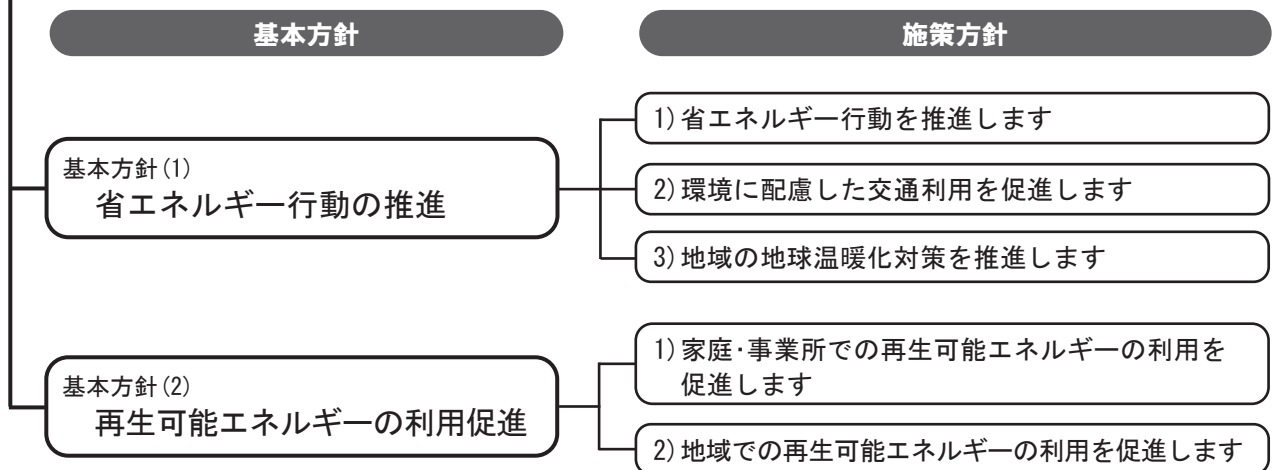


地球温暖化による影響は、気温や降雨等の気候要素の変化を受けて、河川流量や生物種の分布の変化といった自然環境への影響だけでなく、人間社会においても農作物の品質低下や河川洪水・土砂災害の増加、疫病の拡大といった幅広い影響を及ぼすとされています。

地球温暖化をもたらす人為的な温室効果ガスの大部分は、私たちの毎日の暮らしや事業活動等において、ガス、ガソリン等の化石燃料をエネルギー源として使用することによって発生しており、エネルギーを大量に使用する暮らしが地球温暖化を進行させているといっても過言ではありません。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が引き起こした大規模な電力供給不足は、便利で快適な暮らしが電力をはじめとするエネルギーの大量使用に依存していることを気づかせ、エネルギーを大切にする意識の高まりや省エネルギー行動につながりました。市内でも、家庭や事業所等での省エネルギー行動の進展、ハイブリット自動車や太陽光発電設備の導入の増加等が見られ、化石燃料に頼りきらない暮らし方が進展しつつあります。

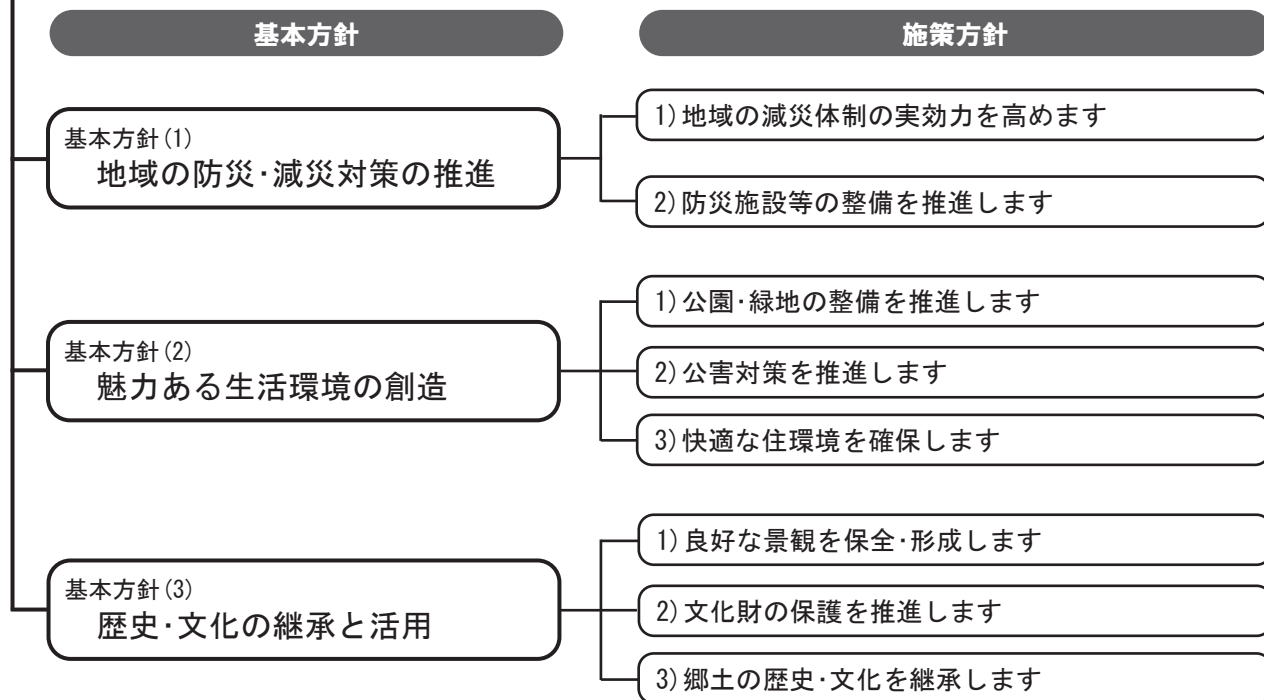
家庭や事業所での省エネルギー行動に加えて、交通利用における省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を促進し、地域全体としてエネルギー使用の合理化に取り組み、環境への負荷を減らしていくことを目指します。



自然共生、資源循環、地球温暖化対策等の実現には、人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、安全が確保される社会であることが前提にあります。

津島市は、木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川によって堆積した沖積層からなる三角州平野にあり、市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地となっているため、津波や洪水、地震による液状化現象、地盤沈下等の災害に対する不安を抱えています。一方で、市内には、歴史的建造物や街道筋の町並み等の歴史的景観、尾張津島天王祭や抹茶文化等の伝統文化が多く残り、将来の津島市でも歴史や伝統文化が息づいているという将来像を描く市民の意見が多くみられました。

安全の確保にあたっては、防災・減災の取り組みを中心として、公園・緑地の整備、公害対策、地域の美化・防犯・交通安全の対策等による住環境の安全に加え、地域での人と人とのつながりや地域の自然や歴史・文化を実感できる安心があることによって、物質的な面、精神的な面の双方において豊かである社会を築いていくことを目指します。



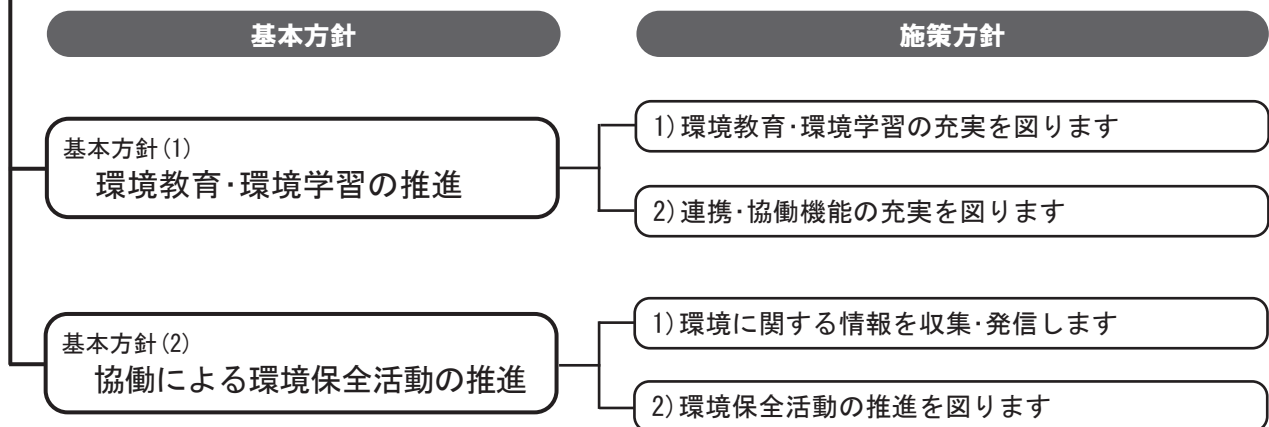
まちの持続可能性を高めていくためには、地域が有する固有の課題を解決しながら、自らの生活環境を地域全体で向上させていく必要があります。課題の解決には、市民・事業者・行政が、それぞれ津島市の環境の強み・弱みや環境保全の方針を理解し、それぞれの役割を認識した上で、行動することが必要です。

津島市では、環境をはじめとする様々な分野について教育・学習の機会や情報の提供を行っていますが、課題の解決につながる行動の実践については各自に委ねられていることが多く、統合的な課題解決プログラムとしては機能していません。

地域の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むための学習や活動の機会を利用して、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことのできる教育・学習プログラムを構築し、持続可能なまちづくりを担う市民を育みます。

また、市内でも地域によって居住空間・生活環境にそれぞれの特徴があり、必ずしも共通する課題ばかりではありません。地域レベルの課題に対しては、市内8小学校区で活動する地域コミュニティ組織が主体となって、より実践的で具体的に取り組むことによって解決を目指します。

さらに、地域で活動する各主体による課題解決につながる行動の実践を促すためには、地域の環境の現状や解決につながる方法等の情報を充実させていく必要があります。その際には、年齢や性別、文化や言語の違いを問わずに利用することのできるユニバーサルデザインの考えを大切にして、より多くの人に分かりやすく、そして使いやすい情報提供の充実に努めることを目指します。



3

目標指標

目標指標は、環境基本計画の進捗状況を点検・評価するための「ものさし」になります。本計画では、持続可能で快適なまちを、基本目標1から基本目標4までの4分野で具体化していることから、目標指標についても分野ごとにそれぞれ設定することとしました。

目標指標の設定にあたっては、次章で示す環境施策の展開によって、津島市の環境や市民の意識・行動にどれくらいの変化があったのかを示す指標を設定することとしました。また、計画期間の中間年である平成32年度と最終年度である平成37年度に、その進捗状況を確認・検証することを前提として設定することとしました。

なお、目標指標とは別に、本計画に基づく環境施策の進捗状況を把握するため、施策ごとに事業計画及び指標又は目標を設定し、毎年度評価を行うこととします。

基本目標	目標指標	現状値	目標値
基本目標1 人と生きものが 共生するまち	市域全体の緑地の割合	約35% (平成19年度)	現状維持
	自然にふれあうことに 取り組んでいる市民の割合	23.1% (平成26年度)	50%
基本目標2 モノを大切に する心が根付いたまち	一人一日当たりのごみ排出量	877g/人・日 (平成24年度)	730g/人・日
	リサイクル率	16.7% (平成24年度)	23%
	モノを長く使うように 心がけている市民の割合	70.5% (平成26年度)	82%
基本目標3 エネルギーを賢く 大切に使うまち	再生可能エネルギーを 利用している市民の割合	22.4% (平成26年度)	50%
	エコドライブをしている 市民の割合	73.0% (平成26年度)	80%
基本目標4 津島らしさが 感じられるまち	災害等の心配が少ないと思う 市民の割合	11.4% (平成26年度)	20%
	まちの美化に取り組んでいる 市民の割合	48.0% (平成26年度)	67%
	歴史が感じられると思う 市民の割合	43.0% (平成26年度)	50%

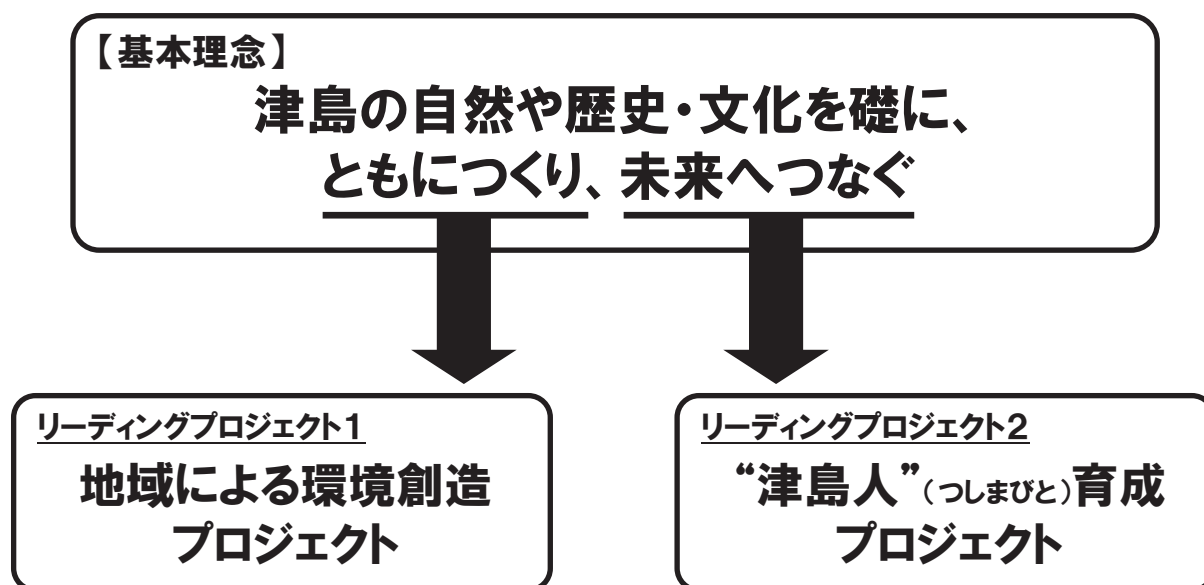
4

リーディングプロジェクト

本計画の基本目標の各分野は、それぞれが独立して存在しているのではなく、相互に関係や影響をしながら、統合的に達成されるべきものです。したがって、本計画に掲げる各施策を一様に進めるのではなく、津島市の環境の強みや弱みを踏まえ、複数の環境分野に関係し、取組みの推進によってその他の施策を牽引・誘導するような取組みを「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に実施していくことが有効であると考えます。

本計画の基本理念である「津島の自然や歴史・文化を礎に、ともに作り、未来へつなぐ」には、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう（ともに作る）」、「津島の次代を担う子ども・若者たちを育てよう（未来へつなぐ）」という想いが込められています。これは、「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム」において重要とされている、地域レベルでの課題解決に向けた行動の促進、思考・行動の変革を実現するための教育にそれぞれ繋がる考え方です。

そこで、本計画では、「ともに作る」「未来へつなぐ」というキーワードに着目し、次の2つのプロジェクトをリーディングプロジェクトとして設定することとします。



ESD に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)

平成 26 年の持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議に先立ち、平成 25 年 11 月の第 37 回ユネスコ総会において、「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムとして採択されました。ここには、持続可能な社会の実現にあたっては、従来の思考と行動の変革が必要であり、教育はその変革を実現する重要な役割を担っていること、既存のネットワークの多様化及び拡大により、地域レベルでの課題解決に向けた行動の促進が重要であることが示されています。

【プロジェクトの基本的な考え方】

津島市では、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という共通認識のもと、町内会をはじめ市内 8 小学校区のコミュニティ推進協議会により地域環境の改善につながる取組みが行われています。地域で発生している環境問題の解決にあたっては、地域住民自らが問題意識を持ち、より多くの地域住民が参加して進めることが重要になります。

そのためには、コミュニティ推進協議会が主体となり、より良い、魅力的な地域環境を創造するための課題を洗い出し、課題解決に向けた取組み（プログラム）を事業者や行政と連携しながら地域全体で推進する地域による環境創造プロジェクトを推進します。

【プロジェクトの実施主体、主体毎の役割】

【実施主体】 コミュニティ推進協議会（市内 8 小学校区コミュニティ推進協議会）

主体毎の 主な役割	市 民	・コミュニティ推進協議会への参画
	事業者	・プロジェクト及びプログラムへの理解、協力支援
	行 政	・プロジェクトの概要説明、地域の環境に関する情報提供 ・コミュニティ推進協議会の提案するプログラムの支援・協働実施

【プロジェクトの進め方】

① プロジェクトの立ち上げ、コミュニティ推進協議会の意識醸成

- コミュニティ推進協議会に対してプロジェクトの概要説明を行う。
- 地域の環境を維持していくために自分たちが何をすべきかを考え、意識の醸成を図る。



② より良い、魅力的な地域環境を創造するための課題の洗い出し

- 地域の自然や歴史・文化を踏まえ、地域における持続可能で快適なまちのイメージを検討し、共有する。
- 地域のあらゆる世代の住民にとって、より良い、魅力的な地域環境の創造に向けて、優先的に取り組むべき課題を整理する。



③ 課題解決に向けた取組みの検討、提案

- 課題解決に向けた取組みを検討する。
- 自分たちでできること、事業者、行政、地域活動団体等と協働すべきことを整理し、関係者に支援・協力の要請や協働実施の提案をする。



④ 課題解決に向けた取組みの実施

- 自分たちで又は事業者、行政、地域活動団体等との協働により、課題解決に向けた取組みを実施し、その成果を地域で共有する。

【プロジェクトの基本的な考え方】

持続可能な社会の実現にあたっては、「教育」「学習」による人づくりが非常に重要な役割を担っています。

保育園・幼稚園や小中学校での食育や環境教育・環境学習、子ども会活動等の地域活動を通じて、次代を担う子どもの育成につながる様々な取組みを進めていますが、社会の動向にあわせて、取組みの幅や対象者を広げていくことが考えられます。持続可能な社会を実現するという観点からは、環境問題を理解している、環境に良い行動ができるというだけではなく、津島市の環境の礎となっている自然や歴史・文化を踏まえた上で、課題の解決方法を探りだし、適切な行動をとることができる市民を育てていくことが求められます。

そこで、庁内の関係各課がそれぞれ取り組んでいる子ども・若者の育成につながる事業（プログラム）を関連づけ、津島の自然や歴史・文化を踏まえ、持続可能で快適なまちの実現に向けて考え、行動することのできる“津島人”（つしまびと）の育成を図ります。

【プロジェクトの実施主体、主体毎の役割】

【実施主体】 行政（子ども・若者の育成につながる事業に取り組む関係各課）

主体毎の 主な役割	市 民	・プロジェクトへの積極的な参加 ・プログラムの講師としての協力
	事業者	・プロジェクト及びプログラムへの理解、協力支援 ・プログラムの開発や実践
	行 政	・関係各課や関係団体・機関との連携によるプログラムの実施

【プロジェクトの進め方】

① 目的の共有化

○プログラムを実施する関係各課が集まり、それぞれの事業内容を確認するとともに、プロジェクトの目的の共有を図る。



② プログラムの推進

○共通する目的を確認した上で、事業の広報、参加者の募集、対象者設定、開催場所等について必要な調整を行い、関係各課で事業を推進する。



③ プログラムの評価、見直し

○毎年度、プログラムを推進する関係各課が集まり、共通する目的の再認識を図るとともに、事業の成果や課題について協議し、次年度の取組みに反映する。

第3章

環境施策の展開

- 基本目標 1 人と生きものが共生するまち
- 基本目標 2 モノを大切にする心が根付いたまち
- 基本目標 3 エネルギーを賢く大切に使うまち
- 基本目標 4 津島らしさを感じられるまち
- 基本目標 5 持続可能で快適なまちの実現に向けて

人と生きものが共生するまち

基本方針(1) 身近な水と緑の保全

河川や水路、水田や畑等の農地、社寺林等の水と緑は、私たちの生活において最も身近な自然であり、多様な生きものの生息生育空間でもあります。

しかし、私たちの暮らしの変化とともに、公共用水域の水質の悪化や宅地化による農地の減少が進むことによって、こうした水と緑が段々と暮らしに身近なものでなくなってきています。そして、水の汚れや緑の減少が進むことで、生きものの生息生育空間が失われていくことになります。

日常生活や事業活動による環境への負荷を減らし、身近な水や緑の保全を図ることで、人と生きものが共生するまちを目指します。

施策方針 1) 水辺環境を保全・再生します

家庭や事業所から排出される水は、河川、水路、海域等の公共用水域の水環境に大きな影響を与えます。市民や事業者は、使った水がその地域だけでなく下流域へも影響することを考え、責任を持って水を使い、処理することにより、暮らしに関わる水と水辺環境の保全と再生を進めます。

施策① 生活排水及び事業場排水対策の推進

生活排水や事業場排水による河川や水路の水質汚濁を防止するため、地域の特性に応じた公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及のほか、し尿以外の生活排水を処理することのできない単独処理浄化槽からの転換を促進します。

主体別 環境指針	市民	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、合併処理浄化槽の適正管理等に取り組みます。
	事業者	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、排水監視や除害施設の設置・適正管理、建設作業における排水管理等に取り組みます。
	行政	・公共下水道の建設等のインフラ整備のほか、汚水処理施設の適正管理や合併処理浄化槽への転換の促進等に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 4－基本方針(2)－施策方針 2)－施策①：水処理施設の整備促進

施策② 公共用水域の水質改善の推進

河川や水路における水質調査を実施して水環境の状況を把握し、保全対策に活用します。また、調査結果を公表することで、市民や事業者だけでなく、流域全体での情報共有を図ります。

主体別 環境指針	市民	・身近な水辺の水質の監視や生きものの観察に取り組みます。
	事業者	・工場や事業所からの排水の水質監視に取り組みます。
	行政	・河川等の水質調査による公共用水域の水環境の監視を行うとともに、調査結果の公表や水環境の監視への住民参加の促進に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 4－基本方針(2)－施策方針 2)－施策③：継続的な調査・監視体制の整備

施策③ 親水空間の整備促進

河川や水路での生きものの生息生育空間を確保するとともに、治水上の安全性を確保しながら河川、水路、池等で水に親しめる空間を作り出し、人と生きものが共生できる水辺環境を目指します。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	—
	行政	・河川護岸の多自然型護岸への改良や親水空間の確保に必要なインフラ整備の検討に取り組みます。

【関連施策】 基本目標1—基本方針(3)—施策方針2)—施策②：生態系ネットワークの充実に向けた
まちなか緑化の推進
基本目標4—基本方針(3)—施策方針1)—施策②：農地・河川景観の保全・形成

施策方針2) 農地環境を保全・活用します

農地は、津島市の代表的な自然環境の一つであり、水田や畑等の農地では、農業用水の水辺を含めて生態系が形成され、多くの生きものが生息・生育しています。水田や畑が集積された地域もみられますが、津島市の農家数は20年間で約3分の1に減少し、農地の宅地化が年々進んでいます。優良農地の確保や農産物の消費拡大による農業振興、農業者以外の市民による農地の有効活用により、農地環境の保全を推進します。

施策① 農業の振興

農地の集積や農地提供者の把握に努め、農業者の経営安定を図るとともに、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を支援し、優良農地の確保や農業生産の効率化を促進することによって農業の振興を図ります。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	・農業の経営安定を図り、農地の適正利用に取り組みます。
	行政	・農地中間管理事業の推進による農業生産の効率化に取り組みます。

施策② 遊休農地等の有効活用

農家数の減少等により耕作放棄地や遊休農地が増加しています。土地の利用状況を把握して農地の適正な利用を推進するとともに、農家以外の市民による未利用農地の有効活用等を促進します。

主体別 環境指針	市民	・未利用農地等を活用した市民農園の利用や農業の体験等に取り組みます。
	事業者	・遊休農地の水張りや景観作物の栽培等による農地の生態系や景観の保全に取り組みます。
	行政	・耕作放棄地や遊休農地の再生利用による市民農園の普及や農業体験・交流プログラムの実施の促進に取り組みます。

【関連施策】 基本目標4—基本方針(3)—施策方針1)—施策②：農地・河川景観の保全・形成

施策③ 地産地消の普及・促進

学校や保育所の給食等を中心として、地域で生産された農産物をその地域内で消費する地産地消活動を促進するほか、伝統野菜の普及等による地元農産物の消費拡大を図ることによって、地域の農業の周知と活性化を図ります。

主体別 環境指針	市民	・地元農産物や伝統野菜の積極的な購入・消費に取り組みます。
	事業者	・地元農産物の生産や地域流通の拡大に取り組みます。
	行政	・学校や保育所で行う食育を通じた地産地消の普及に取り組みます。

施策方針 3) 社寺林等を保全します

津島神社の大イチョウに代表される社寺周辺の巨木や樹林、集落地における屋敷地内の豊かな樹林等は、歴史的な背景を持つ津島市の代表的な景観を形成する一要素であるとともに、周辺の水辺や緑地・農地と合わせて生きものの重要な生息生育空間となっています。地域住民の理解や協力を得ながら、こうした社寺林等の保全に努めます。

施策① 樹林・樹木の保存

良好な自然環境を有し、景観を形づくっている社寺林等を保存樹木又は保存樹林に指定することによって、地域の樹林・樹木を保全するための位置づけを明確にし、社寺林等の周辺環境を一体として保全できるよう検討します。

主体別 環境指針	市民	・社寺林等の保存に取り組みます。
	事業者	・事業所敷地内の樹林・樹木の保存に取り組みます。
	行政	・社寺林等の保存樹木指定、地区計画制度や都市緑地法等による地域の総合的な保全方策の検討等に取り組みます。

施策② 社寺林を活用した地域活動の推進

社寺林を地域の自然環境を代表する共有の財産として根付かせ、保全の気運を高めるために、環境学習や地域活動の場としての活用を検討します。

主体別 環境指針	市民	・社寺林を活用した地域活動に取り組みます。
	事業者	・社寺林を活用した地域活動に取り組みます。
	行政	・環境学習や地域活動に活用できる社寺林の情報を提供します。

基本方針(2) 身近な水と緑の創出

津島市全域では、まとまりのある農地や縦横に走る河川・水路等の自然環境が見られますが、まちなか(市街地)に限ってみると緑地の割合は約10%に過ぎません。そこで、まちなかに緑のスポットやラインを配置し、暮らしに潤いをもたらす景観や生きものの生息生育空間を確保するとともに、身近に水や緑とふれあえる環境を創出します。

施策方針1) まちなかの緑化を推進します

まちなかでは、道路舗装や建築物等の占める割合が高いため、面積当たりの緑の量が極端に少なくなっています。道路等の公共施設では、その機能を阻害しない範囲で積極的に緑化を進めるとともに、家庭や事業所においても、身近な生活の場への緑の配置を促進します。

施策① 沿道における緑化の推進

津島市の土地利用の13.4%を占める道路空間のうち、県道名古屋津島線等の都市計画道路において街路樹の整備を推進します。また、生活道路の沿道では、接道する駐車場やオープンスペースの緑化や花植えを推進し、目に映る緑や花を増やします。

主体別 環境指針	市民	・接道する駐車場やオープンスペースで緑化や花植えに取り組みます。
	事業者	・接道する駐車場やオープンスペースで緑化や花植えに取り組みます。
	行政	・都市計画道路における街路樹の整備のほか、市民や事業者に苗木や種を配布して沿道・まちなかの緑化に取り組みます。

【関連施策】 基本目標1-基本方針(3)-施策方針2)-施策②：生態系ネットワークの充実に向けたまちなか緑化の推進

施策② 公共施設における緑化の推進

市内各所にある市庁舎や図書館、学校等の公共施設では、敷地内のオープンスペースや施設の壁面等を利用した緑化に取り組みます。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	—
	行政	・公共施設のオープンスペース、壁面等の緑化のほか、緑の適正管理に取り組みます。

【関連施策】 基本目標1-基本方針(3)-施策方針2)-施策②：生態系ネットワークの充実に向けたまちなか緑化の推進

施策③ 家庭・事業所における緑化の推進

住宅地区では、敷地内の緑化や緑の適正管理等による市民一人ひとりの緑化活動を促進するとともに、地域の協力による住宅地域全体での緑化を検討します。

商店街等のまとまりのある商業集積地区では、統一したテーマでの緑化等により魅力と特色ある景観を形成することを検討します。

工場や事業所では、建物や敷地内、敷地境界等での緑化を促進して周辺環境との調和を図るとともに、事業活動による周辺環境への影響の緩和や敷地内での生きものの生息生育空間の確保を図ります。

主体別 環境指針	市民	・自宅の緑化のほか、地域での緑化活動等に取り組みます。
	事業者	・商業施設や事業所の緑化による周辺景観との調和、緑を利用した敷地境界での騒音緩和や生きものへの配慮等に取り組みます。
	行政	・緑化による住宅地区や商業集積地区での景観形成を検討するほか、開発事業等において緑地創造の誘導に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(3)－施策方針 2)－施策②：生態系ネットワークの充実に向けた
まちなか緑化の推進
基本目標 4－基本方針(3)－施策方針 1)－施策③：都市景観の保全・形成



施策方針 2) 身近に水や緑とふれあう機会の充実を図ります

地域の自然環境に対する市民の関心を高めるため、その入り口として身近に自然とふれあうことのできる場や機会の充実を図り、自然に関する体験や学習を通して地域の自然環境について理解を深めます。

施策① 自然体験・学習の機会の充実

身近に自然とふれあうとともに、暮らしに関わる水や緑、生きもの等の自然環境について学ぶことができる機会の充実を図ります。また、図書館や児童科学館等の社会教育施設と連携し、こうした学びのきっかけとなる情報提供を行うほか、学習成果を地域で活用できる仕組みを検討します。

主体別 環境指針	市民	・身近な自然への関心を高める機会や情報の積極的な利用に取り組みます。
	事業者	・自然体験・学習の機会や場、教材、人材等の提供に取り組みます。
	行政	・自然体験・学習の機会や場、教材、人材等に関する情報の提供に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 5－基本方針(1)－施策方針 1)－施策③：地域での環境学習の推進

施策② アダプトプログラムの推進

市民や事業者が、清掃や花植えによって身近な道路や公園等の公共の場所を自分の庭のようにきれいにするアダプトプログラムの活動を充実し、地域で活動することにより身近な自然環境への意識・関心を高めます。

主体別 環境指針	市民	・地域の美化・花植え活動への主体的な参加に取り組みます。
	事業者	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	行政	・資材や情報の提供によるアダプトプログラムの活動の支援をはじめ、地域の美化・花植え活動の活性化の支援に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 2－基本方針(2)－施策方針 1)－施策①：ごみゼロ運動等の推進
基本目標 4－基本方針(2)－施策方針 3)－施策①：地域美化活動の推進



アダプトプログラム（中一色町）

基本方針(3) 生物多様性の保全

生きもの世界では、様々な生きものが互いに関係を持って生息・生育する生態系をつくりあげることによって、自然の柔軟さや強さを生み出しています。また、人間の生活や経済活動もその恵みにより支えられています。しかし、私たちの暮らしの変化や自然開発等が、生きものの生息生育空間の消滅、外来種や化学物質による生態系の急激な変化等を引き起こしています。地域が持つ生きものの多様性を理解し、保全に努めることで、人と生きものが共生できる環境を目指します。

施策方針 1) 多様な生きものが生息・生育できる環境を保全します

人の活動によって、絶滅が危惧される在来の動植物種や人為的に移入された動植物種が増加するなど生態系に急激な変化が生じ、それは私たちの生活にも影響を与え始めています。人の暮らしと生きものの生息・生育が調和し、共生できる環境を実現するため、地域で協働して行動することを目指します。

施策① 生きものの生息・生育状況の把握・共有

ナゴヤダルマガエルやアサザ等の絶滅が危惧される動植物種、ヌートリアやミシシippアカミミガメ、オオキンケイギク等の外来種を含め、地域に生息・生育する生きものの状況を把握するとともに、市民や事業者、近隣自治体等との間で保有する情報の共有を図り、生物多様性の保全に対する認識・機運を高めます。

主体別 環境指針	市民	・居住地周辺の動植物の生息・生育状況の把握に努め、その生息・生育に配慮した生活に取り組みます。
	事業者	・工場や事業所周辺の動植物の生息・生育状況の把握に努め、その生息・生育に配慮した事業活動に取り組みます。
	行政	・生きものの生息・生育状況に関する調査の実施や情報の提供に取り組みます。

施策② 生きものとの共生のあり方の検討

地域に生息・生育する生きものの状況を踏まえ、自然や生きものに関する体験や学習を通じて、地域における生物多様性や生きものと共生できる環境のあり方について検討し、地域で認識の共有を図ります。

主体別 環境指針	市民	・地域の生態系への理解を深め、地域にあるべき生物多様性や自然環境について認識の共有に取り組みます。
	事業者	・地域の生態系への理解を深め、地域にあるべき生物多様性や自然環境について認識の共有に取り組みます。
	行政	・自然体験・学習の機会や地域の生態系に関する情報の提供のほか、生物多様性の保全に必要な希少種の保護や外来種の駆除・防除の方針づくりに取り組みます。

施策③ 人と生きものが共生できる地域環境の保全

地域の生態系や生物多様性を保全するため、地域の各主体が連携・協働し、希少種の保護や外来種の駆除・防除だけでなく、その地域における多様な生きものの共生に必要な生息生育空間の保全に努めます。

主体別 環境指針	市民	・地域協働による生きものの生息生育空間の維持・向上や創出に取り組みます。
	事業者	・地域協働による生きものの生息生育空間の維持・向上や創出に取り組みます。
	行政	・地域協働による生きものの生息生育空間の維持・向上や創出のほか、開発による自然への影響を回避・最小化するための調整に取り組みます。

施策方針 2) 水と緑をつなぐネットワークを形成します

市内を流れる河川や水路、まとまりのある農地、点在する公園や社寺林・屋敷林、街路樹等の水や緑は、市街地と集落地を結び人の交流を促進する生活ネットワークであるだけでなく、水と緑によって生きものの生息生育空間をつなぐ生態系ネットワークともなります。人と生きものが共生する環境の基盤として、水と緑をつなぐネットワークの形成を目指します。

施策① 広域的な視点による生態系ネットワークの形成

津島市を含む周辺自治体の区域を対象とする「生態系ネットワーク協議会」において、広域的な地域の特性や現状と課題を整理した上で、自然のあり方や目指すべき姿について共通の認識をもって設定する目標に向けて、土地所有者、開発事業者及び活動者の協働による取組みを行い、生物多様性の保全の取組みの地域への展開を図ります。

主体別 環境指針	市民	・生きものの行動範囲、生息・生育する環境等の情報の共有に取り組みます。
	事業者	・生きものの行動範囲、生息・生育する環境等の情報の共有に取り組みます。
	行政	・生態系ネットワークの形成を広域で協議し、地域における生きものの生息・生育の状況や環境等の把握と情報の共有に取り組みます。

あいち方式の考え方

すべての土地に
生物多様性への
配慮を



出典：愛知県「あいち生物多様性戦略 2020」

施策② 生態系ネットワークの充実に向けたまちなか緑化の推進

水田や畑等の農地、市街地に点在する公園や社寺林・屋敷林、縦横に走る河川や水路等は、それぞれが生きものの生息生育空間として機能するほか、生息生育空間同士がネットワークとして結ばれることによって、より広域の豊かな生態系が形成されます。ネットワーク化に不足する地域に水や緑の中継点を形成し、生態系ネットワークの充実を図ります。

主体別 環境指針	市民	・自宅の緑化や花植えのほか、地域の緑化活動等に取り組みます。
	事業者	・商業施設や事業所等の緑化や花植えに取り組みます。
	行政	・街路樹の整備や公共施設の緑化と緑の適正管理のほか、開発事業等において緑地創造の誘導に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1－施策③：親水空間の整備促進

基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 1－施策①～③：

沿道、公共施設、家庭・事業所における緑化の推進

モノを大切に作る心が根付いたまち

基本方針(1) 3Rの推進

全国的には、ごみの排出量が減少し、資源化率が上昇する傾向にあります。津島市では、ごみの排出量は減少の傾向にありますが、資源化率も低下しています。

いったん発生したごみは、資源として再生利用できる部分があっても、少なからず環境への負荷を生じます。ごみの発生をできる限り抑えることを優先課題とし、各主体によるごみの排出量の一層の削減や排出されるごみからの有用資源の回収によりごみの減量を図るとともに、回収した資源の再生利用を促進して資源の循環を促進することにより、ごみによる自然環境への負荷の低減を目指します。

施策方針1) 廃棄物の発生抑制を推進します

資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、ごみの発生を抑えることに優先的に取り組みます。

また、製品や容器等の再使用は、再生利用に比べて資源の減失が少なく、再び使用するための処理の過程におけるごみの発生も少ないと言われています。家庭や事業所等の消費段階で発生するごみの排出量を減らすだけでなく、モノの製造や流通の段階におけるごみの発生を抑制する取組みの可能性についても検討します。

施策① ごみの発生抑制の推進

市民や事業者は、ごみの排出が環境に負荷を与えることの認識を共有し、容器包装の簡素化等によるごみ発生量の少ない製品の提供、マイバッグの利用によるレジ袋の削減など、それぞれの立場でのごみの発生抑制につながる取組みを推進します。

主体別 環境指針	市民	・ 過剰包装商品の購入自粛、マイバッグ持参運動、エコクッキング等による家庭生活におけるごみの発生抑制に取り組みます。
	事業者	・ 長寿命製品の開発、過剰包装商品の販売抑制やレジ袋の有料化のほか、環境マネジメントシステムの導入等による事業活動におけるごみの発生抑制に取り組みます。
	行政	・ ごみ処理市民委員会と連携して、家庭生活や事業活動におけるごみの発生抑制の啓発に取り組みます。

施策② ごみの排出抑制・減量化の推進

家庭生活や事業活動において、生ごみの水分除去や反故紙の裏面利用等の簡単に取り組むことのできるごみの排出抑制・減量化の取組みを推進します。

また、発生するごみの分別を徹底し、有用な資源を回収することにより、処分するごみの量の抑制に努めます。

主体別 環境指針	市民	・生ごみの堆肥化や水分ひと絞り運動等による家庭生活におけるごみの減量化に取り組めます。
	事業者	・詰替製品の拡充等の製品の省資源化のほか、環境マネジメントシステムの導入による事業活動におけるごみの減量化に取り組めます。
	行政	・生ごみの堆肥化の普及や常設リサイクルステーションにおける分別の拡充によるごみの減量化に取り組めます。

施策③ 製品等の再使用の推進

生活用品や衣類、事務用品等のあらゆるモノがリユース市場を通じて再使用される仕組みの整備に取り組むとともに、リユース品自体の価値の向上や利用者の意識の変革を促し、モノが使い捨てにならない取組みを推進します。

主体別 環境指針	市民	・フリーマーケットの利用等によるモノの再使用の充実に取り組めます。ごみ処理市民委員会では、市民への説明会や啓発活動に取り組めます。
	事業者	・リユース市場の充実に取り組めます。
	行政	・ごみ処理市民委員会との連携による再使用の啓発やフリーマーケット等のリユース市場の充実に取り組めます。

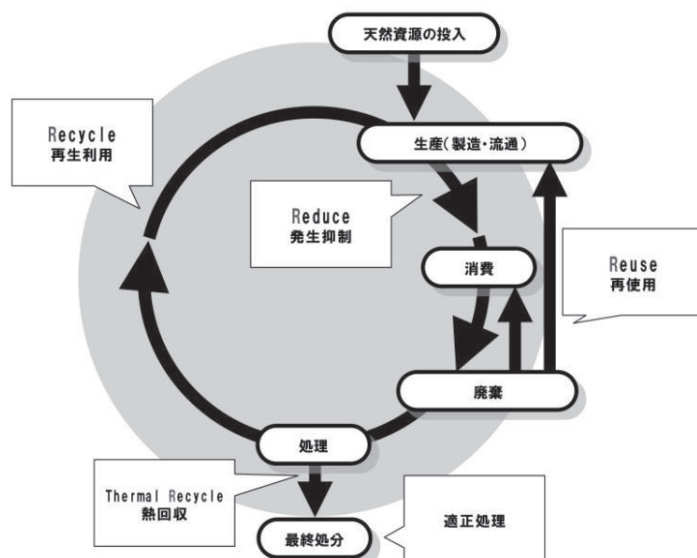


図 循環型社会の概念図（3Rの推進）

出典：津島市「津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」

施策方針 2) 廃棄物の再生利用を推進します

空きカンや空きビン、ペットボトル、古紙、古着等の資源ごみの分別収集に加え、プラスチック製容器包装の分別や小型家電製品の回収に取り組んでいます。ごみの再生利用をさらに促進し、有用資源が循環することによって、新たに自然から採取する資源の量を抑えます。

施策① ごみの資源化の促進

ごみの分別により回収された有用資源は、リサイクル事業者によって再資源化され、製品やエネルギー源として再生利用されます。ごみの有用性や資源性に対する意識啓発を図り、ごみの再資源化を促進します。

主体別 環境指針	市民	・ごみステーションの適切な管理・利用、家庭ごみの分別排出やリサイクル制度の遵守、集団回収の普及等による資源の分別に取り組みます。
	事業者	・事業系ごみの分別排出やリサイクル制度の遵守によるごみの資源化の促進に取り組みます。
	行政	・ごみの排出・分別に関する啓発や相談窓口の充実、集団回収の支援、常設リサイクルステーションの設置等によるごみの資源化の促進に取り組みます。

施策② 再生利用の拡大

再資源化された循環資源を使用した再生品の積極的な利用によって、再生利用のより一層の促進を図ります。また、分別収集による再資源化については、生ごみの飼料利用や刈草・剪定枝の堆肥化、再生可能エネルギー資源としての利用等による再生利用を促進します。

主体別 環境指針	市民	・再生紙や再生プラスチック等の再生品の積極的な利用に取り組みます。
	事業者	・グリーン購入等による再生品の利用促進等の事業活動での環境配慮に取り組みます。
	行政	・家庭や事業所におけるグリーン購入等の実施や廃食用油の BDF 化、刈草・剪定枝の分別回収等による資源化の促進に取り組みます。

基本方針(2) 適正なごみ処理体制の構築

社会経済活動のあるところでは、必ずごみの処理が必要となります。資源循環の終着点においてごみが適正に処理されないと、地域の景観の悪化や有害物質の漏出による環境汚染等にもつながってしまいます。

市民や事業者がごみ処理の仕組みを理解し、責任を持って適正にごみを排出するよう促すとともに、ごみの処分に関わる施設や体制を適切に管理し、適正なごみ処理の実施を推進します。

施策方針 1) 廃棄物の適正な処理を推進します

津島市で排出された一般廃棄物は、中間処理によって有用資源の再資源化や再生処理を行い、その残余の可燃ごみを海部地区環境事務組合が管理する八穂クリーンセンター（弥富市）で焼却処分し、不燃ごみの一部を鹿伏免最終処分場で埋立処分しています。

ごみ処理に関する地域の理解の下で、ごみ処理施設での適正なごみ処理や最終処分されたごみの適正管理を通じて、地域環境の安全を確保します。

施策① ごみゼロ運動等の推進

市民や事業者の参画により、環境美化を目的としたごみゼロ運動やアダプトプログラムが地域ぐるみで行われています。地域による環境保全の取組みを促進し、地域の一人ひとりが地域の環境に対する関心を高め、ごみの散乱やポイ捨てを許さないという意識の醸成・共有を図ります。

主体別 環境指針	市民	・地域の美化・花植え活動への主体的な参加に取り組みます。
	事業者	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	行政	・ごみゼロ運動のコーディネートやアダプトプログラムの活動の支援をはじめ、地域の美化・花植え活動の活性化の支援に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 2)－施策②：アダプトプログラムの推進
基本目標 4－基本方針(2)－施策方針 3)－施策①：地域美化活動の推進

施策② ごみの適正処理に対する意識の醸成

市民や事業者のごみ処理に関する意識の醸成を図り、ごみ処理の実態や方法等の学習を通して、ごみの適正な排出方法の理解と定着を図り、併せて排出者としての責任の自覚を促します。

また、集合住宅へのごみ集積場の設置をはじめとするごみ出しやステーションの設置・管理に関するルール改善について検討を行います。

主体別 環境指針	市民	・ごみの処理に関する理解を深め、責任を持ってごみの排出に取り組みます。
	事業者	・ごみの処理に関する理解を深め、責任を持ってごみの排出に取り組みます。
	行政	・ごみ処理市民委員会と連携してごみ処理施設の見学会や講習会の実施、小中学校でのごみの分別等に関する環境教育、ごみ処理に関する情報の提供や啓発等に取り組みます。

施策③ ごみ処理施設・最終処分場の適正管理

中間処理によって有用資源と分別された循環利用できないごみは、ごみ処理施設や最終処分場において処分を行います。ごみの分別排出・収集や中間処理の充実によって最終処分されるごみの量を適正に維持するほか、ごみ処理施設の運営による環境への影響を点検するとともに、最終処分場の施設及び処分ごみを適正に管理します。

主体別 環境指針	市民	・家庭ごみの分別排出の徹底によるごみ処分量の削減に取り組みます。
	事業者	・事業系ごみの分別排出の徹底によるごみ処分量の削減に取り組みます。
	行政	・中間処理の充実等によるごみ処分量の削減を図るほか、ごみ処理施設・最終処分場の適正管理に取り組みます。

施策方針 2) 不法投棄・不適正処理対策を推進します

ごみの不法投棄や不適正処理、突発的に発生して処理不能な災害廃棄物等は、地域の生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすものであり、あらかじめ未然防止の対策や処理体制の整備を行い、その発生に備える必要があります。広域的に取り組むべき課題については行政が主導するほか、身近な課題に対しては、地域と行政が連携して防止や対応に努めます。

施策① 不法投棄対策の推進

地域の目の届きにくい場所での一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄だけでなく、道端や道路へのごみのポイ捨て、屋外でのごみの焼却等は、未然防止の啓発に加え、地域と行政が連携して監視を行う体制をとり、不適正なごみの処理を行わせない姿勢を見せることが重要です。また、不適正な処理の行為者に対しては、ごみの排出者責任を追及し、原状回復と是正を徹底します。

主体別 環境指針	市民	・ごみの不法投棄やポイ捨て、野焼きをしないだけでなく、地域で連携して、不法投棄や不適正処理、ごみの持ち去り等に対する監視に取り組みます。
	事業者	・事業活動により排出されるごみの適正処理、建設工事における建設リサイクル法の遵守等に取り組みます。
	行政	・不法投棄や不適正処理の防止啓発のほか、パトロールや監視による早期発見、指導、ごみの回収等に取り組みます。

施策② 災害廃棄物処理への対応検討

大規模災害時に発生する災害廃棄物は、市町村が処理を行います。災害発生後の市民生活及び産業活動の早期の復旧・復興に対応するため、愛知県をはじめとする他の自治体と連携して処理できるよう広域的な処理体制を整備します。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	—
	行政	・災害廃棄物処理計画の策定や処理体制の整備に取り組みます。

エネルギーを賢く大切に使うまち

基本方針(1) 省エネルギー行動の推進

地球温暖化をもたらす人為的な温室効果ガスの大部分は、私たちの日常生活や事業活動に必要なエネルギーの使用によって発生します。津島市の2012年のエネルギー消費量をみると、1990年と比較して27.1%増加しています。地球温暖化の防止にあたっては、こうしたエネルギー使用量の削減を通じた温室効果ガス排出量の抑制が最大の対策となります。

省エネルギー行動は、エネルギー使用の無駄をなくすことです。市民意識調査では、市民や事業者だけでなく、多くの小中学生がエコドライブ等の省エネルギー行動に取り組みたいと回答しています。各主体の省エネルギー行動を通じて、エネルギーを賢く大切に使う意識を醸成します。

施策方針 1) 省エネルギー行動を推進します

津島市でのエネルギー消費量の推移を部門別にみると、2012年には1990年と比較して民生家庭部門で42.7%の増加、民生業務部門で70.2%の増加となっており、家庭や事業所での省エネルギー対策が求められています。省エネルギーに取り組むには、まずはエネルギーの使用状況を知ることが重要です。エネルギーが何に、どれだけ使われているかを知り、無駄なエネルギーの使用を抑える省エネルギー行動を推進します。

施策① 家庭での省エネルギー行動の促進

電気やガスの使用量を記録する環境家計簿ソフト等を利用して、家庭のエネルギー使用状況の見える化を推進します。さらに、冷暖房の適切な温度設定やエコドライブ等の家庭生活における省エネルギー行動のほか、省エネ家電製品への交換、省エネリフォームといった住宅設備の改善や機能向上により、家庭におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

主体別 環境指針	市民	・環境家計簿ソフトによるエネルギー使用量の見える化のほか、家電製品や住宅設備の省エネルギー化や日常生活の中での省エネルギー行動に取り組みます。
	事業者	・省エネ家電製品や省エネリフォーム等による省エネルギー効果の周知に取り組みます。
	行政	・エネルギー使用量の見える化や日常生活における省エネルギー行動に関する情報の提供に取り組みます。

施策② 事業所での省エネルギー行動の促進

省エネ診断や節電診断等のサービスを活用して、事業所のエネルギー使用状況の把握や改善対策の検討を行います。また、環境マネジメントシステムや環境会計等の導入による総合的な取組みのほか、従業員一人ひとりの省エネルギー行動、工程の見直しや設備機器の省エネ設定・改修等により、事業所におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	・環境マネジメントシステムの導入のほか、従業員の省エネルギー行動や設備機器等の省エネルギー化に取り組みます。
	行政	・中小企業を中心としたエネルギー使用量の見える化や環境マネジメントシステムの導入に関する情報の提供や支援に取り組みます。

施策③ 公共施設での省エネルギー行動の推進

職員一人ひとりの省エネルギー意識を高め、事務事業に支障のない範囲で、照明の間引き点灯やこまめな消灯、空調機器の省エネ設定や運転時間の短縮等の日常業務における省エネルギー行動を推進します。また、公共施設の構造に応じて、緑のカーテン等の省エネルギー対策や設備機器の省エネ設定・改修等により、公共施設におけるエネルギー使用量の削減を図ります。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	—
	行政	・職員の省エネルギー行動や設備機器等の省エネルギー化に取り組みます。



施策方針 2) 環境に配慮した交通利用を促進します

津島市における世帯当たり自動車保有台数は 1.45 台/世帯であり、愛知県平均 (1.33 台/世帯) の約 1.1 倍、全国平均 (1.08 台/世帯) の約 1.3 倍となっています。また、通勤・通学時の交通手段は自動車が 50%を超え、鉄道・バスの 2.5 倍となっており、全国平均と比べても日常生活での自動車への依存度が大きくなっています。運輸部門における省エネルギー対策として、環境に配慮した交通利用を促進します。

施策① エコモビリティ・ライフの普及促進

自動車への過度な依存を軽減してエネルギー使用量を抑えるため、自動車と電車・バス等の公共交通機関、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルであるエコモビリティ・ライフの普及を図ります。また、地域公共交通である巡回バス「ふれあいバス」をはじめとする公共交通機関や自転車の利用を促進します。

主体別 環境指針	市民	・通勤や通学、買い物等において、場所や距離、天候、体調等に応じた適切な交通手段の利用に取り組みます。
	事業者	・事業所でのエコモビリティ・ライフの実践に取り組みます。
	行政	・巡回バス「ふれあいバス」の運行や公共交通機関、自転車の利用促進のほか、エコモビリティ・ライフの普及と市役所での実践に取り組みます。

施策② 低公害車（エコカー）の普及促進

次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車及び天然ガス自動車）のほか、燃費基準早期達成車や低排出ガス認定車等の従来車について、環境性能に優れた低公害車（エコカー）として普及を図り、エコドライブによる運用改善と併せて、自動車から排出される温室効果ガスを削減します。

市民、事業者及び行政におけるエコカーの導入拡大を図るほか、商業施設や駐車場での電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電インフラの充実を促進します。

主体別 環境指針	市民	・自家用自動車のエコドライブのほか、エコカーの導入に取り組みます。
	事業者	・業務用自動車のエコドライブのほか、エコカーの導入に取り組みます。
	行政	・公用車のエコドライブやエコカーの導入のほか、エコカーに関する情報の提供や市民・事業者におけるエコカーの導入の促進に取り組みます。

施策方針 3) 地域の地球温暖化対策を推進します

地球温暖化の対策は、一人ひとりの行動を地域全体で受け入れることができなければ広がりません。省エネルギー行動だけでなく、家庭や社会における様々な活動において環境に配慮するといった謙虚さをもって地域全体で地球温暖化対策を推進します。

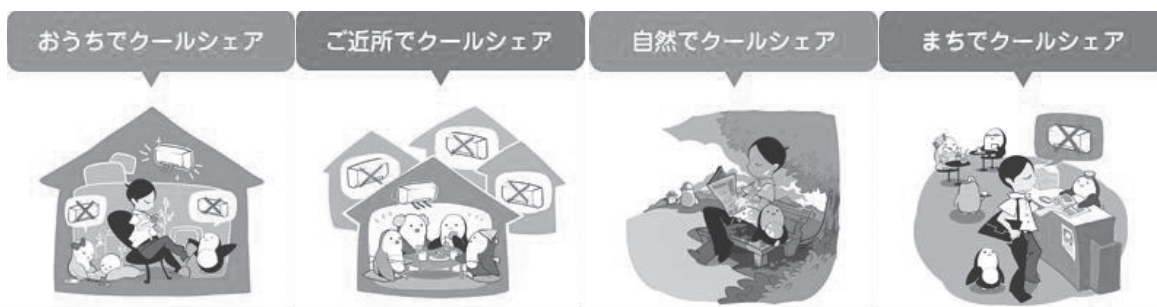
また、地球温暖化は、人の生活や社会活動がある限り、進行するものとされています。エネルギー使用の合理化によりその進行を止める対策だけでなく、地球温暖化に適応していくための対策も併せて検討していくこととします。

施策① 地域の省エネルギー行動の促進

夏季における家庭での冷房利用を控え、緑の多い公園や水辺、図書館等の公共施設、商業施設といった涼しい空間をシェアする「クールシェア」のほか、緑化の推進や打ち水等の身近にできる取り組みを含めて、地域全体で省エネルギーの意識の高揚や行動の促進を図ります。

また、自動車からの温室効果ガスの排出量を削減するため、急発進や加速・減速を減らすエコドライブの実践を各主体で推進します。

主体別 環境指針	市民	・夏季には自宅での冷房利用を控え、クールシェアに参加するほか、エコドライブを実践します。
	事業者	・商業施設等でクールシェアスポットとして協力するほか、事業活動におけるエコドライブの実践に取り組みます。
	行政	・クールシェアの普及のほか、公園や水辺の整備によるクールシェアスポット化、公用車のエコドライブの実践に取り組みます。



出典：環境省ホームページ

施策② グリーン購入等による環境配慮の推進

製品やサービスの利用にあたっては、価格や利便性、デザインだけでなく、環境への影響を考慮して、環境への負荷の少ないものを選び、必要な量だけを購入することによって、温室効果ガスの低減や廃棄物の発生を抑制できる「グリーン購入」の推進を図り、環境への負荷の低減に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を促進します。

主体別 環境指針	市民	・家庭生活においてグリーン購入をはじめとする環境に配慮したライフスタイルの定着に取り組みます。
	事業者	・事業活動においてグリーン購入をはじめとする環境に配慮したビジネススタイルの定着に取り組みます。
	行政	・市民や事業者の環境配慮の促進の啓発のほか、市役所の事務及び事業におけるグリーン購入や環境配慮契約に取り組みます。

施策③ 地球温暖化対策の計画的な実行

市役所の事務及び事業による温室効果ガスの排出量の抑制等の措置に関して定める「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みを実施します。

また、市役所の事務及び事業における地球温暖化対策の取り組みの成果をもとに、地域における温室効果ガス排出量の把握や地球温暖化に対する緩和策及び適応策の進め方について検討を行います。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	—
	行政	・温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、その実現に向けた市役所の取り組みの実行と実施状況の公表に取り組みます。

基本方針(2) 再生可能エネルギーの利用促進

日々の快適な暮らしを支えるエネルギーは、その多くを温室効果ガスが排出される化石燃料に頼っています。省エネルギー行動とともに、太陽光等の環境負荷の少ない再生可能エネルギーを利用することは、化石燃料の使用の抑制につながり、地球温暖化対策にとって大きな意義があります。

津島市の地域特性において資源量の多い太陽光をはじめとして、太陽熱や地下水の温度差熱を利用した再生可能エネルギーを取り出し、エネルギーを効率的に利用することにより、エネルギーの地産地消を促進します。

施策方針1) 家庭・事業所での再生可能エネルギーの利用を促進します

津島市内では、平成27年3月末現在で1,323基の太陽光発電設備が設置され、最大出力11,010kWの発電能力を有しています。家庭や事業所における太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を促進するとともに、発電したエネルギーの効率的な利用を推進します。

施策① 創エネルギー設備の導入促進

愛知県は、年間の日照時間が長い地域の特性から、太陽エネルギーの利用に適していると言われています。引き続き、住宅用太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を促進し、家庭からの温室効果ガスの排出を削減します。

主体別 環境指針	市民	・家庭でのエネルギーの使用状況に応じて、住宅用太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入・利用に取り組みます。
	事業者	・事業所への創エネルギー設備の普及に取り組みます。
	行政	・住宅用の創エネルギー設備の導入の支援に取り組みます。

施策② エネルギーの効率的な利用の推進

再生可能エネルギーの利用は、省エネルギー行動と併せて進めることにより、温室効果ガス削減のライフスタイルを形成し、その効果をより発揮することができます。また、自ら創り出したエネルギーを自ら消費することで、必要なエネルギーを必要なだけ使うという意識が生まれ、エネルギー使用の無駄を省くことにつながります。

エネルギーマネジメントシステムや蓄電池等の設備機器を利用して、エネルギーを効率的に使用することによって、エネルギーの必要量自体の削減や使用電力のピークカット・ピークシフトへの対応を図るとともに、再生可能エネルギーの利用拡大を推進します。

主体別 環境指針	市民	・家庭での省エネルギー行動に努めるとともに、再生可能エネルギーの効率的な使用のための蓄エネルギーに取り組みます。
	事業者	・事業所の省エネ診断・節電診断を活用し、創エネルギー設備やエネルギーマネジメントシステムの導入に取り組みます。
	行政	・エネルギーの効率的な利用の啓発や情報提供に取り組みます。

施策方針 2) 地域での再生可能エネルギーの利用を促進します

市役所本庁舎をはじめとする公共施設において太陽光発電設備の導入を進めています。発電された電気を日常業務や施設維持に使用し、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に努めるほか、災害時における自立電源として活用して災害対策の継続や避難施設の維持を図ります。

施策① 公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入促進

公共施設では、7施設に太陽光発電設備が導入され、合計最大出力 75kW の発電能力を確保しています。再生可能エネルギーの平常時利用に加え、災害時の活用を重点的に考慮し、創エネルギー設備の導入促進に加え、蓄電池を併設して蓄エネルギーによる効率的なエネルギー使用と非常時電力の確保を図ります。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	—
	行政	・災害時の電力確保を考慮し、公共施設への創エネルギー設備や蓄エネルギー設備の導入に取り組みます。



施策② 地域での再生可能エネルギーの利用状況の把握

再生可能エネルギーは、地域で創出されるエネルギーであり、その創エネルギー施設は、災害時においてエネルギーを確保できる貴重な施設になります。市民や事業者が市内で設置する太陽光発電施設の場所や発電能力等の情報を収集するとともに、設置者の理解と協力の上で、災害時における補完用電源としての活用を検討します。

また、これまで利用の少なかった太陽熱や地下水の温度差熱等の再生可能エネルギーについて、地域の実情等に応じて、創エネルギー設備の導入の促進を検討します。

主体別 環境指針	市民	・災害時における創エネルギー施設の安全確保と応急電源としての活用の協力に取り組みます。
	事業者	・災害時における創エネルギー施設の安全確保と応急電源としての活用の協力に取り組みます。
	行政	・市民や事業者による市内の再生可能エネルギーの創エネルギー施設の情報の収集と災害時の利用方法の検討に取り組みます。

津島らしさが感じられるまち

基本方針(1) 地域の防災・減災対策の推進

津島市は、市域の大部分が海拔ゼロメートル以下にあり、安全の確保にあたっては、地震及びこれに伴う地盤の液状化、津波や浸水といった水害等に対する防災・減災の取組みを欠くことはできません。一般的に、防災は災害を未然に防ぐための取組み、減災は災害が発生した際の被害を最小限に食い止めるための取組みのことを言います。

市民意識調査では、将来のまちの姿として、多くの市民が防災・減災の取組みが進んで災害に強いまちを望んでいます。

行政が主体となって推進する災害に強い施設整備等の防災対策と、市民一人ひとりが災害時に適切な行動をとることができるような減災対策を併せて推進し、安全・安心な社会を目指します。

施策方針 1) 地域の減災体制の実効力を高めます

災害時には、「津島市地域防災計画」に基づき、行政だけでなく地域の防災組織等と連携して災害時活動を行います。また、災害時における行政と地域の役割をそれぞれが認識を共有して必要な備えを行い、防災・減災に関する意識と災害時の行動力の向上を図ります。

施策① 災害時行動の浸透

行政の非常配備体制を常に見直し、災害時に無駄のない迅速な活動を行うことができるよう実際の災害を想定した訓練を行います。

地域では、家庭でのそれぞれの災害時対応を徹底するとともに、各小学校区に設置された地域コミュニティ組織や自主防災組織を中心として、地域の特性に応じた防災・減災の取組みを推進します。また、自主防災組織や民生・児童委員等の協力を得て、防災施策において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるなど、地域で助け合う体制を整えます。

主体別 環境指針	市民	・地域で行われる防災・減災の取組みに参加するとともに、家庭での災害時行動や身近な避難行動要支援者の確認に取り組みます。
	事業者	・災害時の従業員の適切な行動を徹底するとともに、災害時協力体制の整備に取り組みます。
	行政	・「津島市地域防災計画」に基づく非常配備態勢や行動を職員一人ひとりが認識するとともに、避難行動要支援者の登録受付や地域における支援体制の構築に取り組みます。

施策② 防災・減災意識の啓発

災害に備えて、日ごろから家族での話し合いや備蓄品・持出品の確認をするよう啓発し、防災意識の向上を図るほか、救助活動や安否確認に役立つ「津島市防災情報カード」の利用を推進します。

地域では、地域コミュニティ組織や自主防災組織を中心とした協働により、「減災まちづくりビジョン」で取りまとめた校区別の問題点や課題を整理し、避難時に利用できるハザードマップ等の防災・減災ツールの作成と活用を促進を行います。

さらに、災害時の活動の中心となる人材育成として、小中学生を対象とした防災リーダー育成を推進し、地域全体を巻き込んだ防災・減災に関する意識や災害時の行動力の向上を図ります。

主体別 環境指針	市民	・日ごろから災害時における緊急連絡体制や備蓄品・持出品の確認等に取り組みます。
	事業者	・防災訓練等を通じて、従業員への災害時行動の教育を行います。
	行政	・市民の日ごろからの防災・減災意識の啓発のほか、地域コミュニティ組織や自主防災組織との協働によるハザードマップの作成や防災リーダーの育成に取り組みます。

**第3日曜日は
家庭防災の日**

津島市防災情報カード

氏名	生年月日	性別
住所		
電話番号	性別	
職場名 学校名		
持病	血液型	

家族・親戚・知人緊急連絡先

名前	本人との関係	電話

災害が起こった時の
家族との連絡や
近所との助け合いのために
携帯しましょう。

災害用伝言ダイヤル171

伝言の録音方法 伝言の確認方法

1 7 1 ガイダンスに
1 7 1 沿ってください

1 2

自宅電話の市外局番から 被災地を確認したい方の
自宅電話の市外局番から

0367 を入力 0367 を入力

メッセージを録音(30秒以内) メッセージを再生

携帯電話 災害用伝言板

各社のトップメニューから
「災害用伝言板」を開く

伝言の録音方法 伝言の確認方法
「録音」を選択 「確認」を選択

伝言を入力する
(最大100文字まで) 被災地の方の携帯電話番号
を入力して伝言を見る

NTT災害用ロード/バンド伝言板「web171」

資料：津島市地域・安全課

施策方針 2) 防災施設等の整備を推進します

災害時に利用できる避難所や防災倉庫を市内各所に整備・設置していますが、いざというときの「想定外」を極力なくするために、防災施設や備蓄品等のさらなる充実を図ります。

施策① 災害に強いまちづくりの推進

災害時には、防災拠点として避難所や対策本部としての機能を果たす公共施設の耐震化や機能の維持・強化を引き続き推進します。

また、津波や浸水等の水害において、3階建以上の事業所やマンション・アパート等を一時的な避難場所として利用することで、避難場所の空白地帯を減らすことができます。こうした一時的な避難場所を市民や事業所との協定により確保するほか、自主防災組織と連携して標高表示板を設置するなど、地域の避難施設や避難情報の充実を図ります。

主体別 環境指針	市民	・避難経路や避難場所の把握、家族での話し合いによる避難方法等の情報の共有に取り組みます。
	事業者	・事業所の一部を災害時における一時的な避難場所とする協力に取り組みます。
	行政	・公共施設の耐震改修や機能の維持・強化、防災倉庫や備蓄品の維持管理等のほか、事業所やマンション・アパート等の一時的な避難場所としての確保や自主防災組織との連携による標高表示板の設置に取り組みます。

施策② 災害に強い施設整備

既存の木造住宅に対しては、無料耐震診断や耐震改修費の公的補助の実施により、耐震性能の向上を図ります。また、台風や集中豪雨、地震等の災害時においても住み続けることができるような住宅モデルである「防災・減災のための津島型住宅モデル」の活用を推進します。

主体別 環境指針	市民	・無料耐震診断や耐震改修費補助等を利用し、住宅の耐震性能の向上に取り組みます。
	事業者	・事業所の耐震化に取り組みます。
	行政	・一般住宅の耐震性能の向上の支援に取り組みます。

基本方針(2) 魅力ある生活環境の創造

緑が豊かである、川や池の水、空気がきれいである、道路や施設がきれいで便利であるといった身近な生活空間の快適さや魅力が、健康で潤いのある生活を生み出します。

そこで、公園・緑地の整備や維持管理、公害対策といった日常生活に必要な環境整備を推進するとともに、地域との協働による美化活動や防犯活動等を推進し、地域と行政が一体となって魅力ある生活環境の創造を図ります。

施策方針 1) 公園・緑地の整備を推進します

天王川公園や東公園等の都市公園は、市内 12 か所に整備されていますが、市民 1 人当たりの面積は、愛知県平均を下回っています。健康で潤いのある生活に必要な身近に利用できる公園・緑地の整備に加え、その適切な維持管理を推進します。

施策① オープンスペースやポケットパークの整備推進

都市公園が不足している地域を中心に、公共施設のオープンスペース等を活用した公園機能の補完を検討します。また、市民緑地制度や借地公園制度等を活用した公園・緑地の整備やまちなかのポケットパーク（身近な小規模公園・緑地）の確保を図ります。

主体別 環境指針	市民	・地域で利用する公園・緑地・ポケットパーク等として、所有する空き地等の土地利用の検討に取り組みます。
	事業者	・市民の休憩場所等として、事業所の敷地内にある緑地や水辺等の利用の検討に取り組みます。
	行政	・公共施設のオープンスペース等を活用した公園機能の充実やまちなかのポケットパークの確保に取り組みます。

施策② 地域に根ざした公園・緑地の維持管理の実施

安全で快適な公園・緑地の利用に向けて、都市公園のバリアフリー化や施設・設備の長寿命化対策等による利便性の向上を図るとともに、地域との協働による維持管理に取り組みます。

天王川公園については、老朽化した藤棚の改修を含めた公園全体の再整備による公園施設長寿命化を検討します。

主体別 環境指針	市民	・アダプトプログラム等への参加による公園・緑地の美化・花植え活動やポケットパークの維持管理に取り組みます。
	事業者	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による公園・緑地を含めた周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	行政	・公園施設のバリアフリー化や施設・設備の長寿命化対策に取り組みます。

施策方針 2) 公害対策を推進します

地盤沈下をはじめとする7大公害によって近年深刻な事態が生じている事案はありませんが、主流となる公害は、工場の操業等を原因とする大規模な産業公害から、建設工事や日常生活によって発生する騒音・振動や悪臭といった都市・生活型公害に変化してきています。

引き続き、地下水の過剰汲み上げ等の公害防止の規制や監視を行うほか、津島市の特徴である水環境の維持・改善や野焼きによる大気汚染、悪臭等の身近な公害による被害を防止するための対策を講じ、地域の生活環境の改善を推進します。

施策① 水処理施設の整備促進

生活排水や事業場排水による河川や水路の水質汚濁を防止するため、地域の特性に応じた公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及のほか、し尿以外の生活排水を処理することのできない単独処理浄化槽からの転換を促進します。

主体別 環境指針	市民	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、合併処理浄化槽の適正管理等に取り組みます。
	事業者	・公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換のほか、排水監視や除害施設の設置・適正管理、建設作業における排水管理等に取り組みます。
	行政	・公共下水道の建設等のインフラ整備のほか、汚水処理施設の適正管理や合併処理浄化槽への転換の促進等に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1)－施策①：生活排水及び事業場排水対策の推進

施策② 都市・生活型公害対策の推進

日常生活に伴う生活騒音、建設工事による騒音・振動、野焼きによる悪臭等の都市・生活型公害は、居住区域に近いところで発生することが多く、日常生活に直接的な影響を与えます。

家庭生活に伴って発生する騒音、排水、臭い等の近隣公害については、お互いに被害者にも加害者にもなり得ることがあります。相互に配慮し合った生活を送るとともに、相互間の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いによる解決を目指します。

工事現場や工場・事業所における作業に当たっては、作業方法や工法、作業の時期・期間等を周辺の生活環境に配慮して決定するとともに、周辺住民に対して作業の趣旨・内容、騒音・振動・悪臭の防止方法、周辺への影響の有無等について十分な説明を行い、理解を得るなど、周辺の生活環境の維持に努めます。

主体別 環境指針	市民	・近隣住民同士の相互理解を深め、生活に伴って発生する騒音等への配慮に取り組みます。
	事業者	・騒音・振動・悪臭を伴う作業を行うときは、関係法令を遵守し、周辺住民の理解の上で行い、周辺の生活環境への配慮に取り組みます。
	行政	・事業者が行う騒音・振動・悪臭を伴う作業について、関係法令の規制に基づき、必要な指導等の措置に取り組みます。

施策③ 継続的な調査・監視の実施

二酸化硫黄や二酸化窒素といった工場や自動車の排出ガスを原因とする大気汚染物質は、対策が進んだことにより環境基準を達成しています。全国的に達成が困難となっている光化学スモッグや近年悪化が進んでいる PM2.5 等を含めて、大気汚染物質の常時監視による大気環境の保全と対策を推進します。

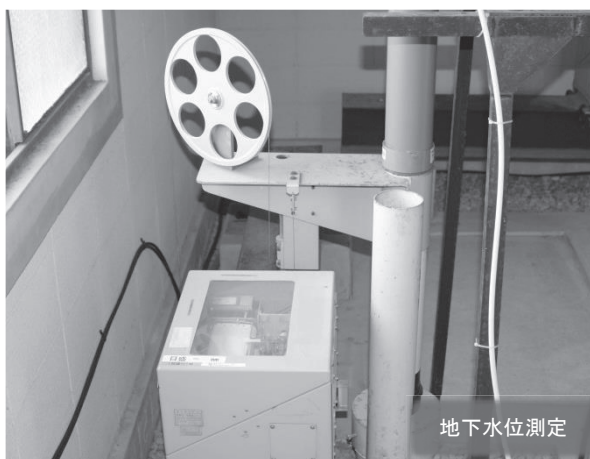
津島市内の河川や水路における水質の有機汚染の代表的な指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) は改善傾向にあり、環境基準 E 類型が適用される日光川 (日光橋) では、10mg/L 以下の環境基準を達成しています。河川や水路における水質調査等により現況を把握するとともに、上下流の流域での情報の共有を図り、水環境の保全と対策を推進します。

昭和 60 年代以降沈静化している地盤沈下の把握のため、水準標高の調査を実施しています。全般的に見て、地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、概ね沈静化の傾向にありますが、引き続き地盤沈下・地下水位の監視や地下水の揚水規制等により地盤沈下の防止を推進します。

こうした公害の状況や調査の結果は、継続的に公表し、関係機関や市民・事業者との情報の共有を図ります。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	・工場や事業所では、関連法令の規制等を遵守し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。
	行政	・大気環境の継続的な監視や主要河川における水質調査、公害発生状況の監視等の実施とともに、情報の継続的な公表により関係機関との連携や市民との情報共有に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1—基本方針(1)—施策方針 1)—施策②：公共用水域の水質改善の推進



施策方針 3) 快適な住環境を確保します

住環境の快適さは、身近な公共空間が清潔であること、安全・安心であることから生まれます。津島市では、市民総ぐるみのごみゼロ運動やアダプトプログラムによる地域美化活動が続けられているように、市民や事業者がそれぞれ地域の一員として連携し、より良い地域とするために自ら行動する意識が根付いています。こうした意識をもとに、地域の清潔さや安全・安心を守る活動を推進します。

施策① 地域美化活動の推進

市民や事業者によるアダプトプログラムの活動を充実し、各主体による自主的な地域の美化を推進します。また、増加するペットによるフン害や鳴き声の苦情については、ペットの飼い方教室やペットとの共生を進める広報等を通じて飼い主のマナーの向上を図るほか、地域の協働による取り組みを推進します。

主体別 環境指針	市民	・地域の美化活動への主体的な参加に取り組みます。ペットの飼い主は、ペットの飼い方や共生の仕方について考え、マナーの向上に取り組みます。
	事業者	・地域貢献活動、ごみゼロ運動、アダプトプログラム等への参加による周辺環境の美化・花植え活動に取り組みます。
	行政	・資材や情報の提供によるアダプトプログラムの活動の支援のほか、ペットとの共生や飼い主のマナー向上について地域と連携した啓発に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 2)－施策②：アダプトプログラムの推進
基本目標 2－基本方針(2)－施策方針 1)－施策①：ごみゼロ運動等の推進

施策② 地域防犯活動の推進

安全・安心な住環境を形成するため、市民の自主防犯意識の高揚と自主防犯対策の充実を図るほか、市役所や警察、市民団体等が連携して防犯パトロール等の防犯活動を実施するほか、地域の防犯・安全・景観等において問題となる空家の適正管理のための対策等を推進します。

主体別 環境指針	市民	・自主防犯意識の高揚や防犯対策の実践のほか、家族や友人との防犯情報の共有に取り組みます。
	事業者	・地域の防犯活動への協力に取り組みます。
	行政	・防犯教室・講座の開催や防犯情報の提供、防犯カメラの設置支援のほか、利活用を含めた空家の適正管理の仕組み・体制づくりに取り組みます。



施策③ 交通安全対策の推進

津島市では、愛知県や全国と比較して世帯当たりの自動車保有台数が多く、通勤・通学時の交通手段等として自動車への依存度が高くなっています。市民の交通安全意識の高揚と自主的な交通安全対策の充実を図るほか、市役所や警察、市民団体等が連携して交通安全運動を実施するとともに、歩道、道路反射鏡、照明灯、防護柵等の安全施設を効果的に配置することにより、交通環境の整備を推進します。

主体別 環境指針	市民	・日常生活を通じて、交通マナーの向上、自動車や自転車の安全運転等の自主的な交通安全対策に取り組みます。
	事業者	・従業員の通勤や外出時における交通安全意識の高揚を図るほか、地域で行う交通安全対策への協力に取り組みます。
	行政	・交通安全教室・講座の開催や地域で行う交通安全対策への協力のほか、交通環境の安全対策に取り組みます。

基本方針(3) 歴史・文化の継承と活用

津島市には、国の重要文化財である「堀田家住宅」や「津島神社本殿」、日本の歴史公園百選に選ばれた「天王川公園」等の様々な歴史・文化資産が点在しており、こうした歴史・文化が私たちの生活に深く息づいています。また、社寺を中心として集落がまとまって存在する風景や集落地における屋敷地内の豊富な緑は、津島市の代表的な景観の一つとなっています。

市民意識調査では、将来のまちの姿として、歴史や伝統文化が息づいているという意見も多くありました。文化財の保護や良好な景観の保全を推進するとともに、まちに息づく歴史・文化の次代への継承を図ります。

施策方針1) 良好な景観を保全・形成します

津島市には、津島神社から天王川公園、青池、津島高校を結ぶ旧天王川流域をはじめとする歴史的景観が残る地域、一帯に広がる田園風景が見られる地域、市街化が進み多くの市民が居住する地域等があり、歴史・文化と水と緑、人の生活が一体となった郷土風景を形成しています。こうした各地域の特徴を生かし、津島らしさを後世に伝えていくため、良好な景観の保全・形成を推進します。

施策① 歴史的景観の保全・形成

津島駅西側の歴史・文化ゾーンは、湊町として、また、津島神社の門前町として栄えた歴史があり、社寺や堀田家住宅等の文化財、昔ながらの町割りや街道筋の町家、尾張津島天王祭、尾張津島秋まつり等の貴重な地域資源が多く残されています。

市民や事業者との対話をもとにしたまちづくりを進め、歴史的建造物周辺の道路の美装化や建物の保全、町家・山車蔵等の修景によって、歴史・文化を感じられる景観の形成を推進します。

主体別 環境指針	市民	・協働によるまちづくりへの参加や地域の景観を生かした生活空間の整備に取り組めます。
	事業者	・協働によるまちづくりへの参加や地域の景観を生かした生活空間の整備に取り組めます。
	行政	・市民や事業者との対話をもとにしたまちづくりの機運の醸成を図るとともに、協働による歴史・文化を生かしたインフラ整備やソフト事業の展開に取り組めます。



歴史・文化ゾーンのまちづくりタウンミーティング

施策② 農地・河川景観の保全・形成

農地、民家、社寺が水と緑を介して共存する景観を保全するため、遊休農地等を活用したレンゲや菜の花、コスモス等の景観作物の栽培をはじめとする景観や自然環境の向上に資する多面的な農地・農業用水の活用を推進します。また、人と生きものが共生する水辺環境やその景観を確保するため、市内を縦横に走る河川や水路を生かした親水空間の整備を促進します。

主体別 環境指針	市民	・未利用農地等を活用した市民農園の利用や農業体験等に取り組みます。
	事業者	・遊休農地での景観作物の栽培等による景観の保全に取り組みます。
	行政	・耕作放棄地や遊休農地の再生利用による市民農園の普及や農業体験・交流プログラムの実施の促進に取り組みます。 ・河川護岸の多自然型護岸への改良や親水空間の確保に必要なインフラ整備の検討に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 1)－施策③：親水空間の整備促進
基本目標 1－基本方針(1)－施策方針 2)－施策②：遊休農地等の有効活用

施策③ 都市景観の保全・形成

屋外に表示された看板やはり紙、広告塔等の屋外広告物は、地域の景観に大きな影響を及ぼします。表示の仕方や場所等のルールを遵守し、適正な屋外広告物の表示を行うことにより、都市機能の向上や都市景観の保全を図るとともに、周辺環境に配慮した意匠や色による表示により景観の向上を促進します。

主体別 環境指針	市民	・自宅の緑化によるまちの景観への配慮に取り組みます。
	事業者	・適正かつ景観を向上させる屋外広告物の表示のほか、商業施設や事業所の緑化による周辺景観との調和に取り組みます。
	行政	・愛知県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の適正化に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 1)－施策③：家庭・事業所における緑化の推進

施策方針 2) 文化財の保護を推進します

津島市には、平成 27 年 12 月現在で、国指定文化財 7 件、県指定文化財 18 件、市指定文化財 125 件、国登録文化財 4 件の文化財のほか、祖先の遺産 20 件があり、津島神社をはじめとする社寺に関わるものやまつり等の民俗行事が多くみられます。津島市の歴史・文化を継承するため、こうした文化財の保護を進めるとともに、文化財を含む歴史・文化資産を活用したまちづくりを推進します。

施策① 文化財の保護の推進

指定・登録文化財を保護するため、文化財保護審議会の意見や公的支援の活用等により、文化財の保存に必要な修繕及び保存活動を行います。特に、無形の文化財は、民俗行事への地域住民の参加促進等による保存を図ることにより、地域に息づく歴史・文化資産として継承します。

その地域の観光や地域住民の共感できる資産として、地域の文化財や祖先の遺産を活用したまちづくりを推進します。

主体別 環境指針	市民	・文化財の保存や地域の文化財等を活用したまちづくりに取り組みます。
	事業者	・地域の文化財等を活用したまちづくりに取り組みます。
	行政	・文化財の保存に必要な支援を行うほか、地域コミュニティ組織や市民活動団体と連携して地域の文化財等を活用したまちづくりに取り組みます。

施策② 地域の歴史・文化資産の保存・活用の促進

文化財にとどまらず、津島市の歴史・文化を記録にとどめる古文書、古地図、出版物等の文献や津島市にゆかりのある美術品は、津島市にとってかけがえのない地域の歴史・文化資産となります。こうした歴史・文化資産は、将来的な資料としての価値が認識されにくく、逸失しやすいことから、デジタル化等による保存を促進します。

インターネット上の仮想博物館「津島市デジタル博物館」では、市内にある指定文化財や津島市が所蔵する美術品等を常時公開しています。デジタル化された歴史・文化資産の情報を活用して、地域でその価値を共有するとともに、次代への継承の意識を高めます。

主体別 環境指針	市民	・継承すべき地域の歴史・文化資産の発見・保全に取り組みます。
	事業者	・継承すべき地域の歴史・文化資産の発見・保全に取り組みます。
	行政	・「津島市デジタル博物館」をはじめとするインターネットを活用した地域の歴史・文化資産の保存と活用に取り組みます。

施策方針 3) 郷土の歴史・文化を継承します

20年後、50年後においても津島らしさが感じられるまちであるためには、地域の歴史・文化の保全を図るとともに、子どもや若者にその素晴らしさを伝えていくことが重要です。学校や社会教育施設、インターネット等を活用した地域の歴史・文化の学習や情報の発信を推進します。

施策① 歴史・文化学習の推進

社会のグローバル化に伴い、自国や地域の歴史・文化について理解を深め、広い視野を持って異文化を学び理解していく能力が求められています。学校や社会教育施設での歴史・文化の学習のほか、地域に伝わる歴史・文化の伝承を推進します。

また、インターネット等を利用して地域の歴史・文化資産の情報発信を行うとともに、まつりや歴史・文化資産を体験・体感できる観光スポットの充実や津島市観光交流センターのまち歩きの拠点化を推進し、まちの賑わい創出を図ります。

主体別 環境指針	市民	・身近な地域の歴史・文化の学習や伝承に取り組みます。
	事業者	—
	行政	・学校や社会教育施設による歴史・文化の学習メニューの充実のほか、まちの魅力である歴史・文化資産を再発見できる散策ルートやマップ等によるまち歩きメニューの充実に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 5—基本方針(1)—施策方針 1)—施策③：地域での環境学習の推進



持続可能で快適なまちの実現に向けて

基本方針(1) 環境教育・環境学習の推進

環境課題の解決能力を身に付けた人材を育成する人づくりは、地域の環境課題を解決しながら持続可能なで快適なまちを実現していくためには、最も基本的で重要な手段です。「未来を創る力」と「環境保全のための力」を育むことを目指して、あらゆる場において、また、人の発達段階や生活のあり方に応じて、地域の課題解決の行動に結びつくような人材を育てる環境教育・環境学習を推進します。

施策方針 1) 環境教育・環境学習の充実を図ります

環境保全に取り組むにあたっては、あらゆる人が、環境負荷をかける側にも被害を受ける側にもなり得るということを認識し、環境に関する問題を客観的かつ公平な態度で捉え、正しい理解を深め、自ら行動できるようにすることが重要です。

環境教育・環境学習においては、環境に関する基礎的な知識だけでなく、各主体の生活や活動の場となる身近な地域の課題を取り上げて行うよう努めます。

施策① 子どもに対する環境教育の推進

幼稚園、小学校及び中学校では、教科ごとの学習だけでなく、各教科間の関連や実感を伴う体験学習に配慮して環境教育を実施するとともに、環境に関する教科横断的・総合的な取組みの実践を促進します。また、食材の旬や産地を学ぶ地産地消、環境や資源に配慮した食生活を実践する食育等を通じ、食に関する環境教育を推進します。

主体別 環境指針	市民	・学校等での環境教育への協力に取り組みます。
	事業者	・学校等での環境教育への協力に取り組みます。
	行政	・学校等における環境教育の充実のほか、地元農産物の生産や地域流通の拡大に取り組みます。

施策② 職場での環境教育の推進

事業者としての環境配慮を実践する場合には、研修等により自社の事業活動と地域環境との関わりを理解させることによって、従業員一人ひとりの環境に対する意識を高めることが必要です。

従業員一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、日常業務において自発的な取組みが生まれ、職場からの環境負荷が低減するだけでなく、従業員の家族や地域にも取組みが広がるよう、職場での環境教育を推進します。

主体別 環境指針	市民	—
	事業者	・従業員の研修等における環境教育の実施に取り組みます。
	行政	・事業所に対する環境教育の啓発に取り組みます。

施策③ 地域での環境学習の推進

市内でも地域によって違いのある自然環境や生活環境、歴史・文化資産等を活用して、地域の特色を生かした環境学習を行うことにより、地域の環境への関心や意識を高め、地域の課題に対して日常の暮らしの中でその解決に取り組める人材の育成を図ります。

主体別 環境指針	市民	・日常の暮らしを通じて地域での環境学習に取り組みます。
	事業者	・事業所が地域の一員として地域での環境学習に取り組みます。
	行政	・環境に関する作品募集等による環境保全意識の向上を図るほか、社会教育施設や地域の自然・歴史・文化資産を学習の場として提供するとともに、ESDの視点による社会教育・生涯学習の機会の提供に取り組みます。

【関連施策】 基本目標 1－基本方針(2)－施策方針 2)－施策①：自然体験・学習の機会の充実
基本目標 4－基本方針(3)－施策方針 3)－施策①：歴史・文化学習の推進



健康つしま「早寝・早起き・朝ごはん」

施策方針 2) 連携・協働機能の充実を図ります

教育や学習は、常に新しい発見や成長を経て、継続的・発展的に実施されます。身近な地域の素材を活用した自然体験、社会体験、生活体験等の実体験を通して学ぶことにより、具体的な行動の実践につながります。

環境教育・環境学習への理解が進み、環境について学ぶために必要な教材や学習機会、学習の場等の情報が提供され、主体的に学ぶことのできる体制の充実を図ります。

施策① 連携・協働機能の充実

市民活動団体、事業者、地域コミュニティ組織等との連携・協働により、体験・学習の機会や場、教材、人材等に関する情報の収集と提供に努めます。

主体別 環境指針	市民	・主体的に体験・学習に取り組みます。
	事業者	・体験・学習の機会や場、教材、人材等の提供に取り組みます。
	行政	・各主体が保有する体験・学習の機会や場、教材、人材等に関する情報の収集と提供に取り組みます。

施策② 市民活動団体の育成

市民活動団体は、特定のテーマに対する共感に基づくつながりを持って組織的な社会貢献活動を行います。環境に関する分野で活動する市民活動団体に対する活動支援、活動の場の提供、活動相談・コーディネート等により、地域で環境課題に取り組む人材・団体の育成を推進します。

主体別 環境指針	市民	・市民活動団体の活動への参加に取り組みます。
	事業者	・市民活動団体の活動への支援に取り組みます。
	行政	・環境に関する分野で活動する市民活動団体の育成に取り組みます。



つしままちづくりセンター(市民活動センター)

基本方針(2) 協働による環境保全活動の推進

持続可能な社会づくりのための活動は、それぞれの主体が、環境課題への取組みを自らの問題として捉えて主体的に活動するだけでなく、お互いの活動や立場を理解・尊重し、適切な役割分担や連携の上で地域の環境課題の解決に取り組んでいくことによって、より効果的で継続的な活動とすることができます。

活動の基盤となる環境に関する情報を活用した各主体による主体的な環境保全の活動を推進するとともに、連携・協働の仕組みづくりを進めることによって、その活動の充実を図ります。

施策方針 1) 環境に関する情報を収集・発信します

環境課題は、広範な分野にわたる課題や様々な分野と連動する課題を対象とするため、その活動自体も特定の分野に絞った活動から広範な分野を対象とした活動に至るまで様々であり、必要とされる情報の範囲や内容もそれぞれ異なります。

各主体による環境に関する活動にあたっては、活動の範囲や内容に応じて、それぞれが必要とする情報が必要な時に利用できる体制の構築を目指します。

施策① 環境に関する情報の収集・活用

環境を知るための情報だけでなく、地域で行われている活動、地域で活動する人材や団体、活動に必要な支援・助成制度等の環境に関する活動に必要な情報を一元的に収集・整理し、地域で活用します。

主体別 環境指針	市民	・地域の環境や地域で行われている活動に関する情報を市に提供するとともに、市ホームページ等からの積極的な情報収集や活用に取り組みます。
	事業者	・地域の環境や事業所で取り組んでいる環境保全活動等に関する情報を市に提供するとともに、市ホームページ等からの積極的な情報収集や活用に取り組みます。
	行政	・環境に関する情報を幅広く収集・整理し、地域への提供に取り組みます。

施策② 環境に関する情報の発信

津島市の環境の現状を知るために必要な環境に関する記録や情報を整理し、インターネット等により情報発信することによって、地域の環境に関する情報や認識の共有を図ります。

主体別 環境指針	市民	・環境に関する記録や情報を利用して、地域の環境の理解に取り組みます。
	事業者	・環境に関する記録や情報を利用して、地域の環境の理解に取り組みます。
	行政	・津島市の環境に関する記録や情報を整理し、インターネット等による情報発信に取り組みます。

施策方針 2) 環境保全活動の推進を図ります

地域の環境は、その環境の下で生活や事業活動を営む全ての主体に保全の責任があります。こうした地域の構成員が、地域において取り組むべき課題を共有し、それぞれ又は連携・協働して、主体的に環境の保全を目的とした活動に取り組むことを目指します。

施策① 各主体の環境保全活動の推進

地域の構成員である市民や事業者に対して、地域の環境保全に関する活動に必要な情報や機会の提供を行うことによって、その活動の推進を図ります。

また、様々な分野で活動する市民活動団体に対して、活動支援、活動の場の提供、活動相談・コーディネート等を行うほか、市民活動団体の活動をつなぐネットワーク機能の強化を推進し、地域で行動する人材・団体の育成を推進します。

主体別 環境指針	市民	・ 地域の一員として個人又は団体で地域活動への参加に取り組みます。
	事業者	・ 地域の一員として地域貢献活動や従業員の地域活動への参加の促進に取り組みます。
	行政	・ 情報の提供、活動やそのネットワーク化の支援等により、各主体及び連携による地域活動の促進に取り組みます。

施策② 市民・事業者・行政の協働の推進

地域コミュニティ組織は、地域の幅広い課題を把握しやすく、また、課題解決のための人材やネットワークを持っています。地域コミュニティ組織を中心として、各主体の活動の調整や促進を図るとともに、各主体の活動の地域での連携や協働を推進します。

主体別 環境指針	市民	・ 地域コミュニティ活動に参加して地域課題の解決に取り組みます。
	事業者	・ 地域コミュニティ組織と連携して、その一員として又はそれぞれの役割分担により地域活動やその支援に取り組みます。
	行政	・ 各地域コミュニティ組織における環境活動の調整や支援により、津島市全体の地域環境力の向上に取り組みます。

第4章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1

計画の推進体制

環境基本計画は、その取り扱う環境の範囲や環境施策の分野が多岐にわたるため、所管課である生活環境課が中心となり、庁内関係課、市民や事業者、コミュニティ推進協議会、近隣の市町村等の連携・協働により推進します。

また、「津島市環境基本計画策定委員会」を母体とする「津島市環境基本計画推進委員会」、庁内関係課で構成される「庁内環境会議」を設置し、本計画及びこれに基づく環境施策の実施状況等を点検・評価していきます。

① 市民・事業者・行政との協働

市民、事業者及び行政の取組みについては、環境施策ごとに整理している主体別環境指針に基づきますが、持続可能で快適なまちの実現に向けて、環境保全に関わる様々な主体の連携・協働により、取組みを推進します。

② 県・近隣市町村との連携

日光川をはじめとする河川環境の改善や生態系ネットワークの形成といった広域的な対策が必要となる問題については、愛知県や近隣の市町村と連携し、広域的な視点で取り組みます。

③ 環境基本条例の制定

本計画の見直しに向けて、津島市の環境の保全に関する基本姿勢や方針を明らかにするため、基本理念や原則のほか、行政、事業者及び市民の責務、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を条例で定めることを検討します。

④ 庁内環境会議の設置

庁内関係課によって構成する「庁内環境会議」において、本計画に基づく環境施策の実施状況の検証・評価を行います。

⑤ 津島市環境基本計画推進委員会の設置

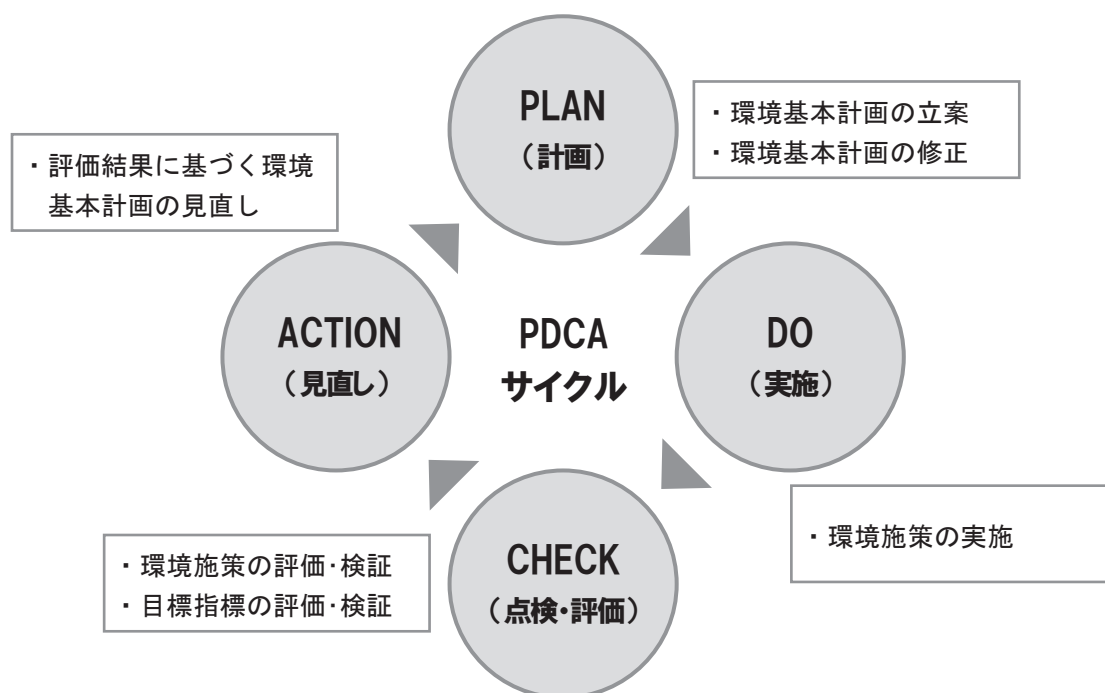
本計画の策定に携わった「津島市環境基本計画策定委員会」を母体として、学識経験者を含め、市民や事業者、各種団体・機関の代表等によって「津島市環境基本計画推進委員会」を構成し、庁内環境会議が取りまとめる環境施策の評価結果を確認するとともに、津島市の区域における環境の保全に関する基本的事項や計画の推進に関する助言等を行います。また、計画の見直しや改定にあたっては、計画の目標指標の評価・検証を行い、必要な助言を行います。

2

計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(PLAN) →実施(DO) →点検・評価(CHECK) →見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて着実に実施します。

計画の進捗状況は、庁内環境会議において計画に基づく環境施策の実施状況を評価・検証するとともに、津島市環境基本計画推進委員会において、計画の目標指標の評価・検証を行います。



資料編

- 1 津島市環境基本計画策定委員会
- 2 津島市環境基本計画の策定経緯
- 3 津島市の環境の現状
- 4 津島市の環境に関する市民意識
- 5 用語解説

1

津島市環境基本計画策定委員会

(1) 津島市環境基本計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 津島市環境基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、津島市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 環境の現況及び課題並びに環境に関する意識調査に関すること。
- (2) 環境目標、環境施策及び計画の推進に関すること。
- (3) 計画書に関すること。
- (4) その他環境保全の施策に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識を有する者、市民並びに事業所、各種団体及び関係機関の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、関係部局に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活産業部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年9月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開く会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 委員名簿

選任区分	氏名	所属
学識者	○千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部
市民	飯田 政敏	西小学校区コミュニティ推進協議会
	三輪田邦子	神守小学校区コミュニティ推進協議会
	長尾 一男	神島田小学校区コミュニティ推進協議会
事業者	香川 二郎	昭和機械株式会社
	小林 正治	あいち海部農業協同組合
各種団体	佐々木和治	愛知県地域環境保全委員
	橋本 貴代	愛知県地域環境保全委員
	大石美智子	津島市環境市民委員会
	松永真希子	社会福祉法人永美福社会唐臼保育園
	山内 則子	津島市女性の会
関係機関	近藤 了	愛知県尾張県民事務所海部県民センター（平成 27 年度）
	柘植 孝之	愛知県尾張県民事務所海部県民センター（平成 26 年度）
	石村眞一郎	津島市教育委員会学校教育課（平成 27 年度）
	木全 孝	津島市教育委員会学校教育課（平成 26 年度）

○：委員長

2

津島市環境基本計画の策定経緯

日にち	内容
平成26年 11月18日(火)	津島市環境基本計画策定委員会（第1回） ・津島市環境基本計画及び津島市環境基本計画策定委員会の説明 ・津島市の環境に関する市民意識調査の実施に関する協議
12月5日(金)～ 12月26日(金)	津島市の環境に関する市民意識調査 ・市民（18歳以上）2,000人、小中学生536人、事業者300社 ・調査票回収：1,725件（回収率60.8%）
平成27年 3月6日(金)	津島市環境基本計画策定委員会（第2回） ・津島市の環境に関する市民意識調査及び基礎調査の結果報告 ・津島市の環境に関する取組みの整理と現行計画の検証 ・津島の環境に関するワークショップ ・基本理念・基本目標に関する協議
5月18日(月)	津島市環境基本計画策定委員会（第3回） ・計画策定スケジュールの了承 ・策定委員会（第2回）の振り返り ・施策体系及び目次構成に関する協議
8月6日(木)	津島市環境基本計画策定委員会（第4回） ・策定委員会（第3回）の振り返り ・計画の骨子原案の確認 ・議論の論点整理及び協議 論点1：基本理念・基本目標 論点2：リーディングプロジェクト
10月23日(金)	津島市環境基本計画策定委員会（第5回） ・策定委員会（第4回）の振り返り ・計画（素案）に関する協議 ・リーディングプロジェクト、計画の推進体制の修正報告・協議 ・市民説明会の概要説明 ・パブリックコメントの概要説明
12月6日(日)	津島市環境基本計画説明会（津島市消費者生活展） ・津島市環境クイズ 参加者：159人 ・燃料電池自動車（FCV）「MIRAI」展示 ・津島市環境市民委員会との協働事業（自転車発電機体験コーナー、津島の環境の将来像の意見聴取、津島市環境市民委員会10年のあゆみ展示等）
12月14日(月)～ 平成28年 1月13日(水)	パブリックコメント ・閲覧場所：津島市ホームページ、市役所本庁舎（生活環境課窓口）、神守支所、神島田連絡所 ・公表資料：津島市環境基本計画（案）の概要、津島市環境基本計画（案） ・募集結果：0件

日にち	内容
1月31日(日)～ 2月 8日(月)	津島市環境基本計画推進ポスターコンペ作品展示（ヨシヅヤ津島本店1階^他） ・名古屋芸術大学との官学協働企画として、計画の基本理念と5つの基本目標をもとに、地域の持つ環境の力やその保全のためにできることのヒントを同大学の学生がデザインして制作したポスターを展示し、市民投票を実施
2月23日(火)	津島市環境基本計画策定委員会（第6回） ・策定委員会（第5回）の振り返り ・津島市環境基本計画説明会及びパブリックコメントの実施結果の報告 ・津島市環境基本計画（案）の確認 ・津島市環境基本計画推進ポスターコンペ入賞作品の選考



津島市環境基本計画説明会



津島市環境基本計画推進ポスターコンペ展示会

3

津島市の環境の現状

(1) 基礎的条件

① 近年の国内における環境行政の主な動向

- 環境問題は、高度経済成長期には大気汚染や水質汚濁等の公害問題が主なものでしたが、その後、地球温暖化やヒートアイランド現象の進行、生物多様性の損失など、社会・経済状況とともに変化してきました。更に、平成 23 年 3 月に東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生し、災害廃棄物の処理や電力の安定供給の確保等の新たな問題が顕在化してきました。
- 平成 24 (2012) 年、国は「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画には、“安全”の確保を前提に、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成して持続可能な社会を実現する視点が盛り込まれました。
- 平成 26 (2014) 年 5 月、愛知県は「第 4 次愛知県環境基本計画」を策定し、“環境と経済の調和のとれたあいち” “安全で快適に暮らせるあいち” “県民みんなが行動するあいち” の 3 つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、2030 年に向けた計画目標である「県民みんなが未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指しています。
- 愛知県では、平成 17 (2005) 年、史上初めてとなる環境をテーマとした国際博覧会「2005 年日本国際博覧会 (愛知万博)」が開催されました。愛知万博では、環境に配慮した会場づくり、環境負荷の少ない交通システムや新エネルギーの導入、企業や県民の自主的な参加による環境への様々な取組みが展開され、環境意識の向上に大きく貢献しました。また、身近な里山の保全、公園や道路の環境美化など、市民団体や企業による様々な環境保全の活動が取り込まれ、県民が自発的に環境保全活動に参加する契機となりました。
- 平成 22 (2010) 年、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が開催され、生物多様性の保全をはじめとする環境意識の一層の向上とともに、「名古屋議定書」や「愛知目標 (愛知ターゲット)」を策定し、生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として世界にアピールしました。
- 平成 26 (2014) 年 11 月には「持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議」が開催されました。持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ教育が重要であり、「持続可能な社会を支える担い手づくり」をテーマとしたこの会議を機に ESD の認知が進みました。

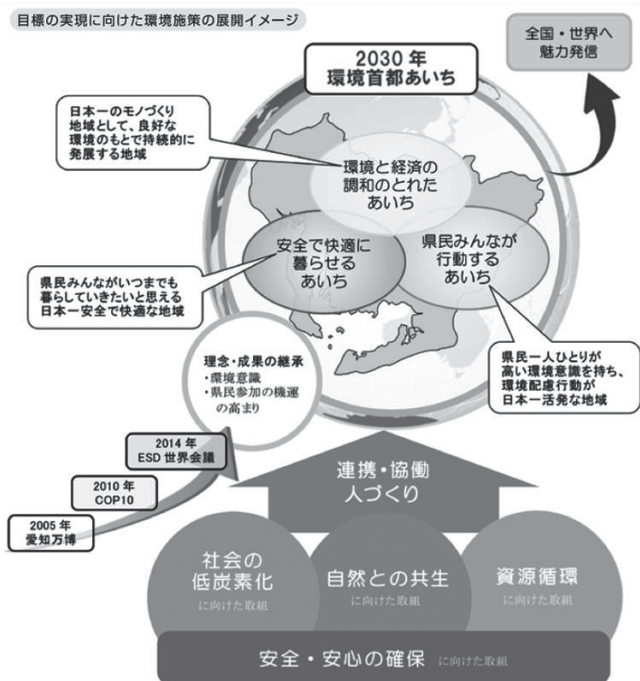


図 第 4 次愛知県環境基本計画における目標の実現に向けた環境施策の展開イメージ

資料：愛知県「第 4 次愛知県環境基本計画」

② 位置・地勢

- 津島市は、濃尾平野の西部、名古屋市の西方約16kmに位置し、市域は南北7.25km、東西7.30km、面積は25.09km²を有しています。
- 地質は木曾川、長良川、揖斐川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野で、地形的には市域のほとんどが起伏の少ない海拔ゼロメートル以下の低地です。また、中央部を南北に縦断する天井川である日光川をはじめ、日光川水系の河川が流れています。
- 気候は春・秋は過ごしやすく、夏は高温多湿で蒸し暑く、冬は北西の風が強く吹きます。市域には田畑が多く、様々な野鳥や植物を見ることができます。また、天王川公園周辺では、春の桜、初夏の藤、秋の紅葉、冬の雪景色といった四季折々の自然の情緒を味わうことができます。

③ 人口・世帯数

- 津島市は、平成27年1月1日時点において、人口64,450人、総世帯数25,579世帯です。
- 世帯数は増加傾向にある一方で、人口はわずかに減少傾向にあります。世帯人員は、核家族化の進行や単身世帯の増加等により、減少傾向にあります。
- 今後は出生数の減少や団塊の世代の加齢等により、少子高齢化が一層進むと見込まれ、将来人口の推計値は平成32年で61,200人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による平成52年(2040年)の将来人口の推計値は、約53,000人とされています(平成25年3月推計)。

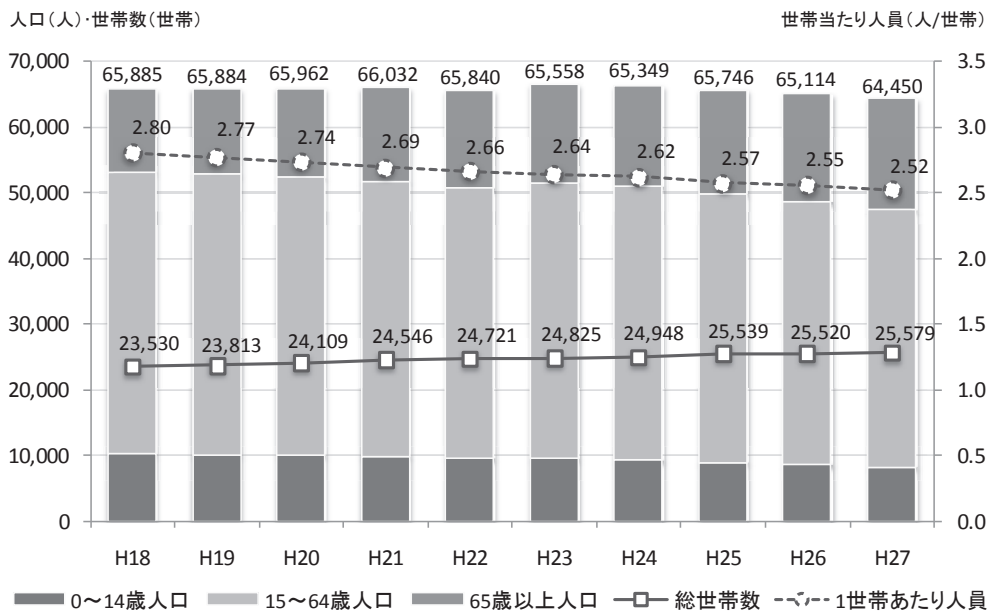


図 年齢別人口・世帯数・世帯人員の推移

資料：津島市「津島の統計（住民基本台帳登録人口）」

④ 産業構造

- 15歳以上の就業人口は、過去20年間ほぼ横ばいで推移しています。平成22年の産業分類別就業人口では、第三次産業が19,962人と約64%を占めています。
- 平成22年時点の農家数は、専業農家が114戸、兼業農家が486戸となっていますが、特に兼業農家は平成2年の約1/3に減少しており、経営耕地面積も減少が進んでいます。
- 製造業の製造品出荷額は、平成20年までは増加傾向でしたが、平成21年はリーマンショック、平成23年は東日本大震災によると考えられる減少がみられます。

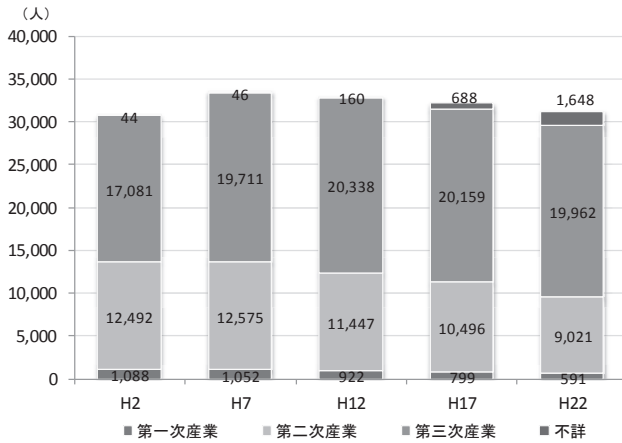


図 産業別就業人口

資料：総務省統計局「国勢調査」

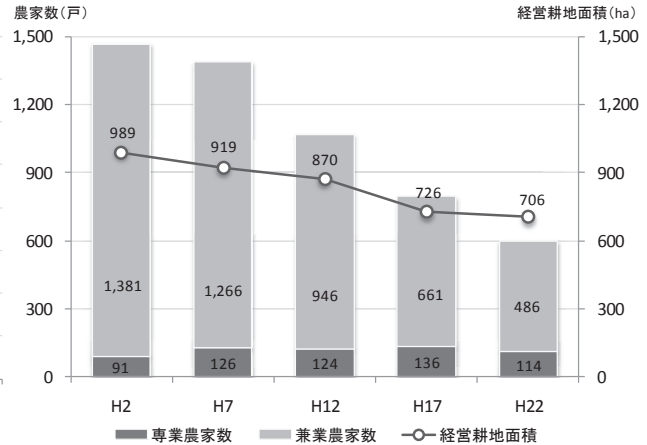


図 専業・兼業農家数と経営耕地面積

資料：農林水産省「農林業センサス」

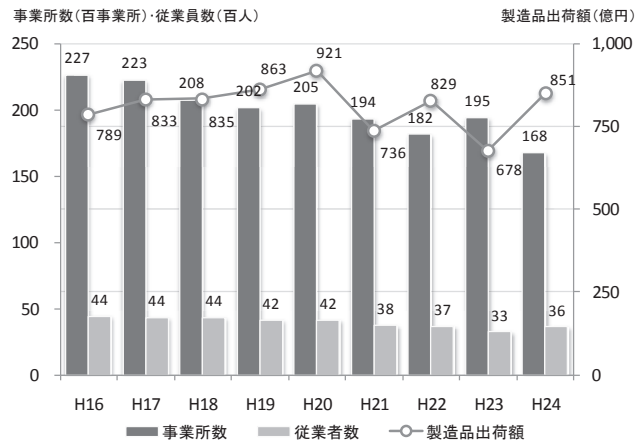


図 製造業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移

資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス活動調査」

⑤ コミュニティ推進協議会

○津島市では、地域の人たちや様々な団体の英知とエネルギーを一つにし、連携し、一体となって活動を進めていくために、市内の小学校区毎に「コミュニティ推進協議会」を組織しています。

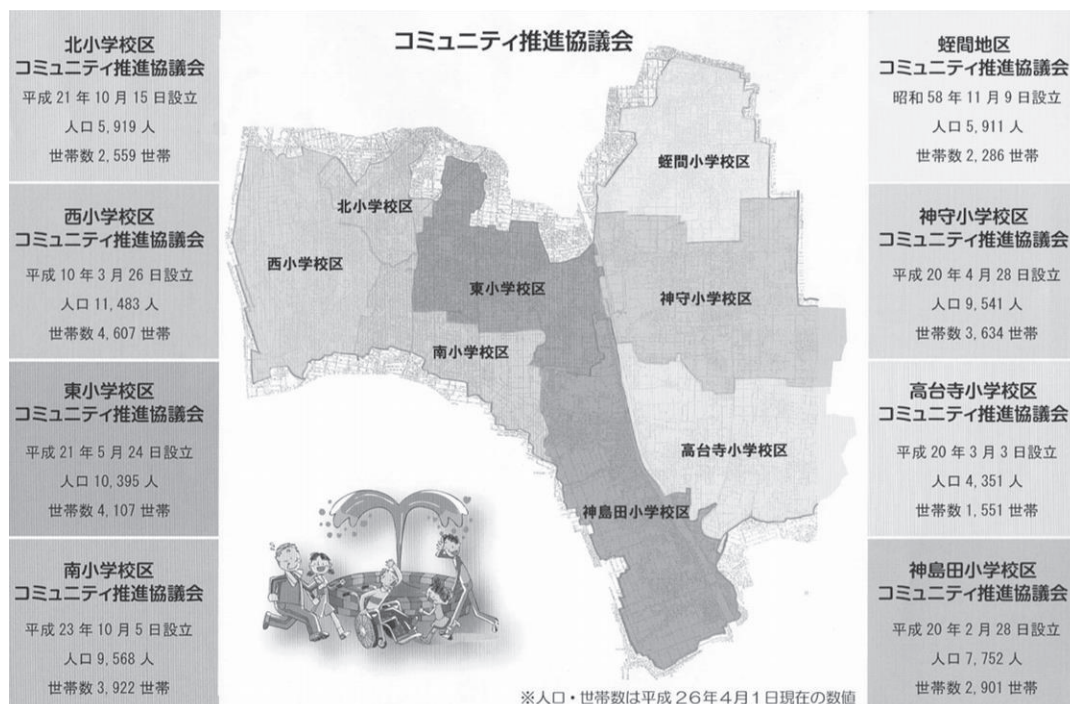


図 コミュニティ推進協議会

出典：津島市「地域コミュニティの“わ”を広めませんか？」

(2) 自然環境

① 自然環境全般

- この地域は、木曾川、長良川、揖斐川等の河川によって堆積した沖積層からなる三角州平野で起伏が少なく、高度成長期の地下水利用の急増により、市域の大部分は海拔ゼロメートル以下となっています。
- 市西部の旧木曾川（佐屋川）河道付近には、市内で最も大きな自然堤防があり、この地形に沿って形成された緑濃い集落地や堤防上の松並木は、治水の歴史を今に伝える緑です。これらの緑が一部途切れつつも、天王川公園及びその周辺や津島神社等に見られるまとまった緑と一体となり、緑のつながり（軸）を形成しています。大河川に比較的近く、自然堤防の樹林等を含むことから、生物の多様性に富んだエリアとなっています。
- 市東部では、まとまった農地の緑や点在する集落地内に見られる社寺林、大小の河川や水路が緑の要素となっています。神守地区は農村地帯に住宅地が広がり、徐々に市街地へと変貌しているため、生物の多様性はやや低く、神島田地区は農地の割合が高いことから、低湿地や農地周辺の生物が比較的多く生息しています。

② 気象

- この地域の気候は、高温多雨の時期と寒冷少雨の時期があり、冬季には、北西の季節風が強く吹き、乾燥する特徴があります。
- 年平均気温（平成 21 年～平成 25 年）は 15.6℃で、月別気温の最低は 3.6℃（1 月）、最高は 28.6℃（8 月）です。年平均降水量（平成 21 年～平成 25 年）は 1,776.6mm で、月別降水量の最多は 255.3mm（9 月）、最少は 43.0mm（1 月）です。
- 年平均気温は、100 年間で約 1.7℃の上昇が観測されています（名古屋地方気象台）。このような気温上昇は、近年のゲリラ豪雨の増加等に影響を与えていると考えられています。また、世界全体では約 0.8℃、日本全体では約 1.1℃の上昇となっており、津島市の周辺ではこれらを上回る気温の上昇が起きていることが分かります。

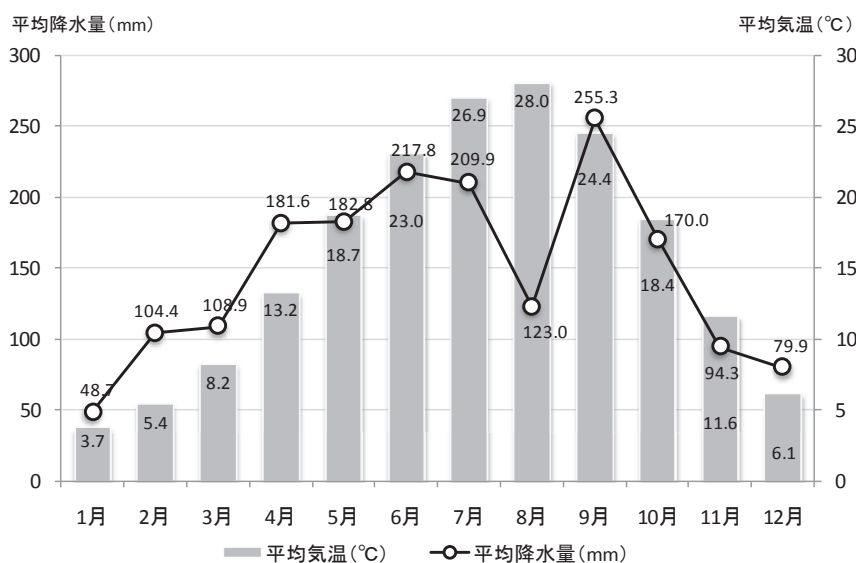


図 月別降水量と平均気温（平成 21～25 年の 5 年間の平均値）

資料：気象庁「愛西地域気象観測所気象データ」

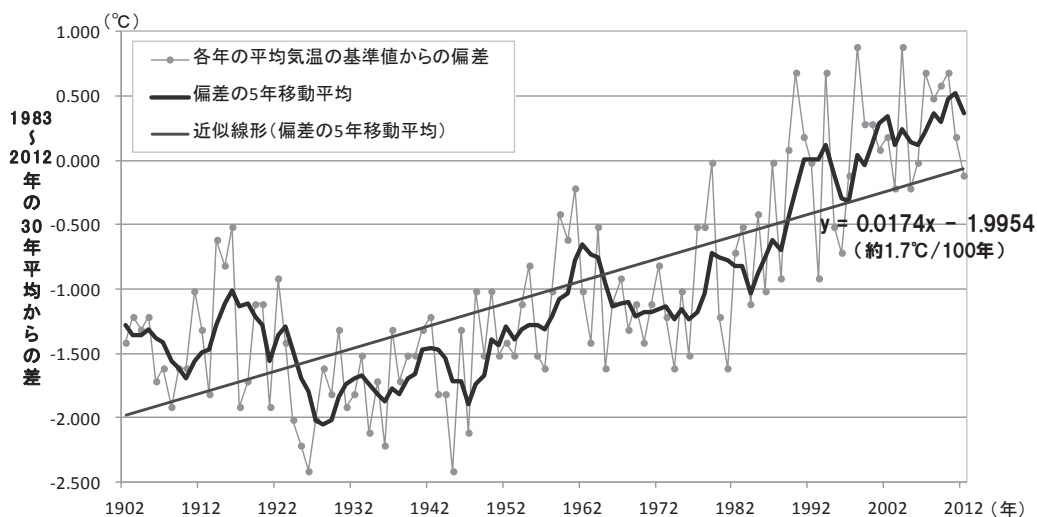


図 年平均気温偏差の推移（名古屋地方気象台）

資料：気象庁「名古屋気象台観測データ」

③ 土地利用

- 平成 24 年の農地（田・畑）の面積は 890ha で、市全体の 35.4%を占めており、海部地区 7 市町村（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村）の平均（37.1%）とほぼ同程度です。
- 日光川以西については、西部で花きやいちごなどの園芸作物と水稲が、南部の神島田地区では水稲が多く栽培されています。日光川以東の神守地区では、北部で野菜が、中南部で水稲が多く栽培されています。
- 平成 17 年以降の土地利用の面積増減をみると、宅地は 1.1%増加、田は 1.7%減少しており、県平均（宅地 0.8%増、田 0.6%減）の値よりもその傾向は強くなっています。

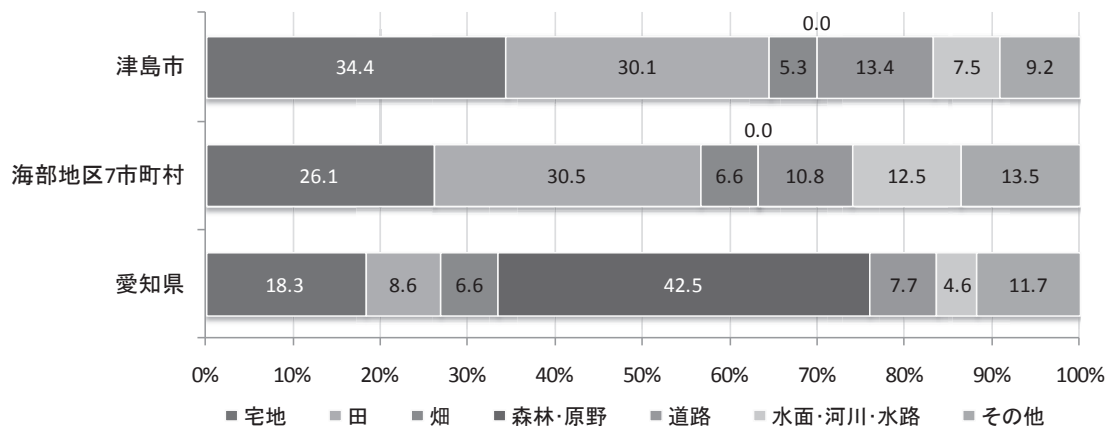


図 地目別土地利用面積（平成 24 年）

資料：愛知県統計課「平成 19 年度～平成 26 年度愛知県統計年鑑」

④ 水辺地

- 水辺地や農地等はサギ類やカモ類の採食適地となっており、このような場所はカエル類やトンボ類を含む多様な生物が生息できる条件にあります。
- 市内を流れる河川は治水・防災機能を重視して整備されているものの、日光川や水路及び水辺の緑地、農地等は、野生生物の生息に適した空間となっています。

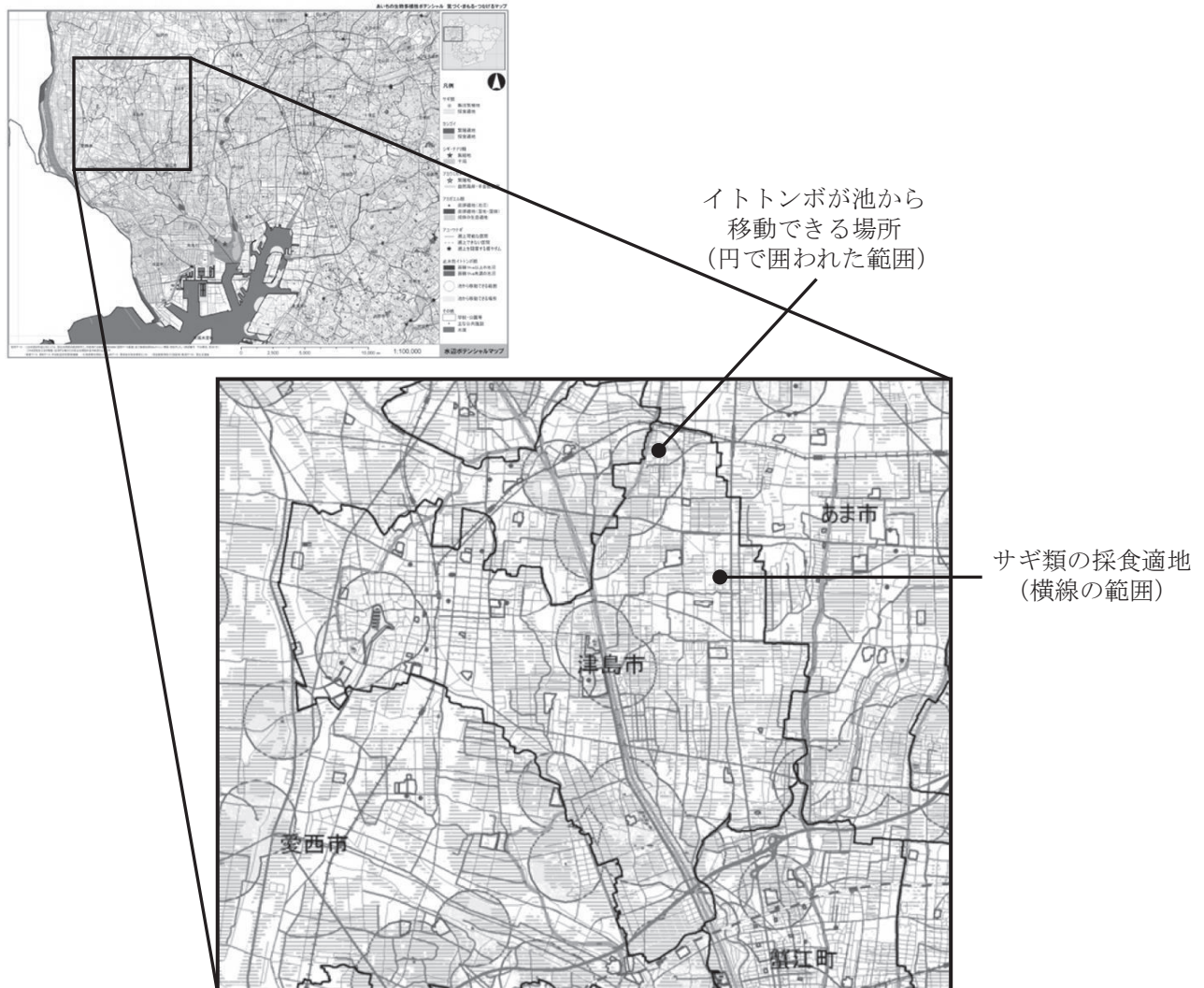


図 水辺ポテンシャルマップ

出典：愛知県自然環境課「あいちの生物多様性ポテンシャルマップ」

⑤ 動植物・生態系

- 天然記念物は、下新田のフジや津島神社のイチヨウをはじめとして、ホルトノキ、カジノキ、エノキといった樹木が多く指定されています。
- ナゴヤダルマガエルやメダカ、コウホネ、アサザ等の希少種が市内で確認されており、また、市周辺でも絶滅のおそれのある動植物が確認されています（下表）。
- 生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすおそれのある特定外来生物は、以前から確認されていますが、アライグマの目撃情報が増加したり、近隣地域でセアカゴケグモの移入が確認されるなど、目に見える変化が生じてきています。

表 津島市周辺における絶滅のおそれのある主な動植物

分類	種名	目名	科名	県ランク	国ランク	
動物	哺乳類	ハタネズミ	齧歯（ネズミ）	キヌゲネズミ	準	-
	両生類	ナゴヤダルマガエル	無尾（カエル）	アカガエル	Ⅱ	ⅠB
		ヤマトモンシデムシ	コウチュウ	シデムシ	Ⅱ	準
	昆虫類	タガメ	カメムシ	コオイムシ	ⅠB	Ⅱ
		カワラハンミョウ	コウチュウ	ハンミョウ	ⅠA	Ⅱ
		オオヒョウタンゴミムシ	コウチュウ	オサムシ	Ⅱ	準
		オオクワガタ	コウチュウ	クワガタムシ	ⅠA	Ⅱ
		キバネキバナガミズギワゴミムシ	コウチュウ	オサムシ	準	準
	クモ類	コガネグモ	クモ	コガネグモ	準	-
	植物	キソガワシシウド	セリ	セリ	ⅠA	-
エキサイゼリ		セリ	セリ	ⅠA	準	
ミズアオイ		ユリ	ミズアオイ	ⅠA	準	
ホザキマスキサ		カヤツリグサ	カヤツリグサ	ⅠA	Ⅱ	
サンショウモ		シダ	サンショウモ	ⅠB	準	
オオアカウキクサ		シダ	アカウキクサ	ⅠB	Ⅱ	
ノダイオウ		タデ	タデ	ⅠB	準	
フジバカマ		キク	キク	ⅠB	準	
トチカガミ		イバラモ	トチカガミ	ⅠB	準	
ミズタカモジ		イネ	イネ	ⅠB	Ⅱ	
ホソバイヌタデ		タデ	タデ	Ⅱ	準	
マルバタネツケバナ		フウチョウソウ	アブラナ	Ⅱ	-	
オグラノフサモ		フトモモ	アリノトウグサ	Ⅱ	Ⅱ	
コウガイモ		イバラモ	トチカガミ	Ⅱ	-	
ササバモ		イバラモ	ヒルムシロ	Ⅱ	-	
カモノハシ		イネ	イネ	Ⅱ	-	
セイタカハリイ		カヤツリグサ	カヤツリグサ	Ⅱ	-	
ビロードテンツキ		カヤツリグサ	カヤツリグサ	Ⅱ	-	
キヌヤナギ		ヒノキ	ヤナギ	準	-	
ナガバノウナギツカミ		タデ	タデ	準	準	
カワラアカザ		ナデシコ	アカザ	準	-	
ミズタガラシ		フウチョウソウ	アブラナ	準	-	
タコノアシ		ユキノシタ	ユキノシタ	準	準	
カワラサイコ		バラ	バラ	準	-	
オオアブノメ		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ	準	Ⅱ	
チャンバスゲ		カヤツリグサ	カヤツリグサ	準	-	
コギシギシ		タデ	タデ	Ⅱ	Ⅱ	
ニッケイ		クスノキ	クスノキ	準	準	
コイヌガラシ		フウチョウソウ	アブラナ	準	準	
ウスゲチョウジタデ		フトモモ	アカバナ	準	準	
ミゾコウジュ		シソ	シソ	準	準	
カワヂシャ		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ	準	準	
ミズオオバコ		イバラモ	トチカガミ	Ⅱ	Ⅱ	
ナガボテンツキ		カヤツリグサ	カヤツリグサ	ⅠA	-	
コウホネ		スイレン	スイレン	ⅠB	-	
アサザ		ナス	ミツガシワ	ⅠB	準	
シバナ		イバラモ	シバナ	準	準	
ミズマツバ		フトモモ	ミソハギ	Ⅱ	Ⅱ	
イヌノフグリ		ゴマノハグサ	ゴマノハグサ	Ⅱ	Ⅱ	
ウラギク		キク	キク	Ⅱ	Ⅱ	
リュウノヒゲモ	イバラモ	ヒルムシロ	準	準		
コケ類	ウキゴケ	ウキゴケ	ウキゴケ	Ⅱ	準	

資料：愛知県「レッドデータブックあいち 2009」

表 海部地域で確認されている主な特定外来生物

動物	ほ乳類	ヌートリア、アライグマ
	鳥類	ソウシチョウ
	両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス	
	植物	アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ

資料：愛知県「STOP! あいちの外来種 移入種対策ハンドブック」

参考：「レッドデータブックあいち 2009」の津島市域を含む地図メッシュデータにおいて、主に県ランクが「準絶滅危惧」以上のものを掲載

【ランクの凡例】

- ・絶滅危惧ⅠA類：「ⅠA」
- ・絶滅危惧ⅠB類：「ⅠB」
- ・絶滅危惧Ⅱ類：「Ⅱ」
- ・準絶滅危惧：「準」

(3) 生活環境

① 公害苦情

- 平成 25 年度の公害苦情件数は 136 件で、前年度に比べ 7 件増加しています。
- 典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）の種類別では、大気汚染の苦情が最も多く、平成 24 年度では、公害苦情全体に対する大気汚染の苦情の割合は、愛知県全体と比べ約 1.5 倍の割合となっています。これらは主に野焼きに対する苦情であり、排出ガス・排煙や粉塵によるものは多くありません。

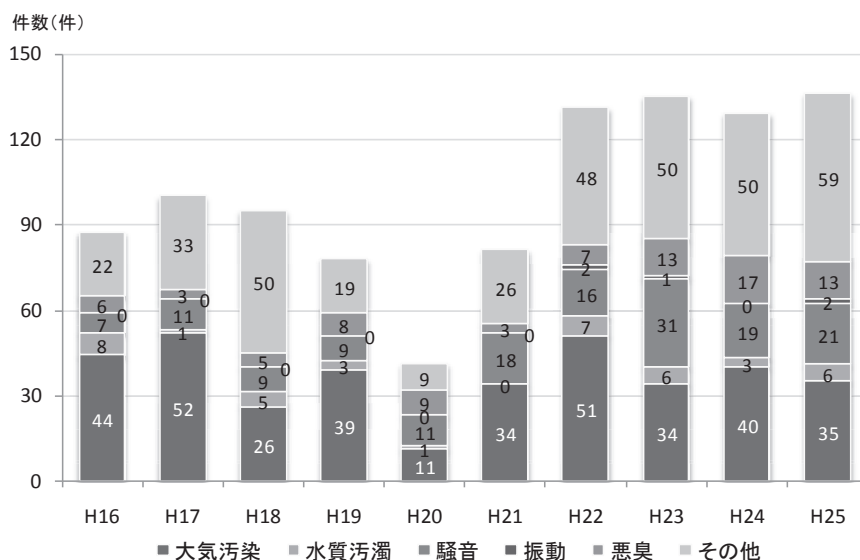


図 公害苦情件数

資料：津島市「津島の統計」

② 大気環境

- 主に工場等の稼働により発生する二酸化硫黄（SO₂）と二酸化窒素（NO₂）は、環境基準を達成していますが、浮遊粒子状物質（SPM）は、黄砂の飛散の影響があり、平成 23 年度に基準を達成できませんでした。
- 光化学オキシダントは、いずれの年も環境基準を達成していません。なお、全国的にも環境基準を達成している測定局は 1%未満であり、対策が困難な大気汚染の一つです。
- 微小粒子状物質（PM2.5）は、平成 25 年 12 月から愛知県においても常時監視が行われるようになりました。

表 大気汚染物質の環境基準達成状況（津島市埋田町）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
二酸化硫黄 (SO ₂)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (NO ₂)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	○	○	○	×	○	○
光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	×

資料：愛知県「あいちの環境」（愛知県津島市埋田町観測所）

③ 水環境

○水質の有機汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は、改善傾向にあります。
 ○環境基準 E 類型が適用される日光川（日光橋）では、10mg/L 以下の環境基準を満たしています。

日光川以西の河川では、この数年間は 10mg/L 以下となっており、日光川以東の河川では、10mg/L を超える地点はありますが、全般に改善の傾向がみられます。

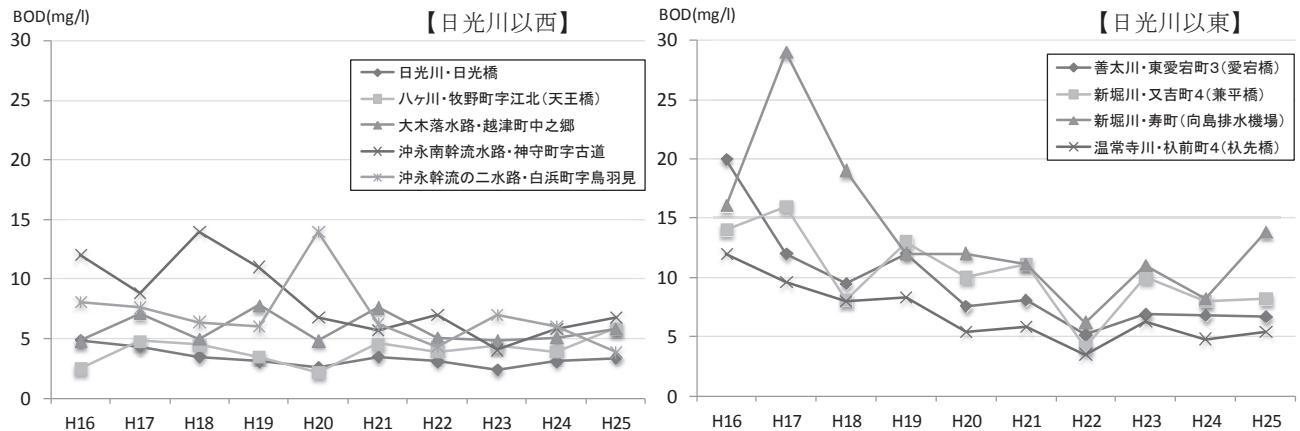


図 市内の水質調査地点における BOD 値（年平均値）

資料：津島市「津島の統計」

④ 騒音・振動・悪臭

○感覚公害である騒音・振動・悪臭は、生活様式や社会環境の変化とともに問題となることが増えています。これらは公害苦情件数の多くを占め（平成 25 年度 26.5%）、近年は若干増加傾向にあります。なお、津島市では、国や県全体と比較すると、公害苦情に占める割合が低い傾向があります（平成 24 年度）。

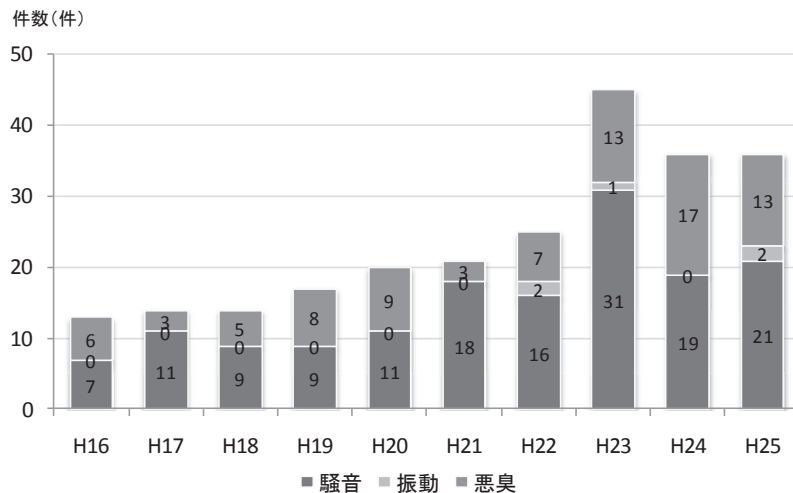


図 騒音・振動・悪臭の苦情件数の推移

資料：津島市「津島の統計」

⑤ 地盤沈下

○地下水の過剰な汲み上げ等によって起こる地盤沈下は、昭和 40 年代に顕著であったものの、昭和 50 年代以降、沈下の速度が鈍化し、昭和 60 年代以降は沈静化してきています。

○平成 15 年度から 10 年間の市内 12 地点での標高の推移をみると、沈下の傾向がごくわずかにみられます。

○地盤沈下の観測のため、市内 3 箇所（埋田町・城山町・神守町）の観測所で地盤沈下量と地下水位を継続的に測定しています。

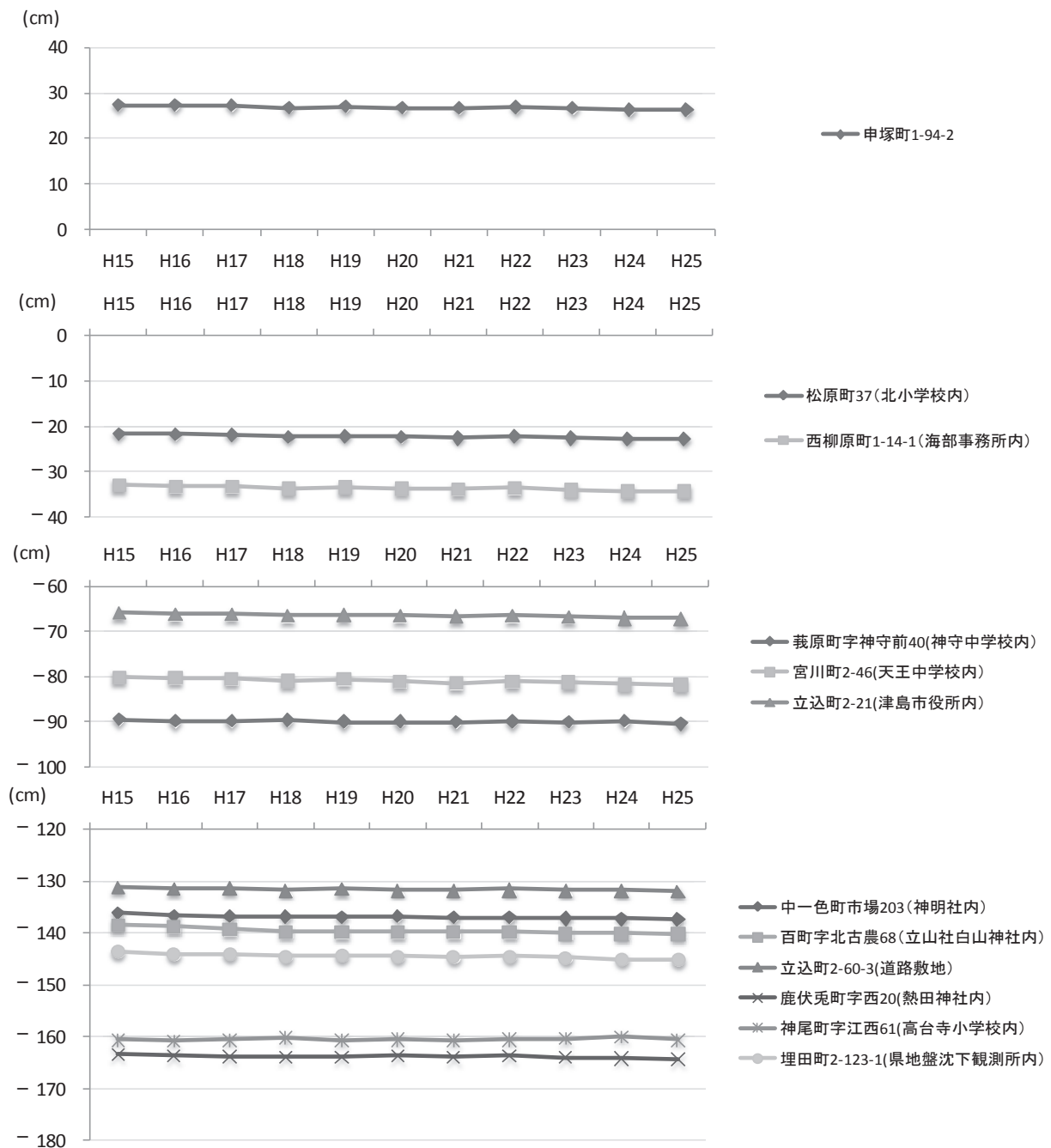


図 市内の地盤沈下の状況（標高の推移）

資料：津島市「津島の統計」

⑥ ごみ処理

○ごみ総排出量は、平成 24 年度現在 21,106t であり、近年は減少傾向にあります。これは、愛知県や全国平均と同様の傾向を示しています。

○1 人 1 日当たりのごみの排出量は、平成 24 年度現在 877g/人・日であり、最近 9 年間は県平均を若干下回っています。

○リサイクル率は、平成 24 年度現在 16.7%であり、減少傾向にあります。近年では、県平均を大きく下回っています。

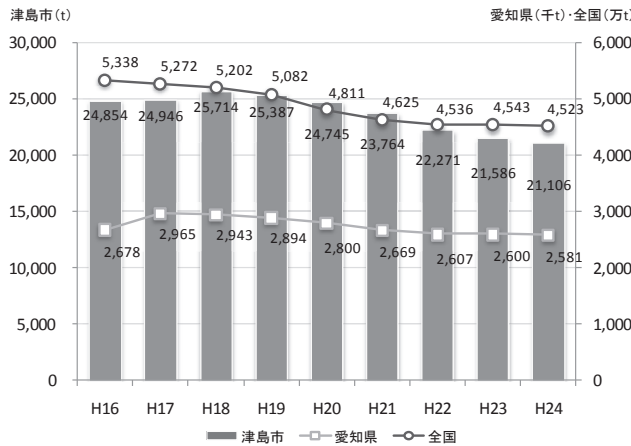


図 1 ごみ総排出量の推移

資料：津島市「津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
愛知県・環境省「一般廃棄物処理実態調査 調査結果」

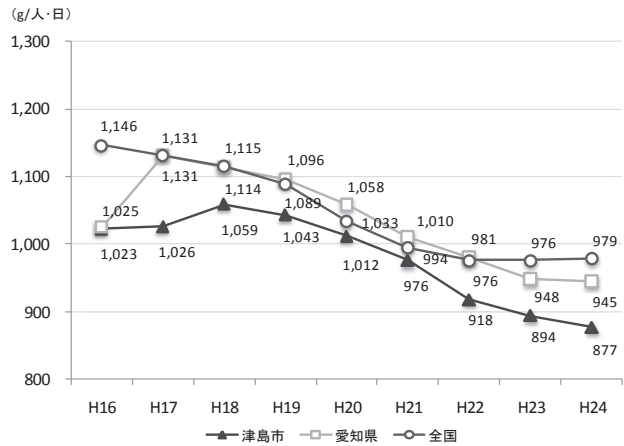


図 2 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

資料：津島市「津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
愛知県・環境省「一般廃棄物処理実態調査 調査結果」

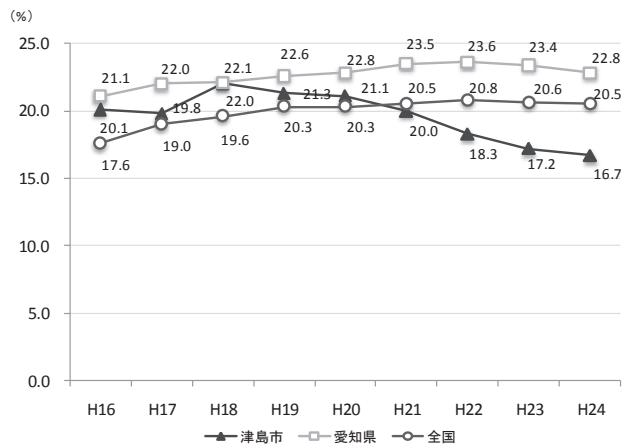


図 3 リサイクル率の推移

資料：津島市「津島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」
愛知県・環境省「一般廃棄物処理実態調査 調査結果」

⑦ 生活排水処理

- 家庭から出る生活排水を下水道、合併処理浄化槽又はコミュニティ・プラントによって汚水処理を行い、公共用水域に排出すれば、水環境の向上につながります。一方、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便所である場合は、生活雑排水が未処理のまま水路や河川に流入することとなります。
- これらの処理の指標となる汚水処理人口普及率は、68.3%（平成 25 年度）で、全国平均（88.9%）、愛知県平均（87.6%）と比較しても低い割合となっています。
- 下水道は、昭和 39 年に中心市街地で供用開始され、平成 21 年からは流域関連公共下水道の供用が開始されました。下水道普及率は、平成 25 年度末において 30.8%であり、全国平均（76.3%）、県平均（74.7%）を大きく下回っているものの、流域関連公共下水道の整備に伴い、向上しています。

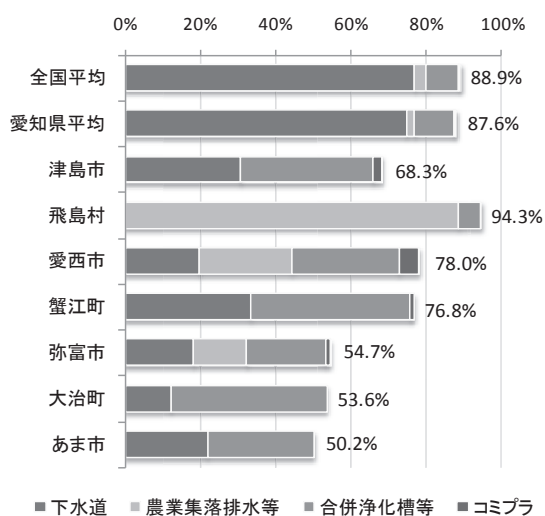


図 汚水処理人口普及率（平成 25 年度）

資料：愛知県「あいちの下水道」

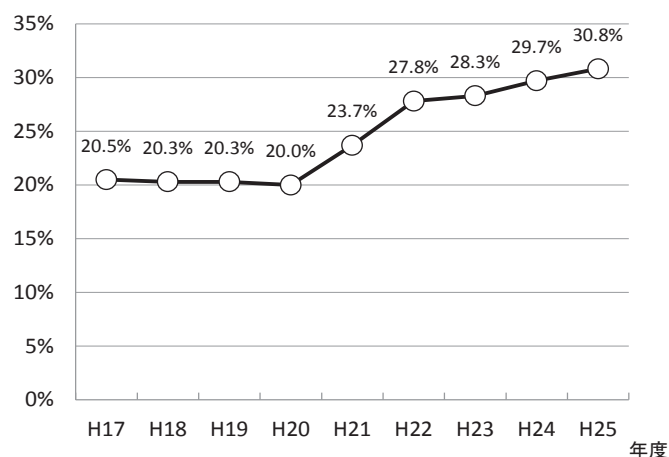


図 下水道普及率

資料：愛知県「あいちの下水道」

(4) 都市・快適環境

① 都市公園・緑地

- 都市公園は、天王川公園や東公園等の12箇所約29.8haが整備されています。市民1人当たり都市公園面積は4.6m²であり、愛知県平均(7.5m²/人)や国の整備目標値(10m²/人)を下回っています。
- 地域性緑地の状況を見ると、風致地区が2地区16.1ha、生産緑地が260団地29ha、その他農振農用地区域が約711ha、河川区域が73.7haとなっており(平成19年度末)、都市公園等を含めて市域全体での緑地割合は約35%となっています。
- まちなか(市街地)の緑地割合は、約10%となっています。

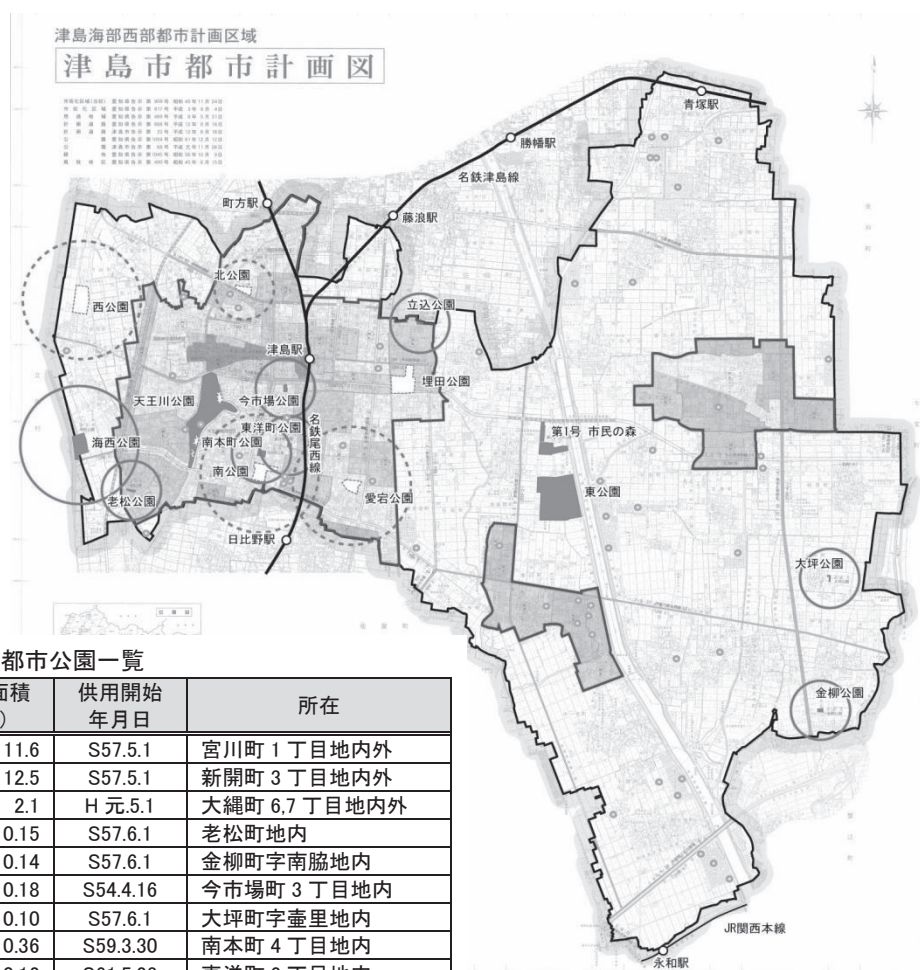


表 都市公園一覧

公園名	種別	供用面積 (ha)	供用開始年月日	所在
天王川公園	総合公園	11.6	S57.5.1	宮川町1丁目地内外
東公園	運動公園	12.5	S57.5.1	新開町3丁目地内外
海西公園	近隣公園	2.1	H元.5.1	大縄町6.7丁目地内外
老松公園	街区公園	0.15	S57.6.1	老松町地内
金柳公園	"	0.14	S57.6.1	金柳町字南脇地内
今市場公園	"	0.18	S54.4.16	今市場町3丁目地内
大坪公園	"	0.10	S57.6.1	大坪町字壺里地内
南本町公園	"	0.36	S59.3.30	南本町4丁目地内
東洋町公園	"	0.12	S61.5.23	東洋町2丁目地内
立込公園	"	0.10	H2.4.1	立込町4丁目地内
市民の森	都市緑地	2.4	S59.3.30	新開町2丁目地内外
立込緑地	"	0.06	H2.4.1	立込町3丁目地内

図 都市公園等の分布図

出典：津島市「津島市都市計画マスタープラン」

② 交通

- 登録自動車台数が継続して増加傾向にあります。世帯当たりの保有台数は、平成 18 年度以降減少傾向にあります。それでも、世帯当たりの保有台数は、平成 24 年度時点で 1.45 台/世帯であり、愛知県平均（1.33 台/世帯）、全国平均（1.08 台/世帯）を上回っています。
- 平成 22 年度における通勤・通学時の交通手段は、自動車が 53.8%を占め、愛知県平均（47.9%）や全国平均（42.5%）より高く、自動車への依存度が高くなっています。また、平成 12 年度と比較すると、10 年間で自動車が「51.4%→53.8%」と増加した一方で、鉄道・電車やバスが「23.6%→21.3%」に減少しています。
- 鉄道の乗車人員数は平成 16 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- 公共交通手段としてのバスの利用促進のため、市は巡回バスを運行しています。利用者数は、年々増加傾向を示し、平成 25 年度は年間 55,341 人が利用しています。
- 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及に必要な充電インフラ設備は、平成 25 年末時点で、津島市に急速充電設備 2 基、普通充電設備 5 基が整備されており、人口 1 万人当たりの充電設備数は県下でも上位にあります（「愛知県 EV・PHV タウン推進マスタープラン」「愛知県次世代自動車充電インフラ整備・配置計画」）。

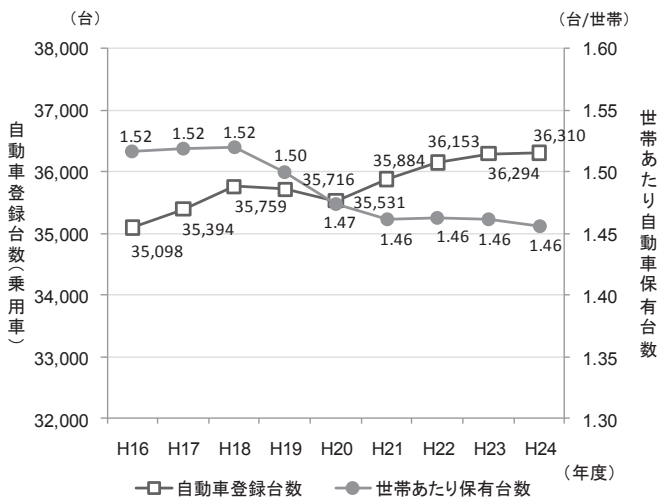


図 自動車登録台数と世帯当たり保有台数

資料：津島市「津島の統計」

表 世帯当たり保有台数の比較

	乗用車保有台数	世帯数	世帯あたり保有台数
津島市	36,310	24,987	1.45
愛知県	3,933,294	2,947,483	1.33
全国	58,729,343	54,171,475	1.08

資料：台数 津島市「津島の統計」
 一般財団法人自動車検査登録情報協会
 世帯数 総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口動態及び世帯数」
 ※乗用車は、普通乗用車、小型乗用車、軽自動車（乗用）の合計

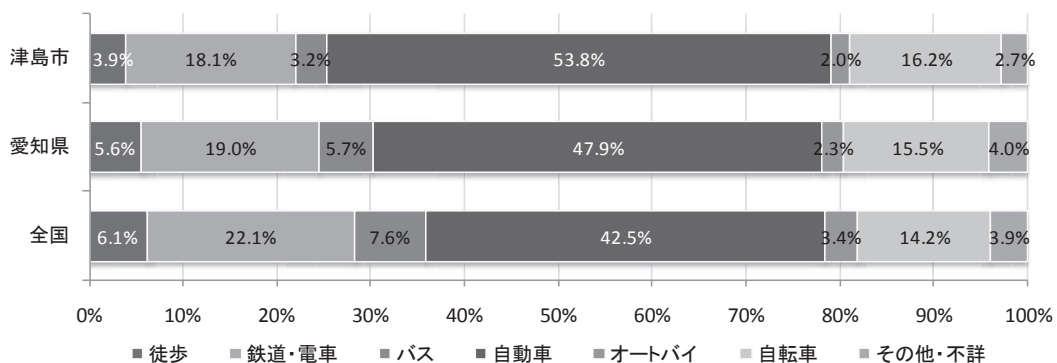


図 通勤・通学時の交通手段 (平成 22 年度)

資料：総務省統計局「平成 22 年国勢調査」

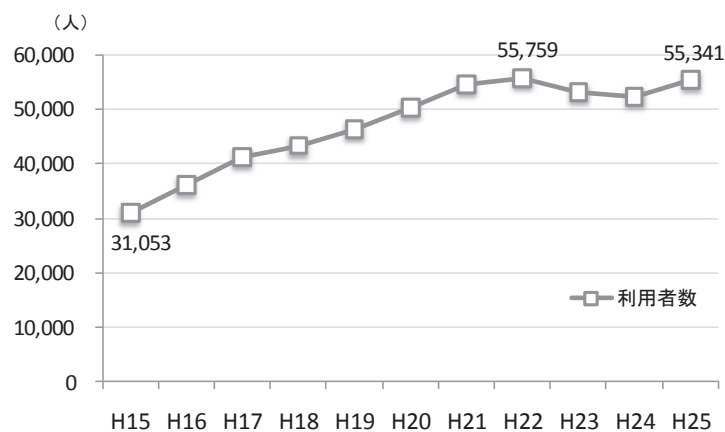


図 ふれあいバス（津島市巡回バス）利用者数

資料：津島市企画政策課

③ 歴史・文化

- 市内では、国指定文化財 7 件、県指定文化財 18 件、市指定文化財 125 件が指定され、国登録文化財 4 件が登録されています（平成 27 年 12 月現在）。津島神社等の社寺にかかわる文化財が多くみられ、地域別でみると駅西地域に多くの文化財があります。文化財の種類としては、無形民俗文化財や工芸、彫刻、建造物、絵画等が多くなっています。
- インターネット上の仮想博物館「津島市デジタル博物館」では、市内にある指定文化財や津島市にゆかりのある美術品等を常時公開しています。
- 平成 26 年に実施された「津島市市民意識調査」では、津島市の良い印象として「歴史的な街並みや伝統のある祭りが継承されており、歴史が感じられる」が 43.0%と最も多くの回答が挙げられました。

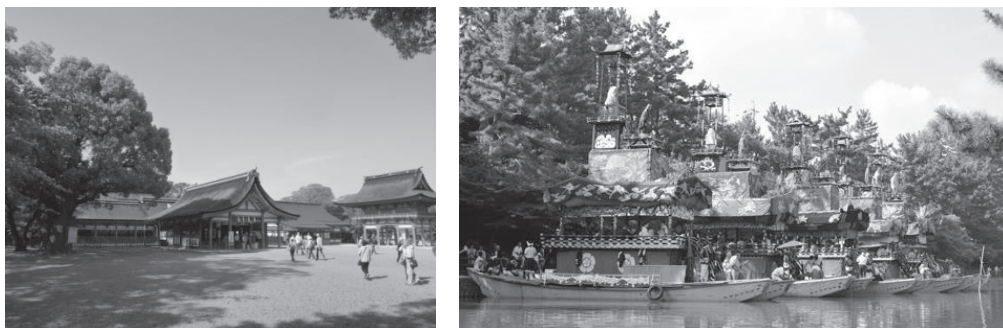


写真 左：津島神社本殿、右：尾張津島天王祭（朝祭）

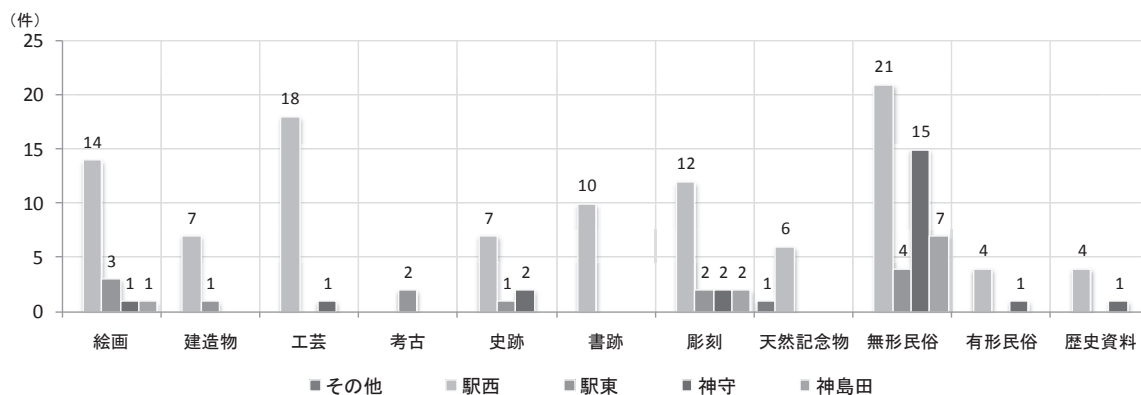


図 地区別の文化財件数

資料：津島市社会教育課

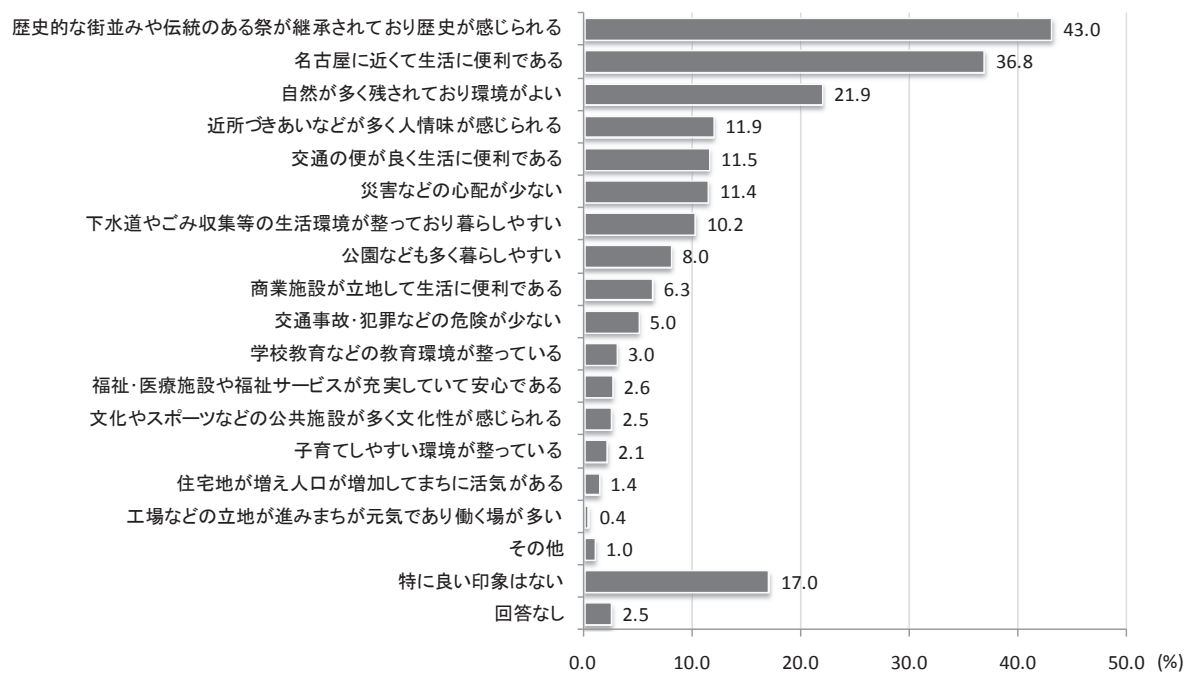


図 津島市の良い印象

資料：津島市「津島市市民意識調査結果報告書」

④ 指定避難所・避難場所

- 市内には、大地震や風水害等の災害が発生し、又は発生が予測される場合に開設される1次避難所として29箇所、1次避難所のみでは対応できない場合等に開設される2次避難所として11箇所が指定されています。
- 避難所に隣接するグラウンドなど、地震災害時等で建物内での安全が確保できない場合や避難所が開設されるまでの間に避難する避難場所が33箇所、地震災害等で大規模火災や延焼火災が発生した場合に、煙や炎、熱風等から身体の安全を確保するための広域避難場所が2箇所指定されています。
- 市内6箇所に防災倉庫を設置しており、防災テント、ワンタッチトイレ、担架ベット、救助工具箱セット等を備蓄しています。

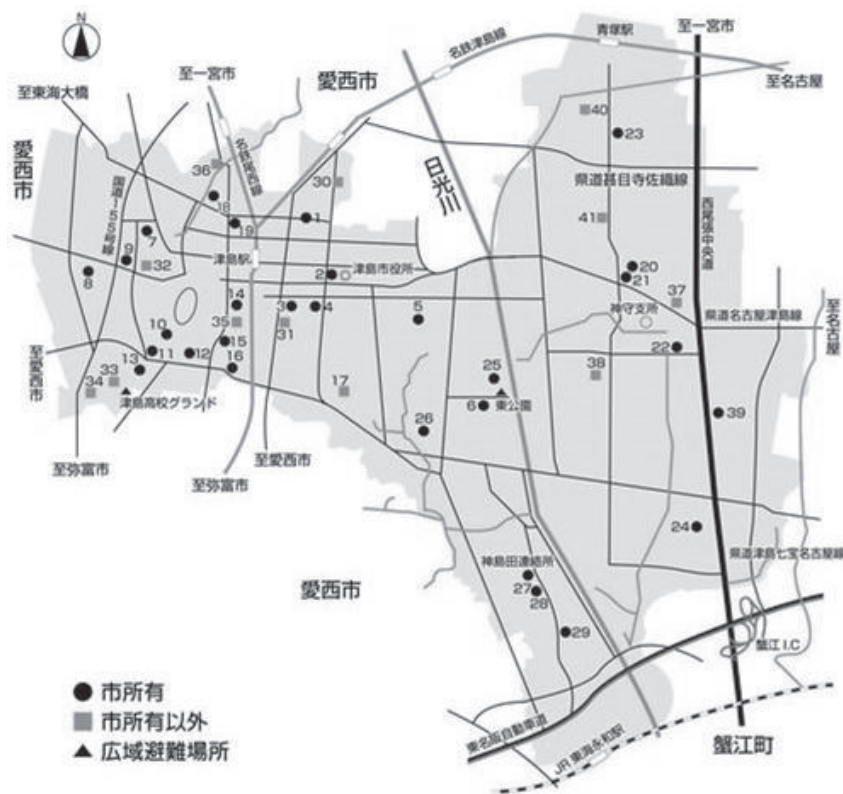


図 指定避難所・避難場所

出典：津島市 HP

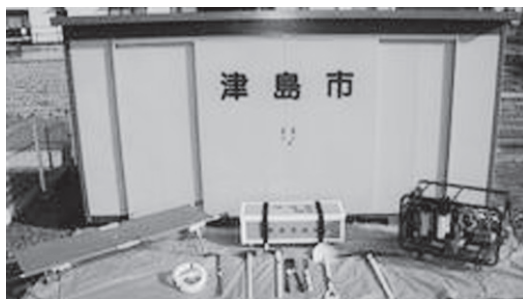


図 防災倉庫及び主な備蓄品

出典：津島市 HP

(5) 広域・地球環境

① 部門別エネルギー消費量

○1990年以降のエネルギー消費量をみると、全体的には1990年の3,176TJから2008年の4,243TJへと増加傾向を示しており、その後は2012年の4,036TJへと微減しています。これは国全体の傾向とほぼ同じとなっています。

○2012年の部門別のエネルギー消費量は、産業部門が815TJで1990年比26.4%の減少となっていますが、民生家庭部門が956TJ（1990年比：42.7%増）、民生業務部門が1,632TJ（1990年比：70.2%増）、運輸部門が633TJ（1990年比：44.2%増）となり、産業部門の減少分を上回る増加となっています。

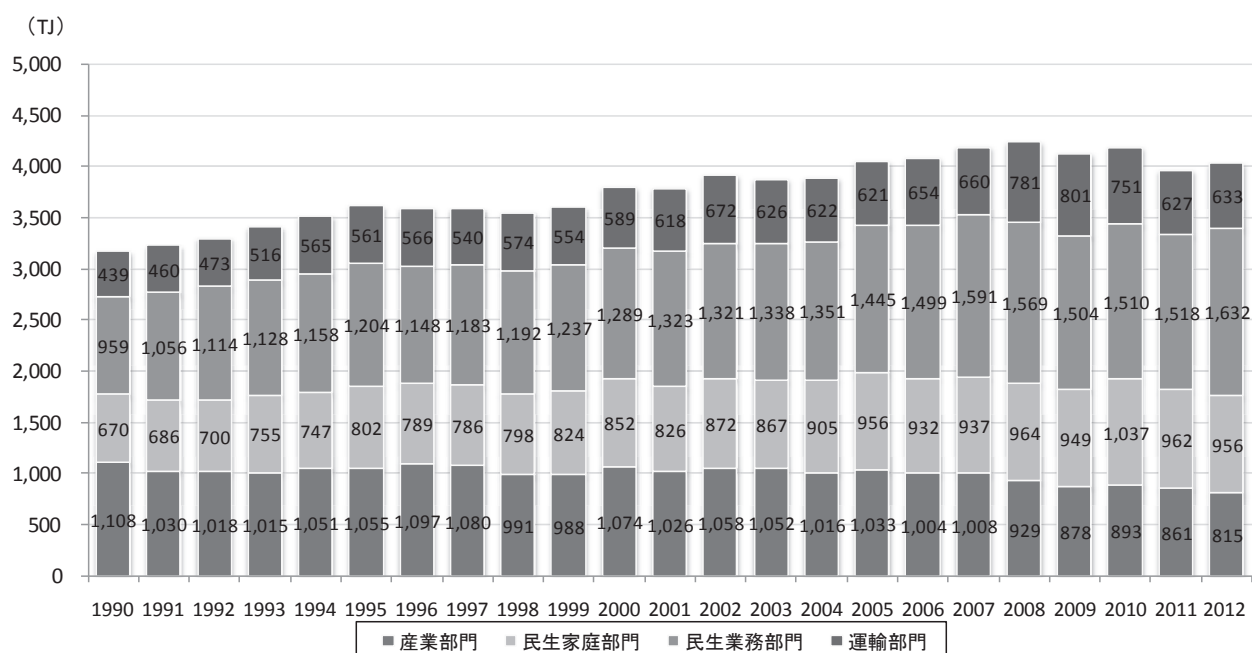


図 部門別エネルギー消費量（推計）

資料：経済産業省資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計（愛知県）」

経済産業省資源エネルギー庁「市町村別エネルギー消費統計作成のためのガイドライン」

② 新エネルギー賦存量・可採量

○新エネルギーの賦存量は、種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、居住地からの距離等）を考慮せず、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に推計することのできるエネルギー資源量として推計しました。また、その可採量は、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量として推計を行いました。

○可採量としては、太陽光発電（95,526GJ/y）、太陽熱利用（98,074GJ/y）、温度差熱利用（地中熱）（98,353GJ/y）が比較的高い結果となりました。なお、これらの各新エネルギーの可採量は、それぞれエネルギー消費量全体（2011年）の約2.4%～2.5%を占める値です。

○名古屋地方気象台及び愛西観測所における2005年から2014年までの年間日照時間をみると、いずれの年も都道府県（全国）平均よりも日照時間は長く、太陽光発電の導入に適した地域であることが分かります。

表 新エネルギーの賦存量・可採量（推計）

新エネルギー	賦存量		可採量	
太陽光発電	11,708,470 [MWh/y]	42,150,492 [GJ/y]	26,535 [MWh/y]	95,526 [GJ/y]
風力発電	41,533 [MWh/y]	149,517 [GJ/y]	2 [MWh/y]	8 [GJ/y]
バイオマス発電	859,546 [MWh/y]	3,094,366 [GJ/y]	849 [MWh/y]	3,056 [GJ/y]
中小規模水力発電	— [MWh/y]	— [GJ/y]	— [MWh/y]	— [GJ]
地熱発電	427 [MWh/y]	1,536 [GJ/y]	21 [MWh/y]	77 [GJ/y]
太陽熱利用		42,150,492 [GJ/y]		98,074 [GJ/y]
温度差熱利用（地中熱）		1,130,040 [GJ/y]		98,353 [GJ/y]
温度差熱利用（河川水）		— [GJ/y]		— [GJ/y]
バイオマス熱利用		3,094,366 [GJ/y]		22,024 [GJ/y]
雪氷熱利用		0 [GJ/y]		0 [GJ/y]
バイオマス燃料製造		10,193 [GJ/y]		3,058 [GJ/y]

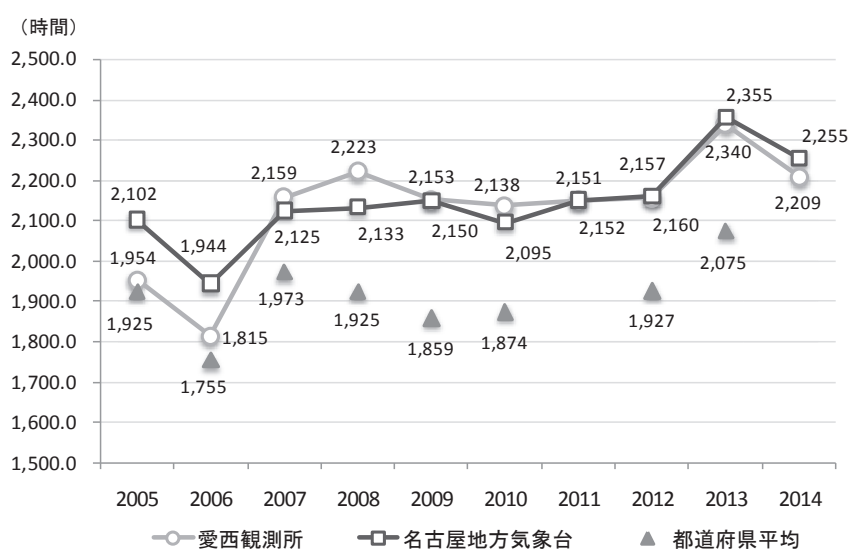


図 年間日照時間の比較

資料：気象庁「気象統計データ」等

○経済産業省資源エネルギー庁の固定価格買取制度による市町村別認定・導入量によると、平成 27 年 3 月末現在で、市内に設置された 1,323 基の太陽光発電設備により最大出力 11,010kW の発電能力を有しています。

○公共施設では、津島市役所をはじめとする 7 施設に太陽光発電設備が導入され、合計最大出力 75kW の発電能力を確保しています。

表 固定価格買取制度による市町村別認定導入量（愛知県津島市）

	10kW 未満	10kW 以上	合計
認定件数（件）	1,141	182	1,323
導入量（kW）	4,670	6,340	11,010

資料：経済産業省 資源エネルギー庁「情報公開用ウェブサイト」

表 公共施設における太陽光発電設備設置状況

	導入施設名称	所在地	設置年月	出力	用途
1	津島市役所	立込町 2 丁目 21 番地	H22.3	10.0kW	施設電力
2	津島市民病院	橘町 3 丁目 73 番地	H22.3	20.0kW	施設電力
3	西地域防災コミュニティセンター	下新田町 2 丁目 241 番地	H13.4	5.0kW	施設電力・売電
4	津島市立東小学校	立込町 2 丁目 21 番地	H22.3	10.0kW	施設電力・売電
5	津島市立蛭間小学校	蛭間町逆川東 848	H22.3	10.0kW	施設電力・売電
6	津島市神守学校給食共同調理場	菟原町字神守前 40 番地 1	H26.9	10.0kW	施設電力
7	津島市暁学校給食共同調理場	杵前町 5 丁目 7 番地 1	H26.9	10.0kW	施設電力

資料：津島市生活環境課

4

津島市の環境に関する市民意識

(1) 市民意識調査の概要

① 調査目的

- 「津島市環境基本計画」の策定にあたり、市民及び事業者の環境に対する意識、環境保全の取組状況等を把握することを目的として、市民意識調査を実施しました。

② 調査対象・方法

- 調査対象は、住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民2,000人、市内に事業所を有する300事業者、市内公立中学校2年生生徒246人、市内公立小学校5年生児童290人としました。
- 調査方法は、18歳以上の市民及び市内事業者については郵送配布・郵送回収とし、市内公立中学校生徒及び小学校児童については各学校を通じて配布・回収を行いました。

③ 調査項目

【市民(18歳以上)、小中学生】

■津島市の現在の環境について

- ・【市民】現在の環境に対する満足度
- ・【小中学生】身の回りの環境について感じていること

■環境保全の取組みについて

- ・【市民】環境問題への関心度
- ・【市民】環境保全への意識
- ・【市民】現在実行している／継続・今後実行したい環境保全につながる取組み
- ・【小中学生】今している／大人になったらしようと思う取組み
- ・【市民】より積極的に環境保全につながる取組みを行うために必要なこと
- ・【市民】環境保全に関する市民活動の取組経験／取組意向

■行政による環境保全の取組みについて

- ・【市民】行政として重点的に取り組むべき環境分野

■将来の津島市の環境について

- ・【市民】20年後の望ましい環境の姿
- ・【小中学生】20年後の津島市の環境のイメージ
- ・【市民】望ましい環境の姿の実現に向けて行っていること／今後行いたいこと
- ・【小中学生】環境のイメージの実現に向けて今していること／大人になったらしようと思うこと
- ・【市民】50年後の環境の姿
- ・【小中学生】50年後の津島市の環境は今と比べてどうなっているか

■津島市の環境についての提案

- ・【市民】津島市の環境に対する提案
- ・【小中学生】環境を守るために大人にして欲しいこと

【事業者】

■環境保全の取組みについて

- ・【事業者】 環境問題に対する重要度意識
- ・【事業者】 環境保全に対する意識
- ・【事業者】 現在実行している／継続・今後実行したい環境保全につながる取組み
- ・【事業者】 環境保全に取り組むことで得られるメリット
- ・【事業者】 環境保全に取り組む上での課題
- ・【事業者】 今後取り組む予定の環境保全の取組み
- ・【事業者】 より積極的に環境保全につながる取組みを行うために必要なこと

■行政による環境保全の取組みについて

- ・【事業者】 行政として重点的に取り組むべき環境分野

■将来の津島市の環境について

- ・【事業者】 20年後の望ましい環境の姿
- ・【事業者】 望ましい環境の姿の実現に向けて行っていること／今後行いたいこと

■津島市の環境についての提案

- ・【事業者】 津島市の環境に対する提案

④ 回収結果

表 市民意識調査の回収結果

	配布数（通）	回収数（通）	回収率（%）
18歳以上の市民	2,000	1,089	54.5
市内事業者	300	133	44.3
市内公立中学校2年生生徒	246	222	90.2
市内公立小学校5年生児童	290	281	96.9
合計	2,836	1,725	60.8

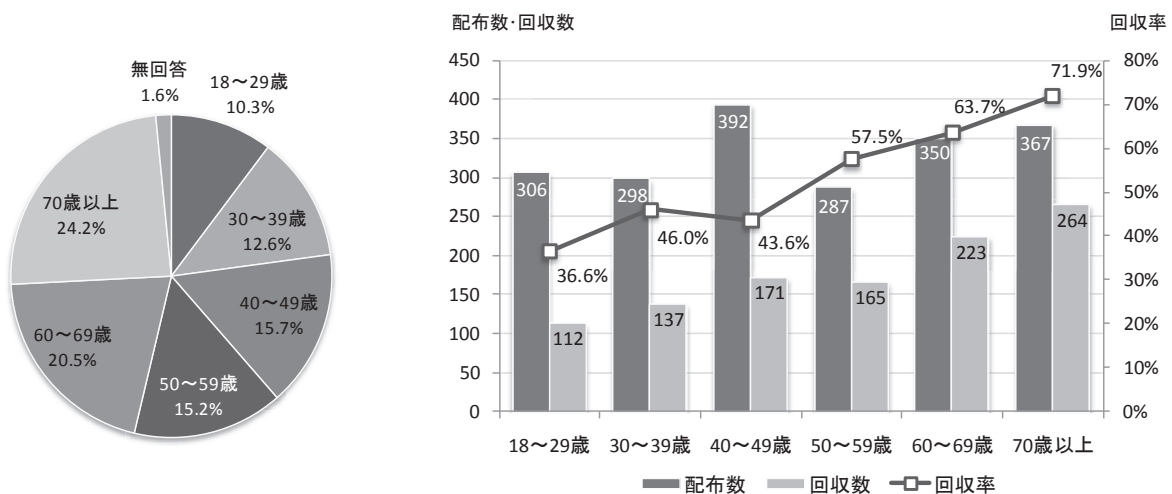


図 回答者の年齢及び年齢別の回収状況（市民）

(2) 市民(18歳以上)・小中学生の調査結果

① 津島市の現在の環境について

【市民】

(N=1,089)

あなたは、津島市の環境について、どの程度満足していますか。各項目について、あなたの考えに近いものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

- 「安全な食品を買うことができる」や「リサイクルが進んでいる」など、暮らしに関する項目の満足度が高く、市民も小中学生もほぼ同じ感覚でした。
- 市民では、「有害な化学物質への対策がとられている（45.1%）」、「地球温暖化への影響が少ない（33.5%）」、「環境についての情報が提供されている（32.2%）」の項目について、わからないという回答の割合が高くなっていました。

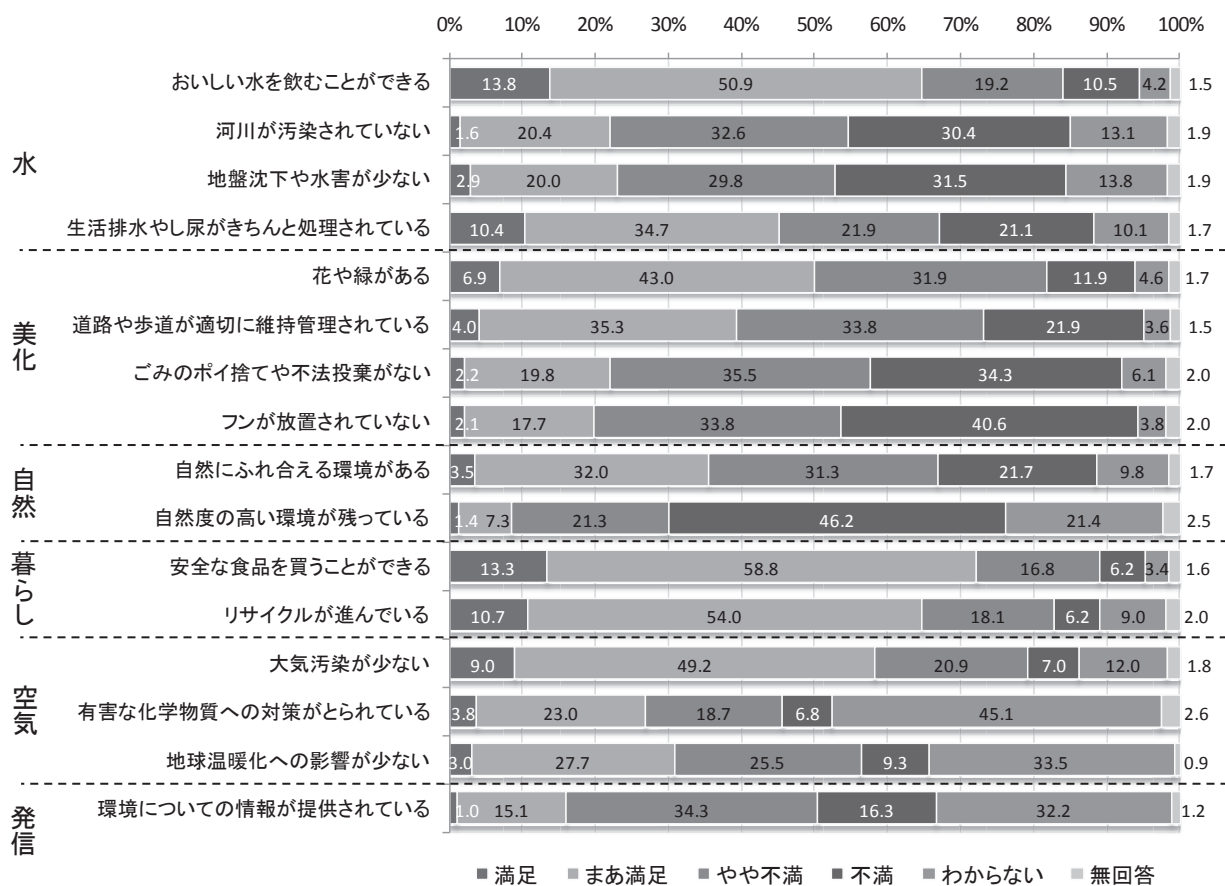


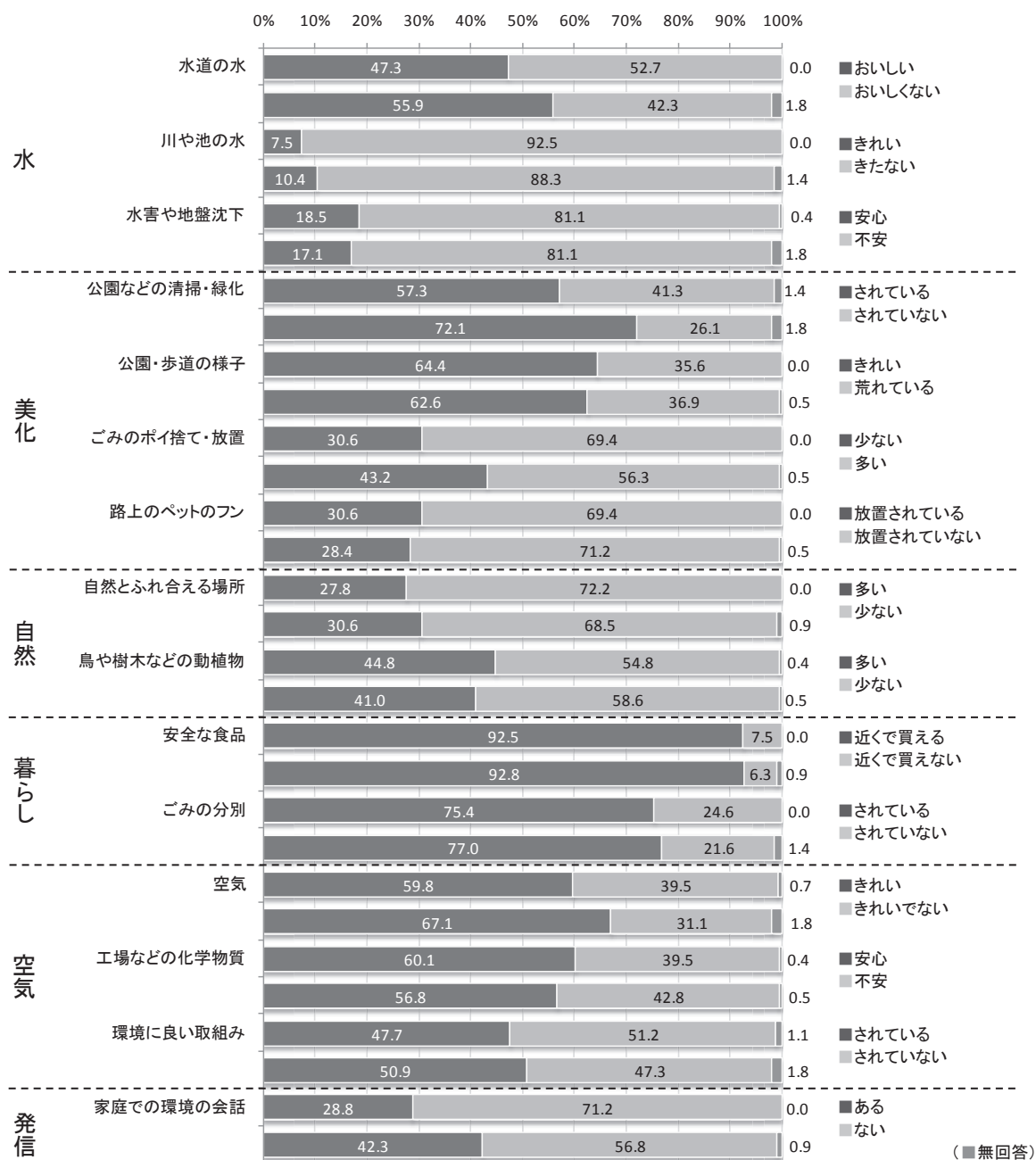
図 津島市の現在の環境の満足度

【小中学生】

(中学生 N=222、小学生 N=281)

あなたの身の回りの環境などについて、どのように感じていますか。次の質問について、それぞれ自分の考えに近いものの番号に○を付けてください。

- 小中学生は、河川や池の水が汚いと感じていたり、地盤沈下や水害について不安を感じているなど、水に関する不満の回答割合が高いのに対し、市民はごみのポイ捨てや不法投棄、フンの放置などに関する不満の回答割合が高くなっていました。
- 中学生と小学生では、「家庭での環境の会話がある」の回答割合に比較的大きな差がみられ、中学生では、小学生と比べて家庭での環境に関する会話が少なくなっています。



※各項目の上段が中学生、下段が小学生の回答

図 津島市の現在の環境の満足度

② 環境保全の取組みについて

【市民】

(N=1,089)

あなたは、環境問題について、どの程度関心がありますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

○市民の84.8%が環境問題に関心を持っていました。

○50歳以上では、86%以上が環境問題に関心を持っていました。その一方で、18～29歳では、関心がある割合が71.4%であり、22.3%が環境問題に関心がないと回答していました。

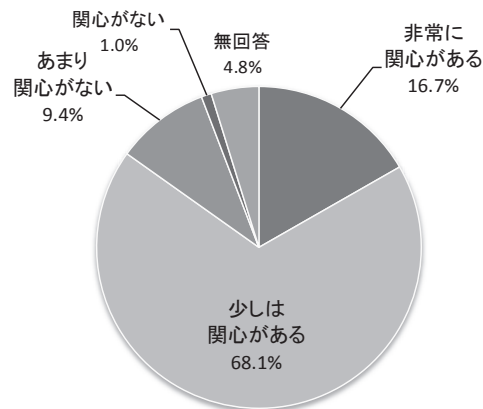


図 環境問題への関心

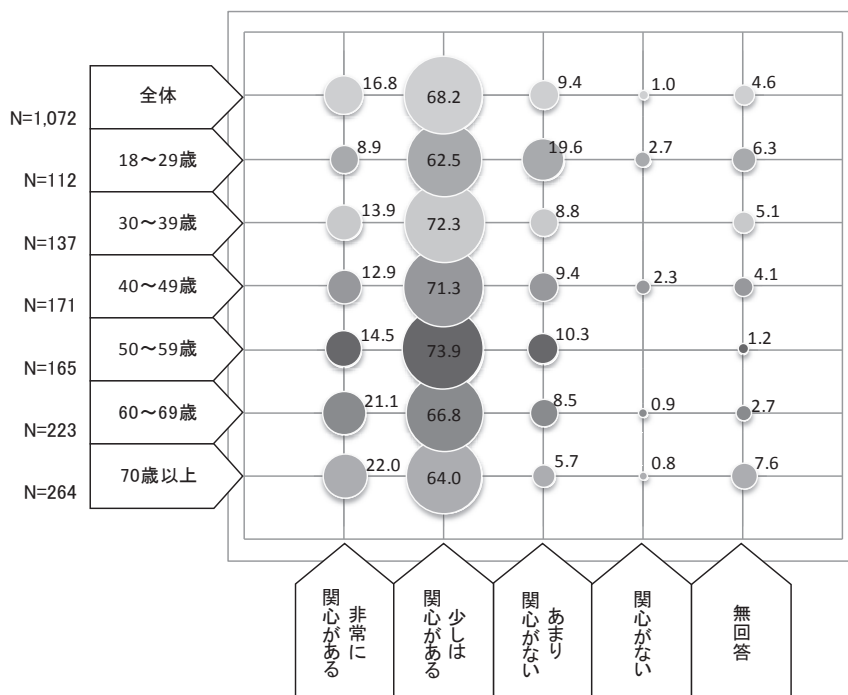


図 「回答者の年齢」とのクロス集計結果

【市民】

(N=1,089)

環境保全への意識に関する次の各項目について、あなたの考えに近いものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

- 多くの市民が将来の世代のために環境の保全・改善の行動を起こすことを必要と認めているものの、現在の生活や社会のレベルが下がることを望んでいませんでした。
- 環境の保全・改善のためなら生活が多少不便になることを許容できるとの回答は、自らが環境の保全・改善に努めるべきと考える人にはありましたが、そう思わない人では、ほぼありませんでした。
- 生活の不便さや物価の上昇については、許容する人と許容しない人が半々でしたが、行政が税を投入して対策を講ずることには、抵抗感が強くなっていました。

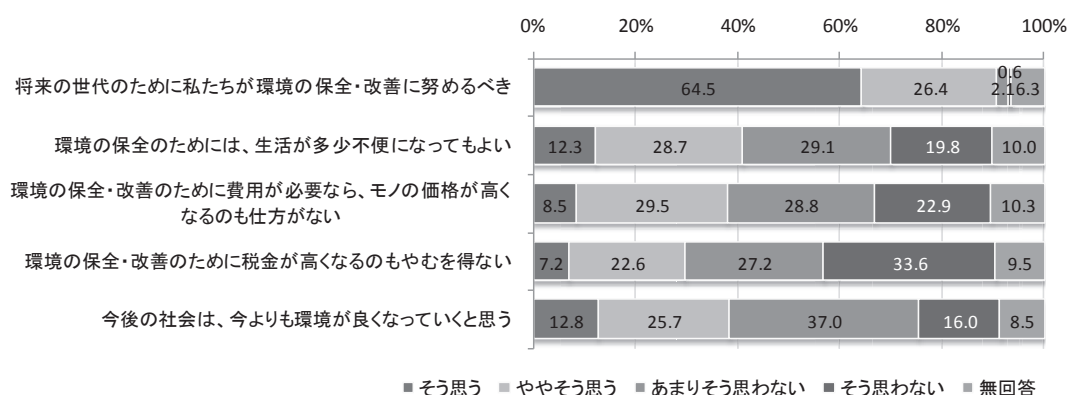


図 環境保全への意識

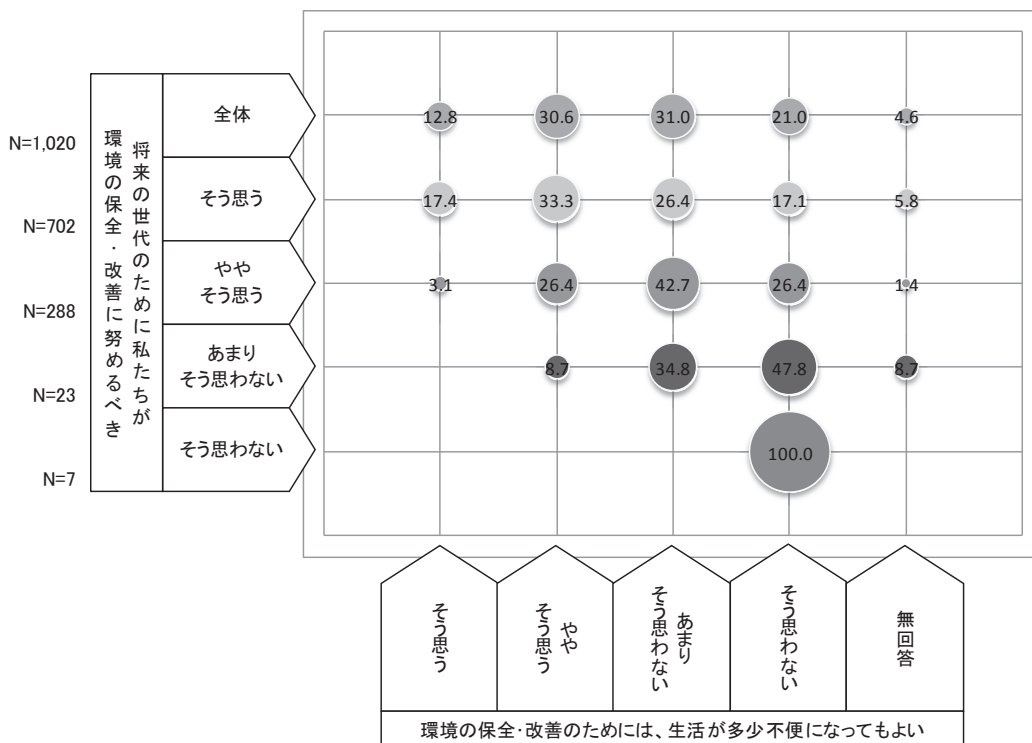


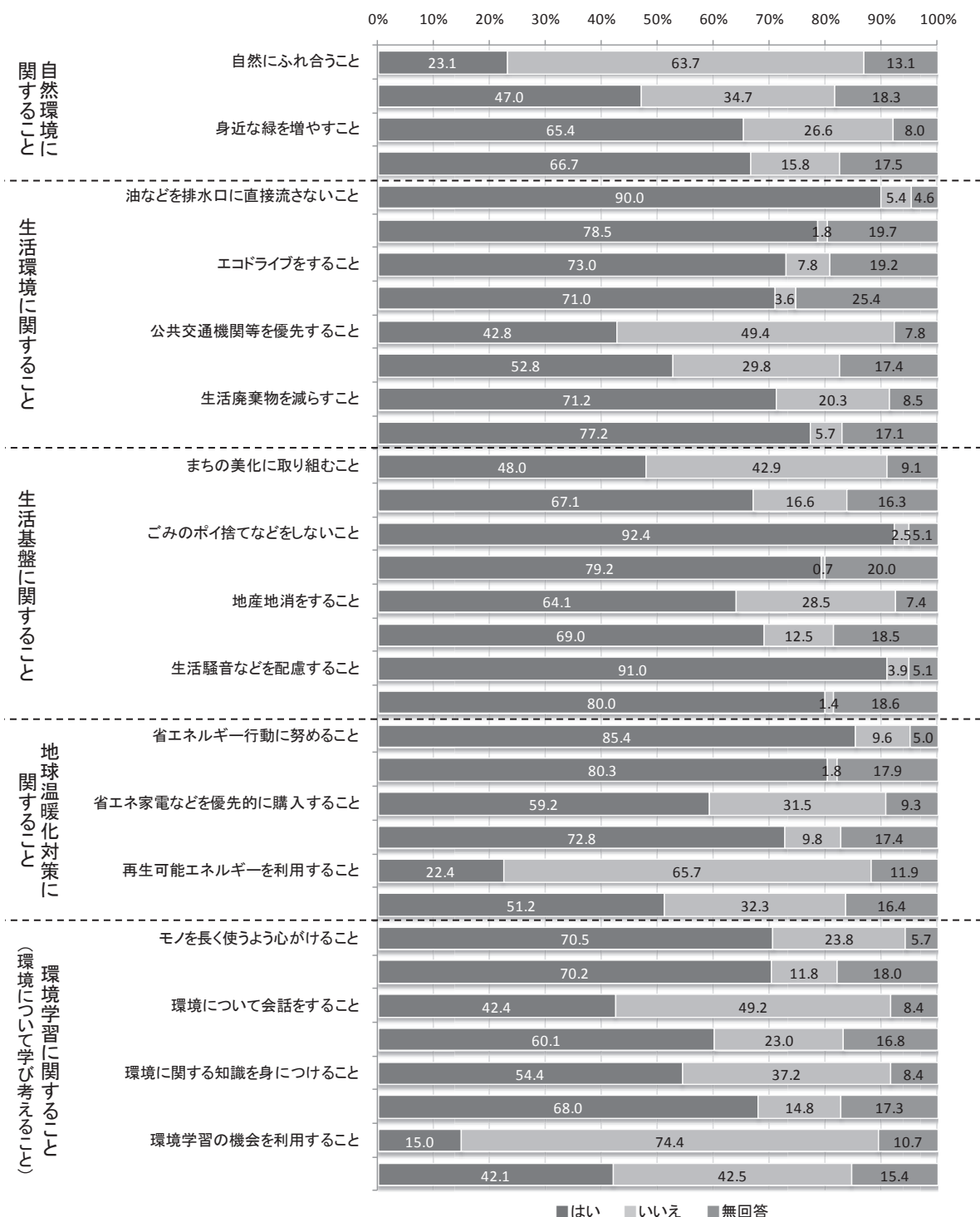
図 各回答のクロス集計結果

【市民】

(N=1,089)

あなたは、環境保全につながる取組みを、①現在実行していますか、②継続して又は今後実行していきますか。各項目について①及び②ごとに、それぞれ該当するものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

○現在実行している環境保全につながる取組みは、日常生活に根付いた身近にできるものが多くなっています。環境学習の機会を利用すること（15.0%）、再生可能エネルギーを利用すること（22.4%）、自然にふれ合うこと（23.1%）については、現状ではあまり取り組まれていません。



※各項目の上段が①現在実行しているか、下段が②継続又は今後実行していくかの回答

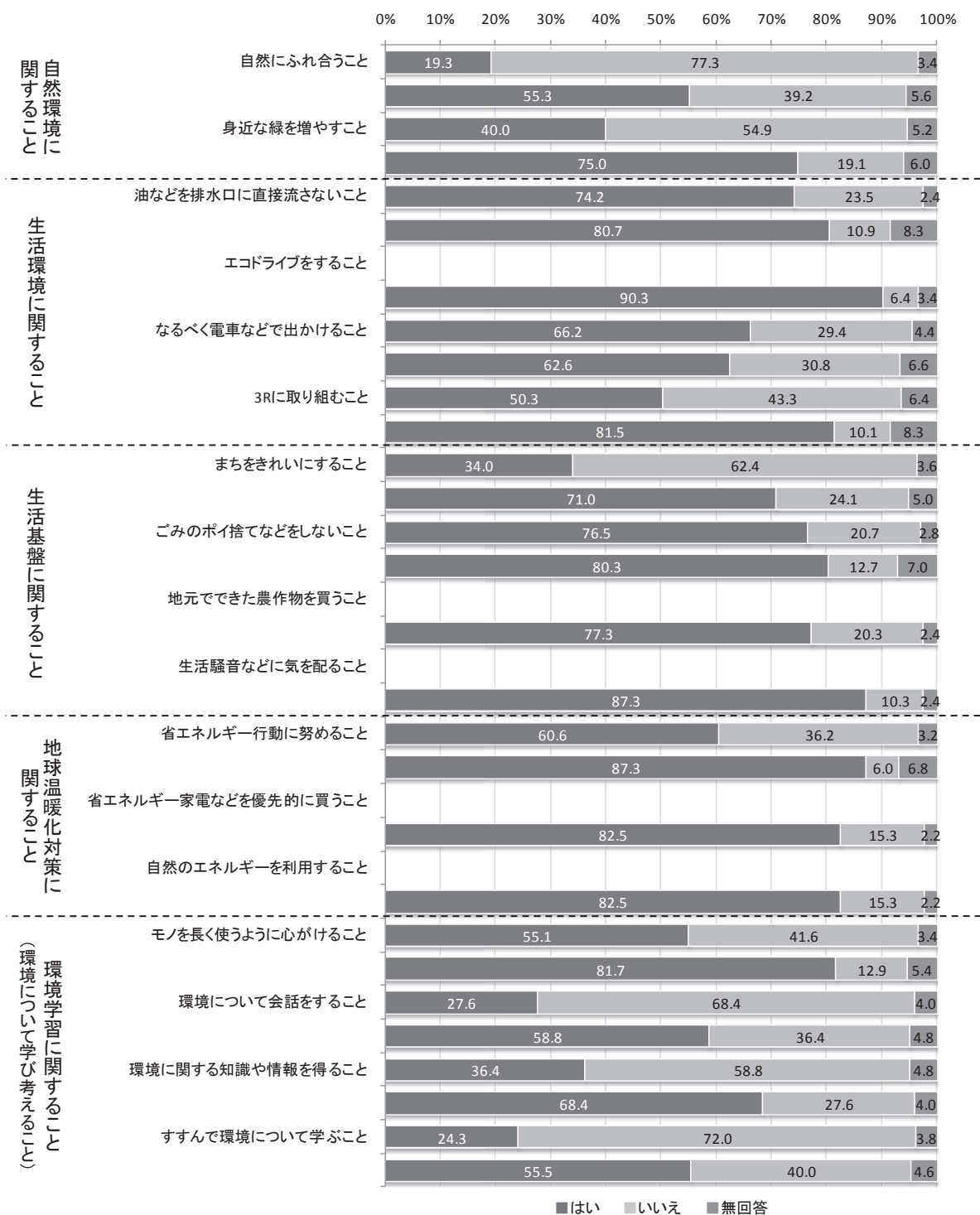
図 環境保全につながる取組み

【小中学生】

(中学生 N=222、小学生 N=281)

あなたは、次の取組みを、①今していますか、②大人になったらしようと思いますか。①と②の項目ごとに、それぞれあてはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

○小中学生では、環境について、会話をする、すすんで学ぶ、知識や情報を得るなど環境学習に関することについて、現状ではあまり取り組まれていません。エコドライブなど現在していないことについて、将来への関心は高くなっています。



※中学生と小学生の回答の合計値

※各項目の上段が①今しているか、下段が②大人になったらしようと思うかの回答

図 環境保全につながる取組み

【市民】

(N=1,089)

あなたは、環境保全につながる取組みに、より積極的に取り組んでいくため、どのようなことが必要だと考えますか。あてはまるものを3つまで選んで、番号に○を付けてください。

- 取組みの社会的意義や責任の実感、励みがあることは、積極的な取組みに必須と考えられていません。
- 環境問題への関心度別にみると、関心がある層では、取組みの効果が目に見えること、楽しみながら、1人ではなくみんなで取り組むことが必要としています。関心がない層では、直接的なメリット、支援の有無が重視される傾向にあります。
- 年齢別にみると、若い年齢層ほど直接的なメリットや取組みに対する支援を求める割合が高くなっていました。また、年齢層が上がるにつれて、1人ではなくみんなで取り組むことを求める割合が高くなっていました。

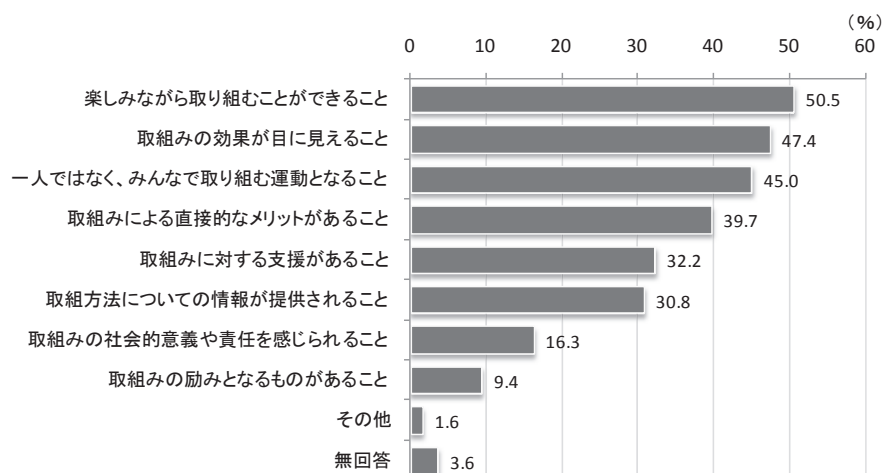


図 環境保全につながる取組みにより積極的に取り組むために必要なこと

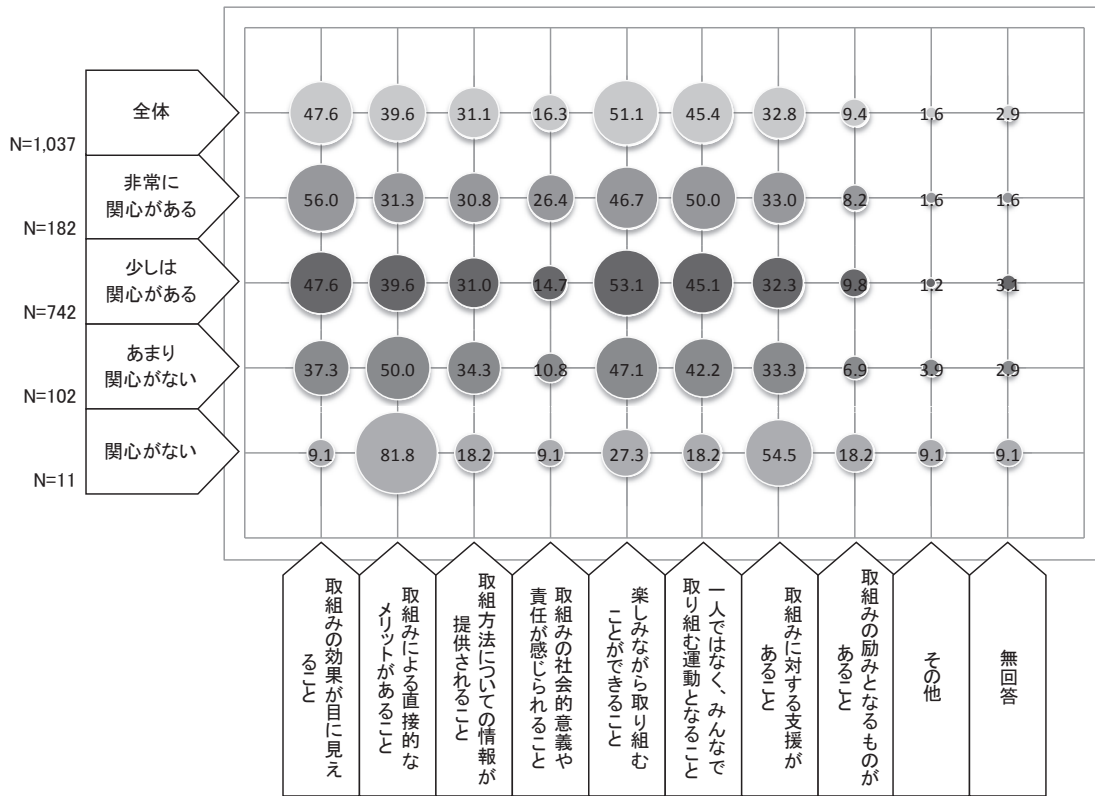


図 「環境問題への関心度」とのクロス集計結果

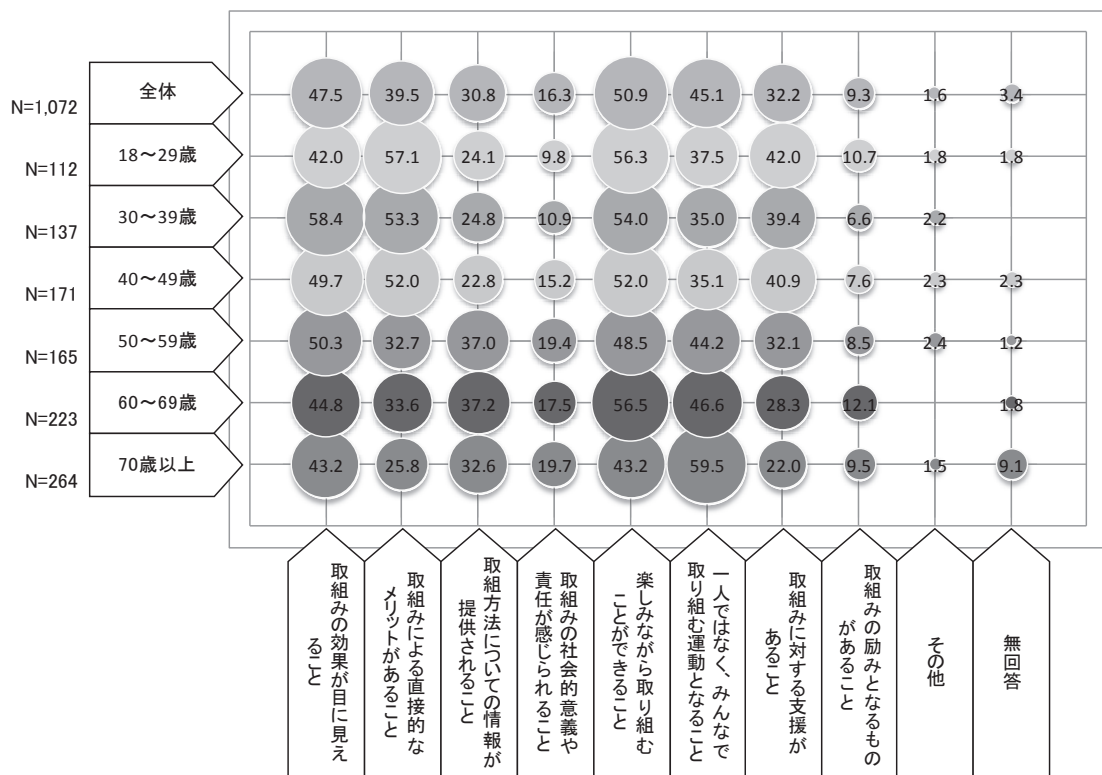


図 「回答者の年齢」とのクロス集計結果

【市民】

(N=1,089)

あなたは、環境保護団体（NPO・NGO）や市民団体などによる組織的な市民活動として、環境保全に関する活動に取り組んだことがありますか。また、今後取り組んでいきたいと思いませんか。あてはまる項目すべての番号に○を付けてください。

- これまでに取り組んだことのある人の活動分野では、「リサイクル・廃棄物」が圧倒的に多くなっていました。
- 今後については、「リサイクル・廃棄物」をはじめ、「自然保護」「消費・生活」「森林の保全・地域の緑化」「地球温暖化対策」など、関心のある分野が多岐にわたりました。
- 自然保護の分野については、今後の取組意向が大幅に伸びており、組織的な活動としての意向が強くなっていました。また、森林保全・地域緑化、水環境や大気環境の保全、地球温暖化対策についても取組みの意向が伸びていました。

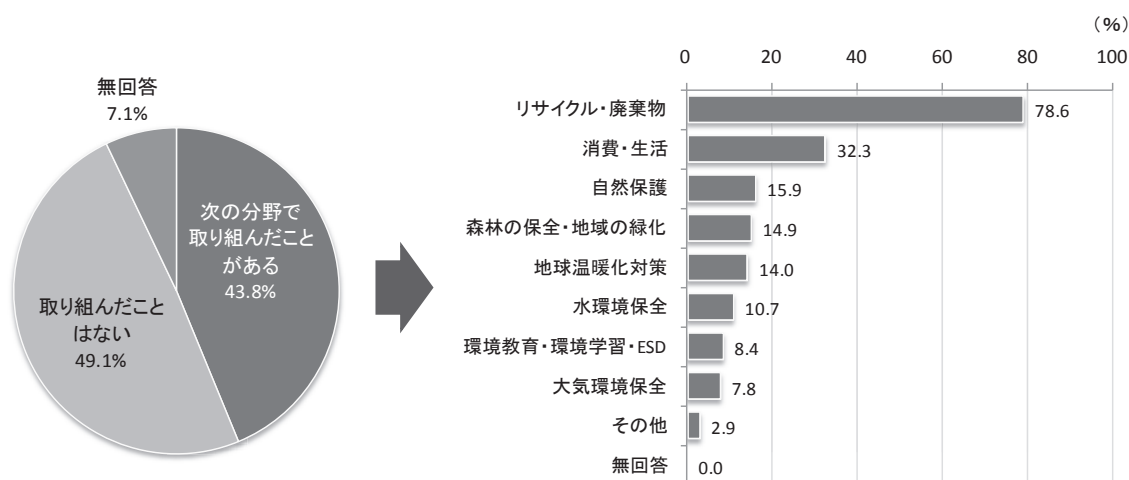


図 環境保全に関する市民活動の取組状況及び取り組んだことのある分野 (N=477)

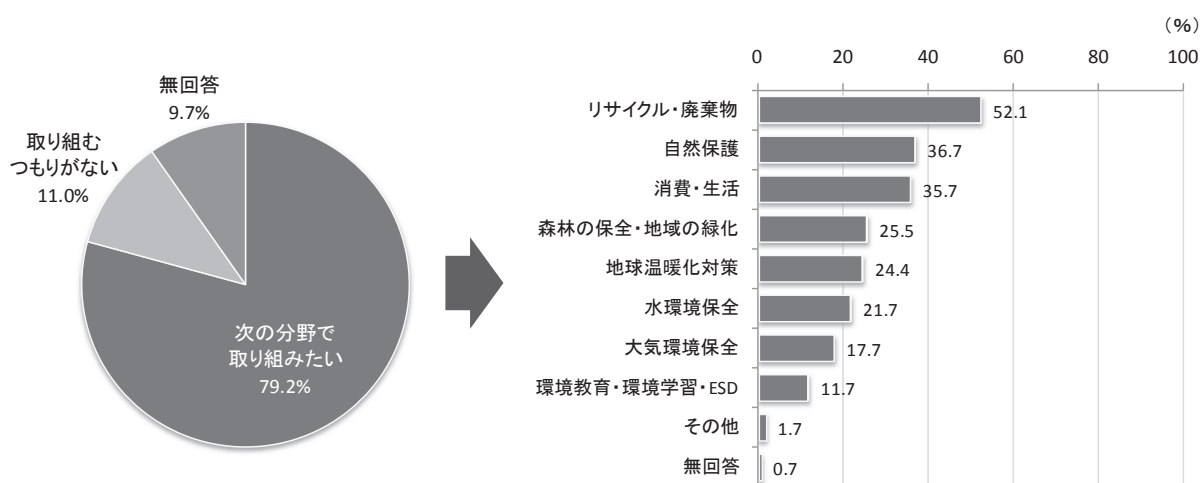


図 環境保全に関する市民活動の取組意向及び関心のある分野 (N=863)

【市民】

(N=1,089)

今後の意向として、環境保護団体（NPO・NGO）や市民団体などによる組織的な市民活動として、環境保全に関する活動に「取り組むつもりがない」と回答された方は、その理由をお書きください。

■主な回答（括弧内は回答件数）

- 忙しいなど、時間的な余裕がないため（35）
- 高齢や健康上の理由のため（17）
- 組織や団体の取り組みではなく、個人で行うものと捉えているため（16）
- よく分からないため（13）
- 団体に対してあまり信用できないため（7）
- 興味がないため（5）
- 次世代に任せたいため（2）

③ 行政による環境保全の取組みについて

【市民】

(N=1,089)

あなたは、これからの津島市の環境のために、行政として、どのような分野について重点的に取り組んでいくべきだと思いますか。次の各項目について、あなたの考え方に近いものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

- 生活環境に関することについて、重点的に取り組んでいくべきという意見が多くありますが、これまで行政が重点的に取り組んできた分野でもあります。
- 環境学習に関することについては、わからないとの回答がいずれも3割前後を占めています。
- 自然環境の保全については、74.2%が重点的に取り組むべきと考えていますが、地球温暖化対策や生物多様性の保全といった新しい課題に対しては、あまり高くなっていません。

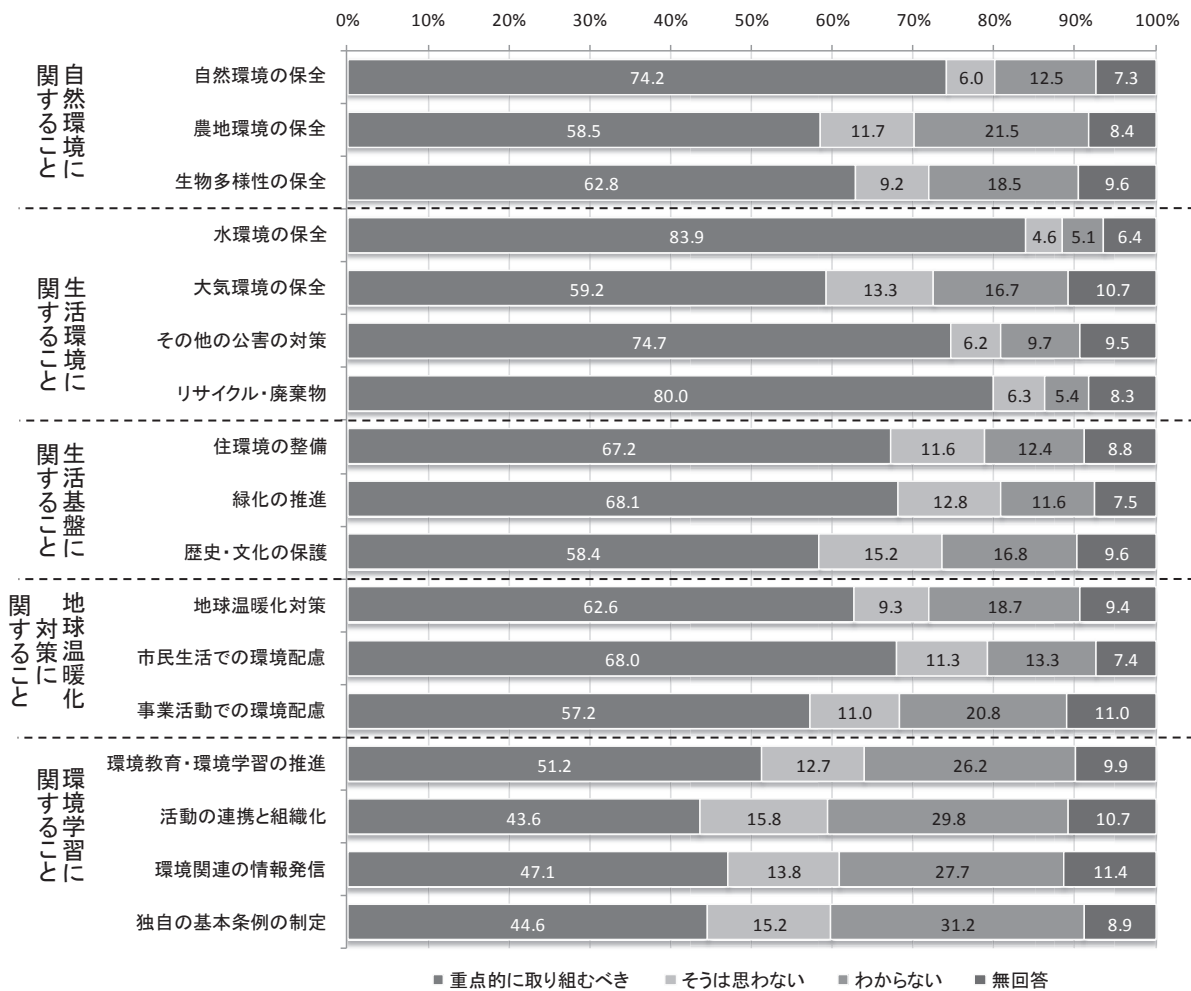


図 行政が重点的に取り組むべき分野

資料編

④ 将来の津島市の環境について

【市民】

(N=1,089)

あなたが考える 20 年後の津島市において、こうあって欲しいと望む環境の姿として、あてはまるものを 3 つまで選んで、番号に○を付けてください。

- 「防災・減災の取組みが進んで災害に強い」については、一般市民において飛びぬけて高い割合を示しており、全年齢層を通じて、災害に強いまちという将来像を描いています。
- 水環境・大気環境が良好で、まちなにぎわいがあることが望まれています。

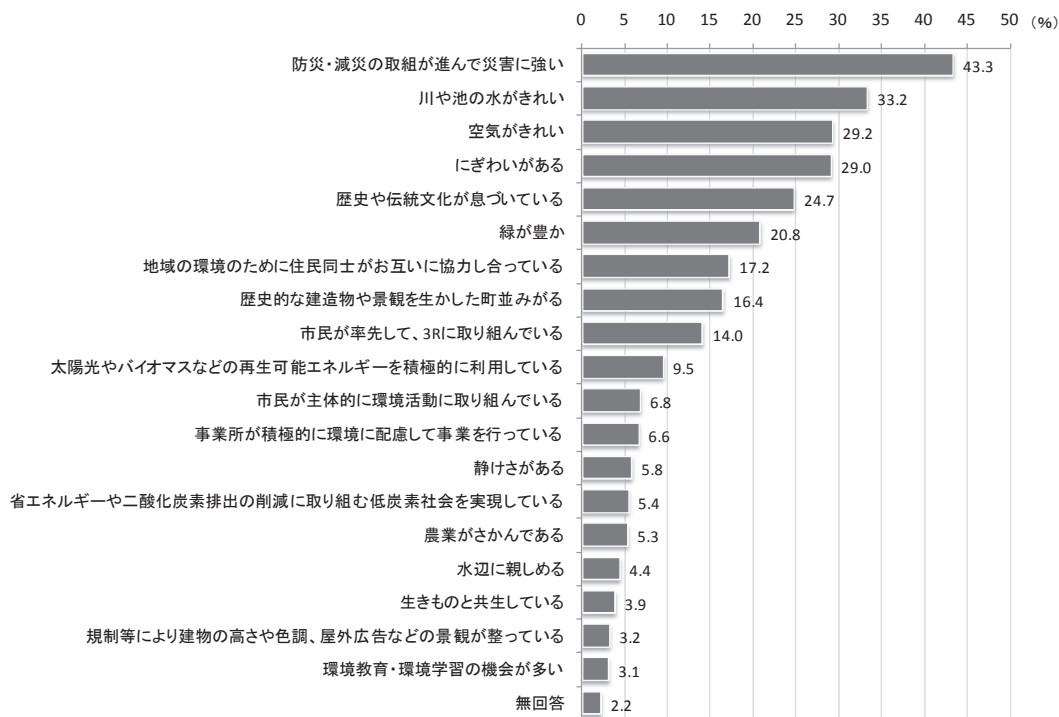


図 20 年後の津島市の望ましい環境の姿

表 「回答者の年齢」のクロス集計結果（各年齢層の上位3項目）

年 齢	1	2	3
全 体	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (43.5%)	川や池の水がきれい (33.3%)	空気がきれい (29.2%)
18～29 歳	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (42.9%)	にぎわいがある (40.2%)	川や池の水がきれい (38.4%)
30～39 歳	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (38.7%) 川や池の水がきれい (38.7%)		空気がきれい (38.0%)
40～49 歳	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (45.0%)	歴史や伝統文化が息づいている (31.0%)	空気がきれい (29.2%) にぎわいがある (29.2%)
50～59 歳	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (50.9%)	川や池の水がきれい (33.3%)	歴史や伝統文化が息づいている (27.9%)
60～69 歳	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (50.2%)	にぎわいがある (35.4%)	川や池の水がきれい (35.0%)
70 歳以上	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (34.8%)	川や池の水がきれい (30.3%)	空気がきれい (29.9%)

表 「回答者の居住地区」のクロス集計結果（各居住地区の上位3項目）

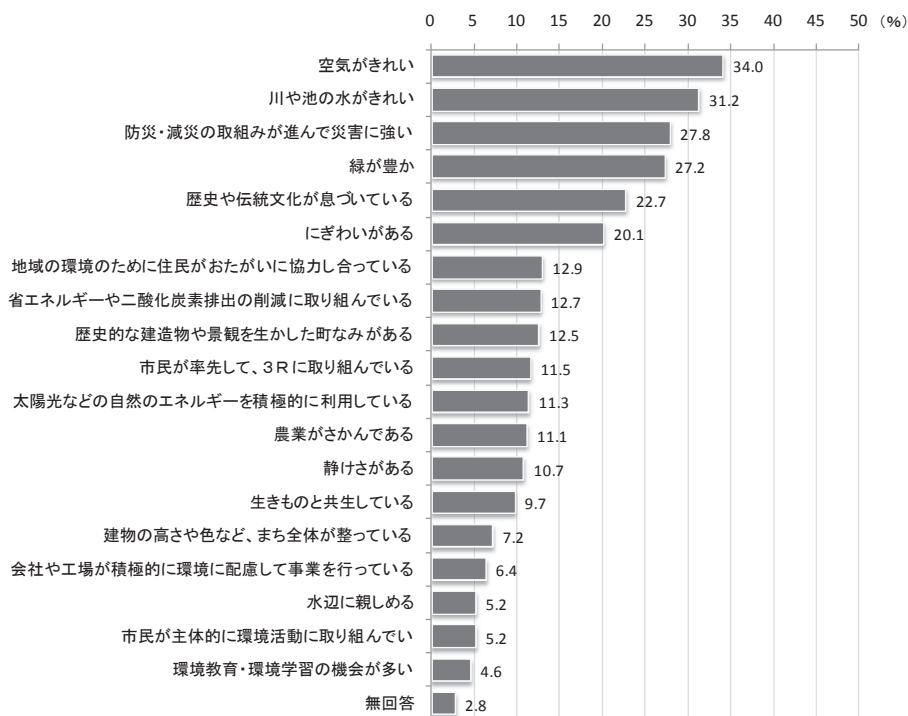
小学校区	1	2	3
全 体	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (43.7%)	川や池の水がきれい (33.3%)	にぎわいがある (29.3%)
東 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (39.4%) にぎわいがある (39.4%)		川や池の水がきれい (30.3%)
西 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (42.6%)	川や池の水がきれい (33.0%)	歴史や伝統文化が息づいている (32.4%)
南 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (44.0%)	空気がきれい (30.8%)	歴史や伝統文化が息づいている (30.2%)
北 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (39.8%) 歴史や伝統文化が息づいている (39.8%)		にぎわいがある (27.7%)
神 守 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (45.1%)	川や池の水がきれい (40.1%)	空気がきれい (35.8%)
蛭 間 小	川や池の水がきれい (42.9%)	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (40.8%)	にぎわいがある (35.7%)
高 台 寺 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (59.2%)	川や池の水がきれい (33.8%)	空気がきれい (31.0%)
神 島 田 小	防災・減災の取組みが進んで災害に強い (46.9%)	川や池の水がきれい (31.9%)	空気がきれい (28.3%)

【小中学生】

(中学生 N=222、小学生 N=281)

あなたが期待する「20年後の津島市の環境」のイメージに近いものを3つまで選んで、番号に○を付けてください。

○小中学生の結果を市民と比較すると、「緑が豊か」という将来イメージの回答割合が高くなっています。



※中学生と小学生の回答の合計値

図 20年後の津島市の望ましい環境の姿

【市民】

(N=1,089)

20年後の津島市の環境の姿の実現に向けて、あなたが日頃行っていることや今後行っていきたいことについて、自由に書いて下さい。

■主な回答（括弧内は回答件数）

- ごみを捨てない、ごみ拾い、分別、リサイクル、3Rの推進（138）
- 歴史文化の維持活用、町並み景観の保全、祭りへの参加（65）
- 緑化の推進、自然を守る（58）
- 災害への備え、防災・減災の取組（43）
- まちを活性化させる、まちの雰囲気をよくする（27）
- 生活排水の改善、水質を良くし、川や池、水路を汚さないこと（23）
- 再生可能エネルギーの活用（23）
- 公共交通機関の利用、エコカーへの切り替え、エコドライブ、車の運転を控える（21）
- 助け合うこと、一緒に活動すること（13）
- 農業の実践（10）
- 大気汚染、騒音、悪臭などの公害苦情（9）
- 省エネルギーの実行など（8）
- 公共施設、公園などの充実（7）
- 環境学習、環境教育（4）

【小中学生】

(中学生 N=222、小学生 N=281)

「20年後の津島市の環境」のために、「今していること」や「大人になったらしようと思うこと」を自由に書いてください。

■主な回答（中学生）（括弧内は回答件数）

- ごみを捨てない、ごみ拾い、分別、リサイクル、3Rの推進 (95)
- 歴史文化の保全・継承、祭りへの参加 (27)
- 緑化の推進、自然を豊かにする (27)
- 防災対策、安全対策 (25)
- 省エネルギー対策、エコカーの使用、CO₂の削減 (24)
- 騒音、大気汚染などを発生させないこと (11)
- 自然エネルギーの活用 (10)
- まちの活性化 (9)
- あいさつをする、コミュニケーションをとる (7)
- 一次産業の仕事をする (2)
- 環境学習 (1)

■主な回答（小学生）

- 掃除、ごみを捨てない、ごみを減らす、3Rの推進 (51)
- 農業の実践、緑化の推進 (33)
- 川や水をきれいにする (17)
- 歴史文化の保全 (9)
- まちの雰囲気をよくする (9)
- 防災対策を進める (8)
- 生き物を大切にする (7)
- 空気を汚さない (4)
- ハイブリッドカーや空気を汚さない取組みをする (1)
- 太陽光パネルをつける (1)
- 車を使わずに自転車や公共交通機関を使う (1)
- 植物を植えて緑を増やす (1)

【市民】

(N=1,089)

あなたが考える 50 年後の津島市において、こうなっているのではないかと思う環境の姿について、自由に書いてください。

■主な回答（括弧内は回答件数）

- 少子高齢化が進んでいる（49）
- 良好な自然環境、緑が豊か（40）
- 農地が減少し、宅地化が進行している（36）
- 歴史文化があり、祭りが継承されている（33）
- 防災のまち、災害が懸念されるまち（30）
- 道路や歩道等が整備されたまち（19）
- 特に変化なし（19）
- 住みやすいまち（12）
- 再生可能エネルギーの活用、エコカーなどの使用が進んでいる（11）
- ゴミのないまち、リサイクル、3R の進むまち（10）
- 財政事情の問題、税金の負担が大きい（10）
- 公園緑地や施設が整備されている（7）
- 下水道等が整備されている（7）
- 企業が誘致されている（4）
- 地下鉄ができている（4）
- あまり良くない環境（3）
- 緑が豊かで公園が増え、子どもや市民が憩える環境が増えている（3）
- 安心できるまち（2）
- 歴史文化と自然豊かな町であること（1）
- 地産地消が根付いたまち（1）
- 自然とのバランスがとれている（1）

【小中学生】

(中学生 N=222、小学生 N=281)

あなたが予想する 50 年後の津島市の環境は、今と比べてどうなっているか、あなたがどのような生活をしているかについて、自由に書いてください。

■主な回答（中学生）（括弧内は回答件数）

- 緑が増えている、自然が豊かになっている (31)
- 環境が悪化している (19)
- 良い環境になっている (19)
- ごみが少なくなっている、リサイクル、3R を進めている (17)
- 状況は変わらない (16)
- 人口が減少している (15)
- 空気がきれいになっている (14)
- 建築物が増えている (13)
- 緑が減り、自然がなくなっている (12)
- ごみが増えている (10)
- 省エネルギーを進めている、再生可能エネルギーの活用など (9)
- 川や水がきれいになっている (9)
- 空気がきたなくなっている (8)
- 便利になっている (8)
- 道路などの交通環境が整備されている (6)
- よい生活、豊かな生活をしている (6)
- 活気のあるまち (5)

■主な回答（小学生）（括弧内は回答件数）

- 緑化されたり、自然環境が良くなっている (62)
- 良い環境になっている (30)
- 自然が悪くなっている、悪い環境になっている (17)
- エコな生活、CO₂ 排出が減っている (8)
- 変わらない (8)
- 建築物が増えている (7)
- 便利になっている (6)
- 道路が整備されている (3)
- 安全なまち (3)
- 平和になっている (3)
- 災害に強くなっている (2)
- 祭り (2)
- 災害に弱い (1)

⑤ 津島市の環境に対する提案

【市民】

(N=1,089)

津島市の環境について、ご提案がありましたら、自由に書いてください。

■主な回答（括弧内は回答件数）

- 道路や歩道の整備、交通環境の改善（47）
- 公園、緑地の整備（42）
- 水環境や水質の改善（34）
- ごみの分別、リサイクル、美化、3Rを進める（33）
- 災害対策、防災・減災の取組（15）
- まちの活性化、良い雰囲気づくり（10）
- 農地、農業の維持活用（8）
- 企業の誘致（6）
- 再生可能エネルギーの活用、省エネルギーなど（4）
- 環境情報の活用、普及（3）

【小中学生】

（中学生 N=222、小学生 N=281）

環境を守るために、今、大人にして欲しいと思うことを書いてください。

■主な回答（中学生）（括弧内は回答件数）

- ごみのポイ捨てをやめる、掃除、分別、リサイクル、3Rの推進（138）
- 自然を大切にする、自然を豊かにする（19）
- 空気をきれいにする（9）
- CO₂の排出を減らす（6）
- 防災対策（5）
- 資源を大切にする（5）
- 犬のフンを片づける（4）
- 再生可能エネルギーの活用（3）

■主な回答（小学生）（括弧内は回答件数）

- ごみのポイ捨てをやめる（37）
- タバコのぼい捨てをやめる（18）
- 自然や緑を守る、増やす（21）
- ゴミ拾い・掃除（20）
- ゴミの分別（9）
- 省エネルギーの実践、温暖化対策（8）
- 動物のフンの始末をきちんとする（8）
- ゴミの減量、リサイクル（5）
- 水質改善（4）

(3) 事業者の調査結果

① 環境保全の取組みについて

【事業者】

(N=133)

貴事業所の事業活動において、環境問題をどの程度重要と考えていますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

○82.7%の事業者が事業活動において環境問題を重要視していることがわかります。

○従業員数が51人以上の事業所では、事業所全てが重要であると回答しているのに対し、50人以下の事業所では重要でないという回答もあり、事業所の規模によって環境問題への重要度意識が異なることがわかります。

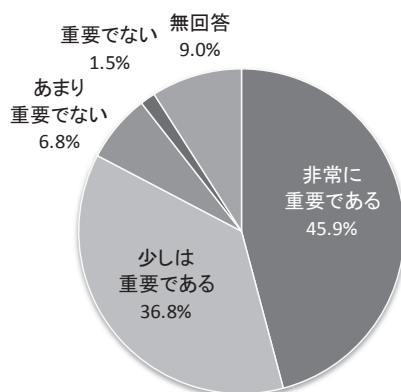


図 事業活動における環境問題の重要度

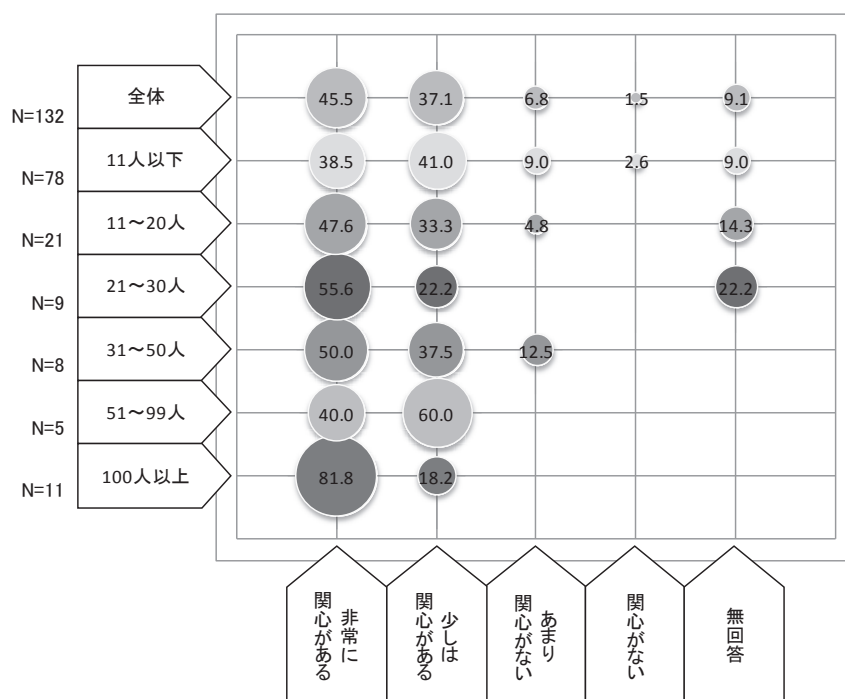


図 「事業者の従業員数」とのクロス集計結果

【事業者】

(N=133)

環境保全への意識に関する次の各項目について、貴事業所の考えに近いものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

- 今後の社会に対して、事業者よりも市民の方が悲観的な考えを持っている傾向にあります。
- 「環境への配慮は、事業者として必要な取組みであるが、そのための費用を商品や製品の価格に上乗せすることは、消費者の理解を得ることが困難である」と考えている事業者においても、環境への配慮のために価格への上乗せもやむを得ないと考えている事業者が多く、安価な商品や製品を提供するために環境への配慮を欠くことをやむを得ないと考える事業者は少なくなっていました。

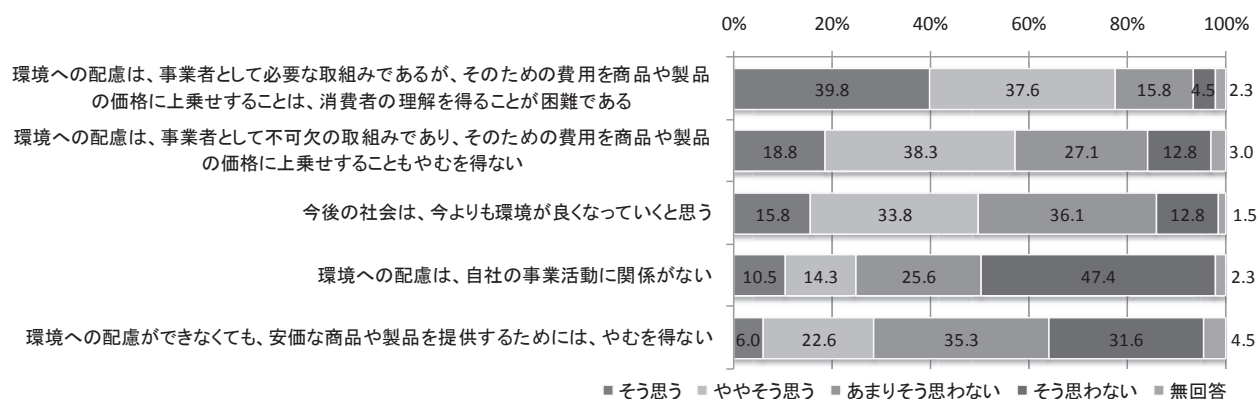


図 環境保全への意識

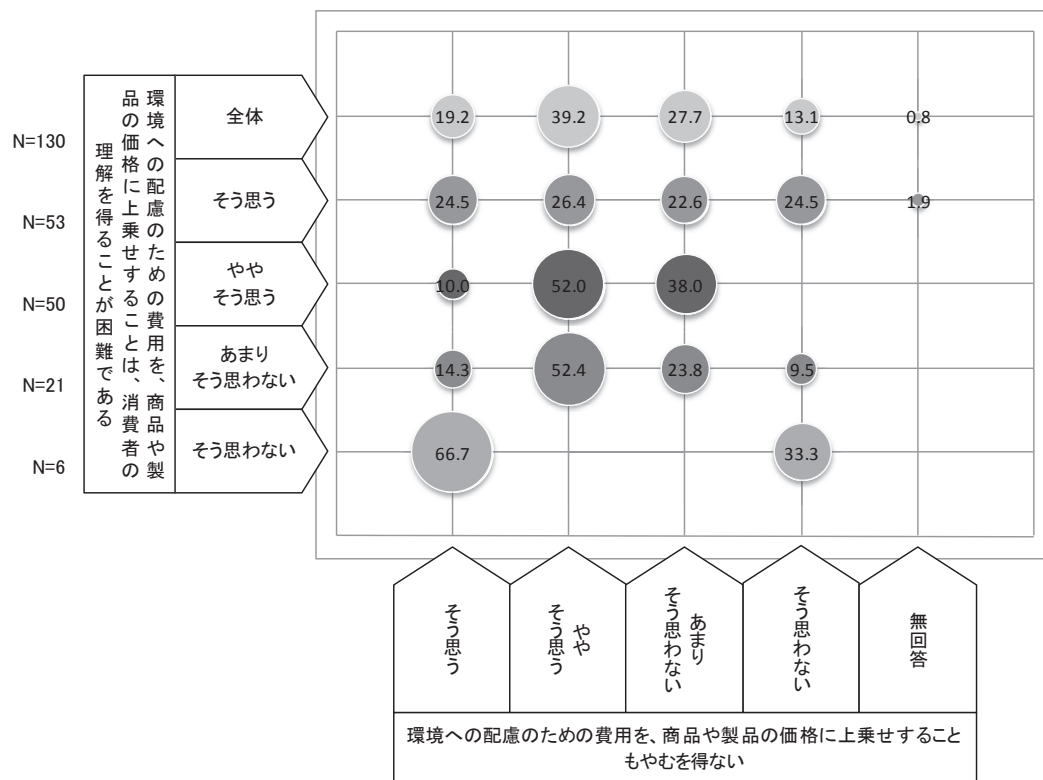


図 各回答のクロス集計結果

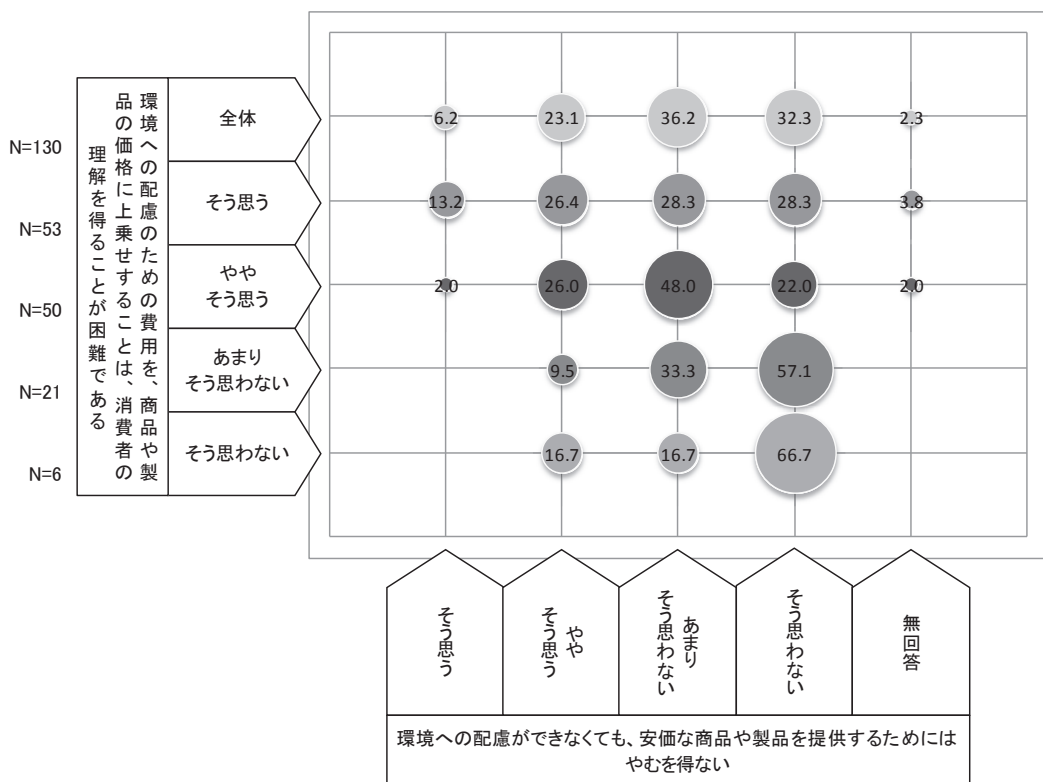


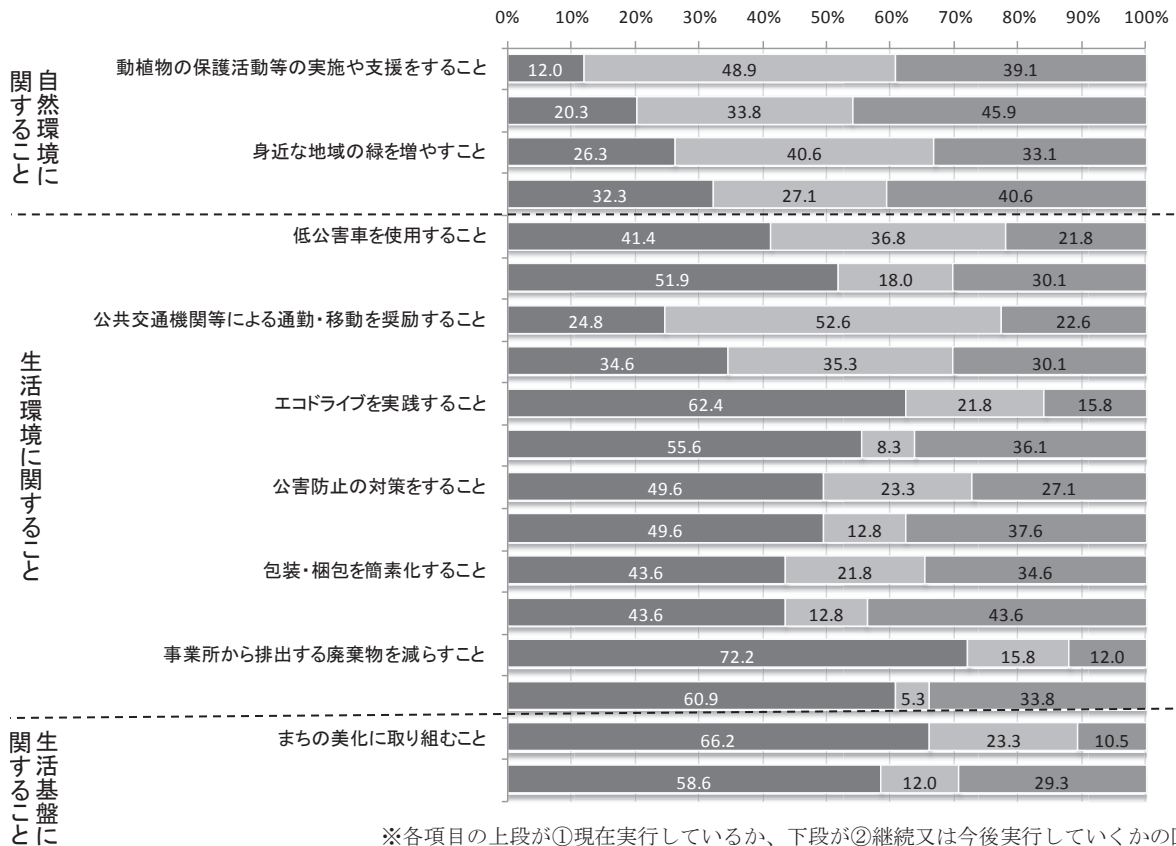
図 各回答のクロス集計結果

【事業者】

(N=133)

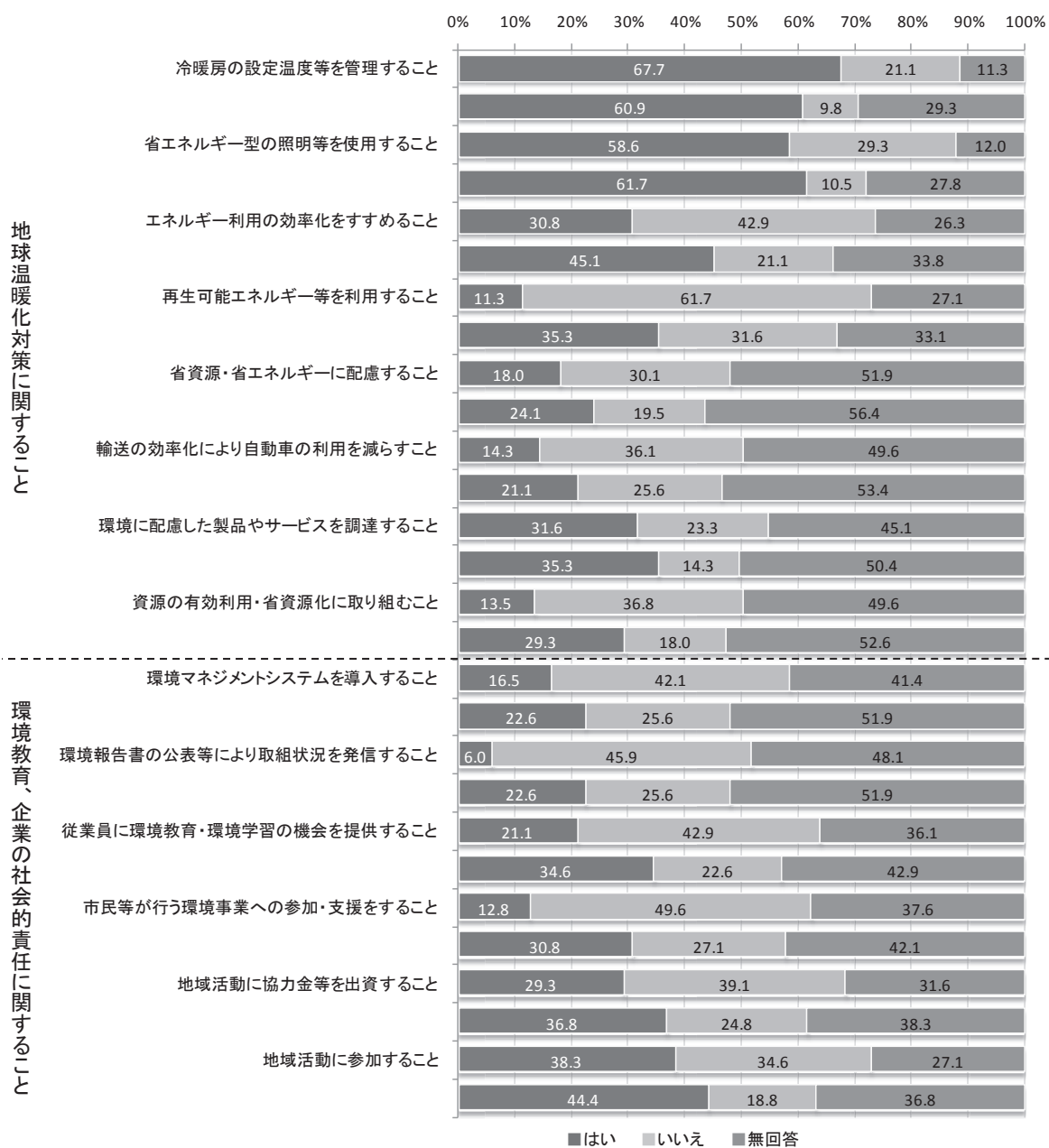
貴事業所では、環境の保全につながる取組みを、①現在実行していますか、②継続して又は今後実行していきますか。各項目について①及び②ごとに、それぞれ該当するものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

○地球温暖化対策に関することでは、「冷暖房の設定温度等を管理すること」や「省エネルギー型の照明等を使用すること」といった電力消費量の削減につながる取組みで実行割合が高くなっています。



※各項目の上段が①現在実行しているか、下段が②継続又は今後実行していくかの回答

図 環境保全につながる取組み (1/2)



※各項目の上段が①現在実行しているか、下段が②継続又は今後実行していくかの回答
 図 環境保全につながる取組み (2/2)

【事業者】

(N=133)

貴事業所では、環境保全に取り組むことでどのようなメリットがあると考えますか。あてはまるものをすべて選んで、番号に○を付けてください。

- 「特にメリットはない」という回答は 9%であり、事業者にとって環境保全の取組みは何らかのメリットを生んでいると言えます。
- 事業所の規模別にみると、主だった傾向はみられないものの、従業員数の少ない事業所では、環境保全に取り組むことで自社にメリットはないと考えている事業所もあることがわかります。
- 環境への配慮のための費用を商品や製品の価格に上乗せすることをやむを得ないと考える事業者は、そう思わない事業者に比べて、職場の活性化・従業員の意識の向上にメリットを見ていました。

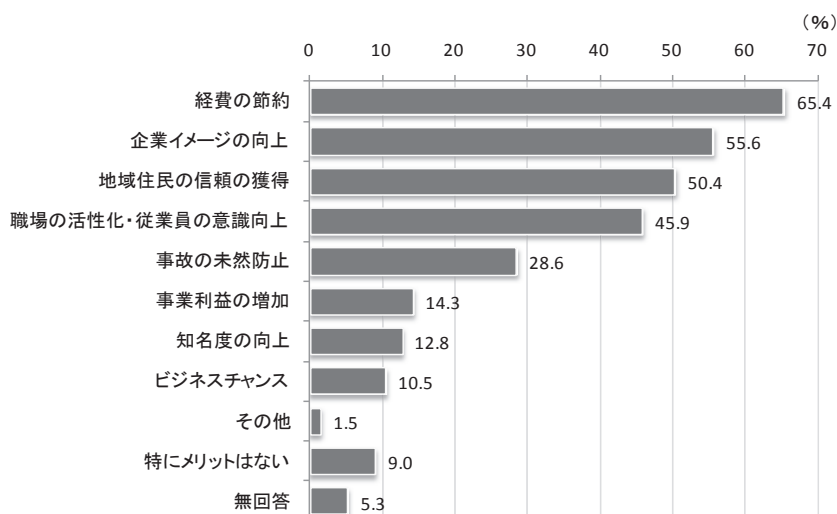


図 環境保全に取り組むことで得られるメリット

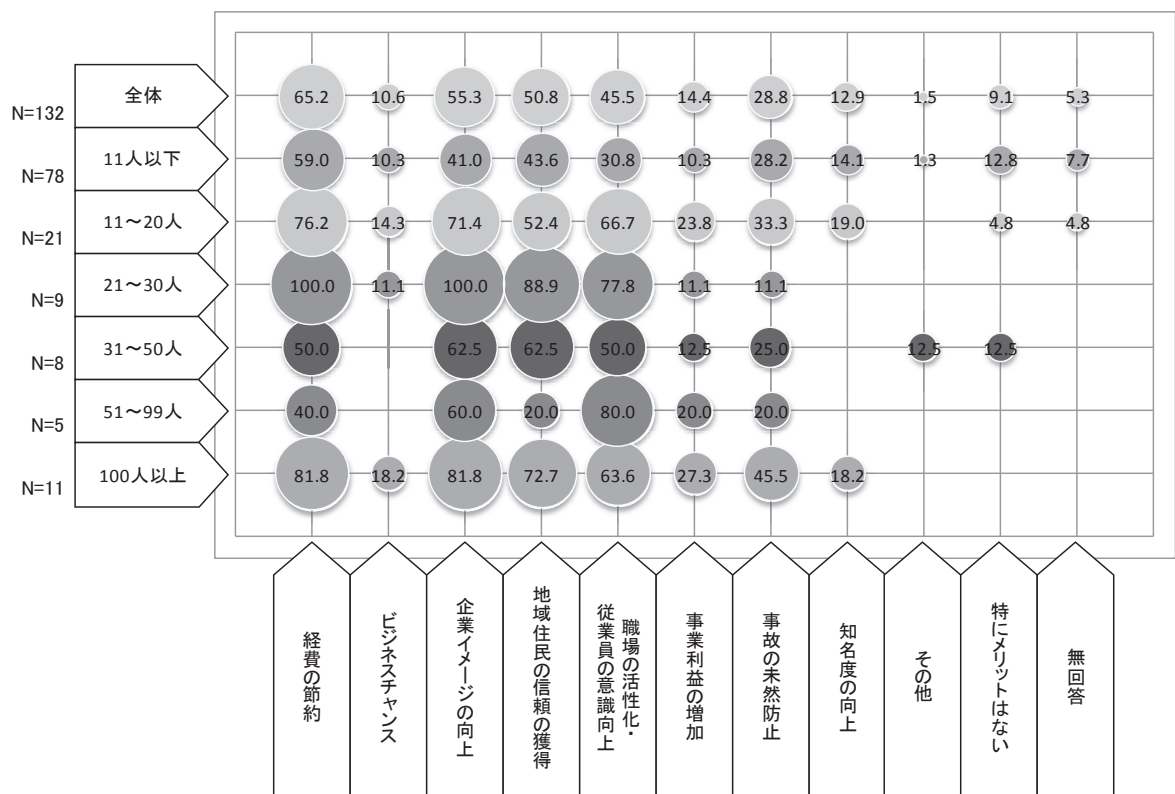


図 「事業所の従業員数」とのクロス集計結果

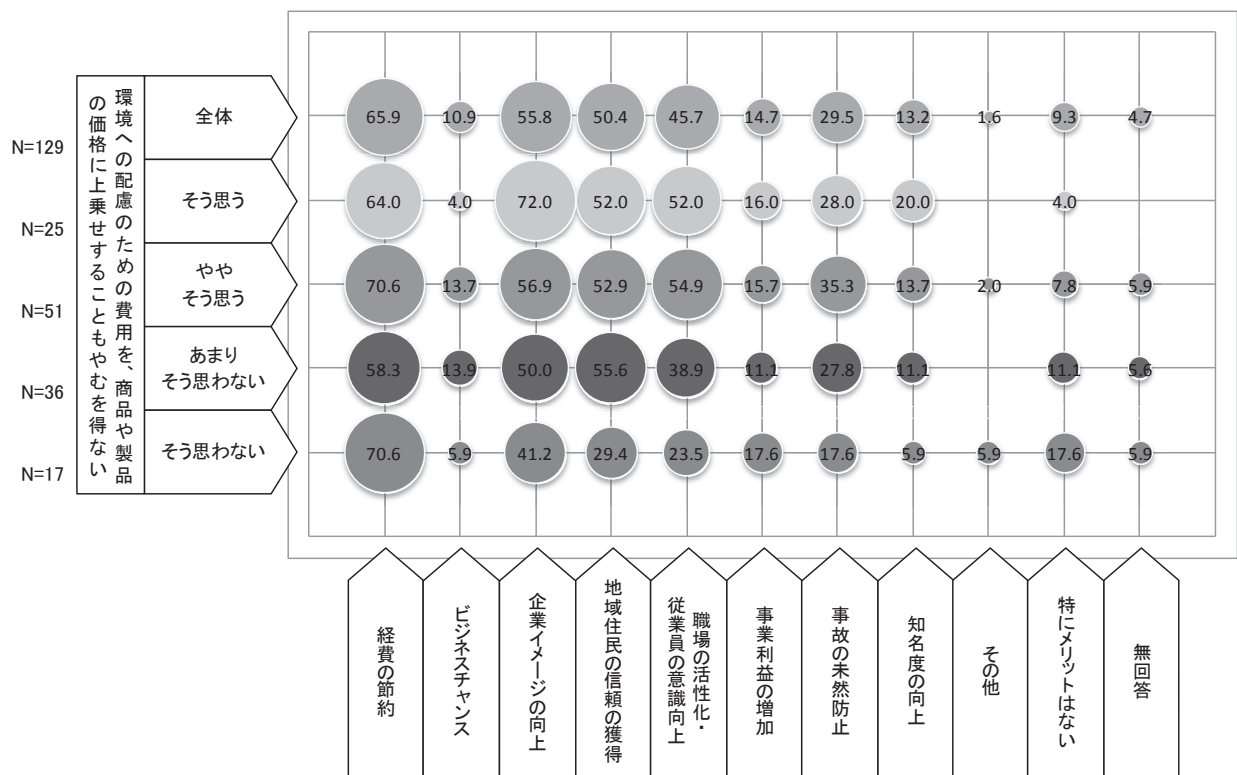


図 「事業所の業種」とのクロス集計結果

【事業者】

(N=133)

貴事業所では、環境保全に取り組む上で課題だと感じていることがありますか。あてはまるものをすべて選んで、番号に○を付けてください。

- 環境保全活動に取り組む上での課題としては、「取り組むための資金が確保できない」「取り組むための人材・人手が確保できない」という回答割合が高くなっています。
- 「ノウハウが不足しており、技術的に困難である」「情報が不足している」といった課題も挙げられ、ソフト面の支援不足も大きな障害となっています。
- 事業所の規模別にみると、従業員数の少ない事業所では、「取り組むための資金が確保できない」という課題を抱える事業所が多く、ノウハウや情報については、事業所の規模に関係なく、共通の課題であることがわかります。

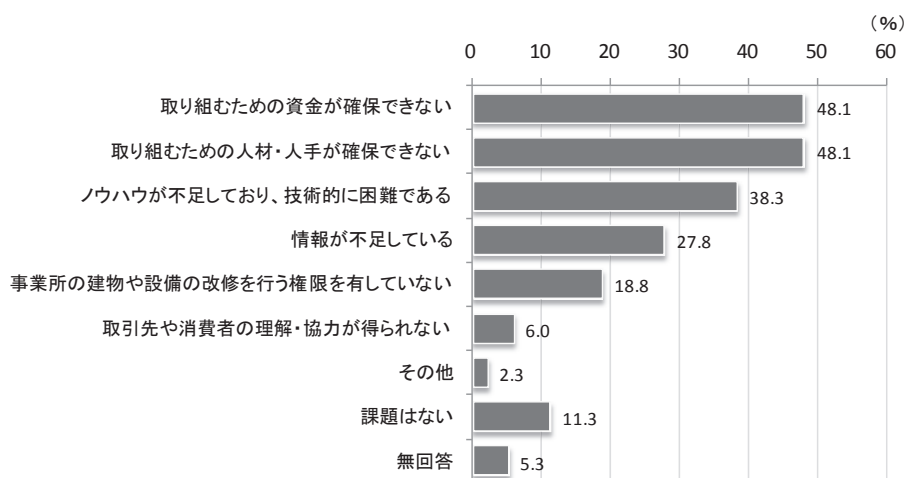


図 環境保全に取り組む上での課題

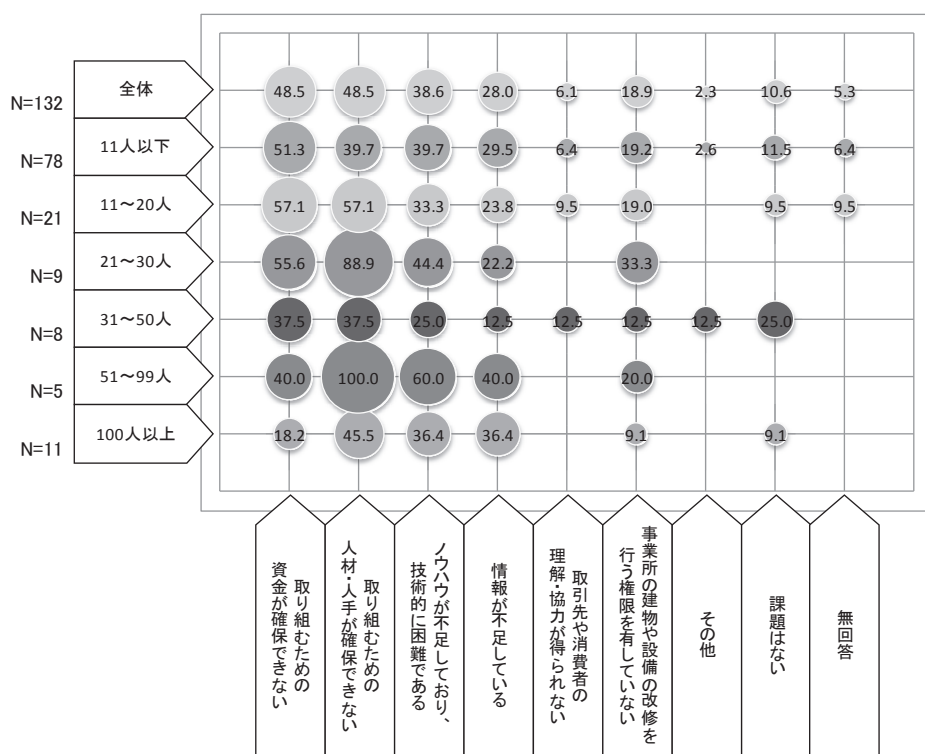


図 「事業所の従業員数」とのクロス集計結果

【事業者】

(N=133)

貴事業所では、今後どのような環境保全に取り組んでいく予定ですか。あてはまるものをすべて選んで、番号に○を付けてください。

- 必要な限度だけでなく、可能な範囲で積極的に環境保全の取組みを行っていかうとする事業者は、従業員数の規模に関わらず、多く見られます。
- 協働による環境保全の活動を自ら又はその支援を行おうとする事業者も 10%程度見られます。
- 従業員数の少ない事業所では、特に取り組む予定はないという回答が比較的多くなっています。また、従業員数の多い事業所ほど、事業活動や地域貢献として率先して環境保全活動に率先して取り組んでいく意向が高いことがわかります。

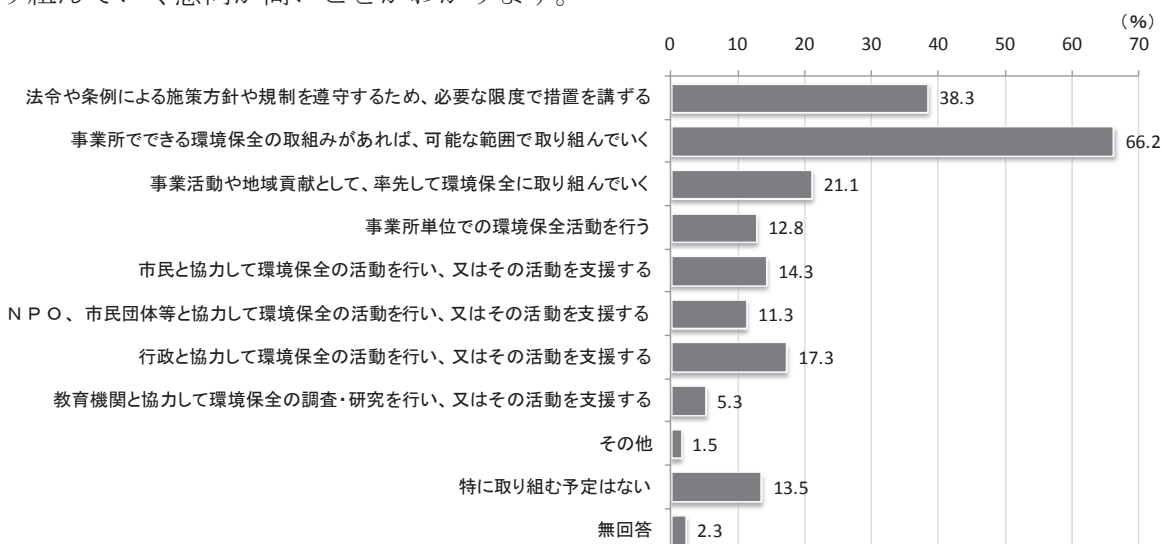


図 今後取り組む予定の環境保全の取組み

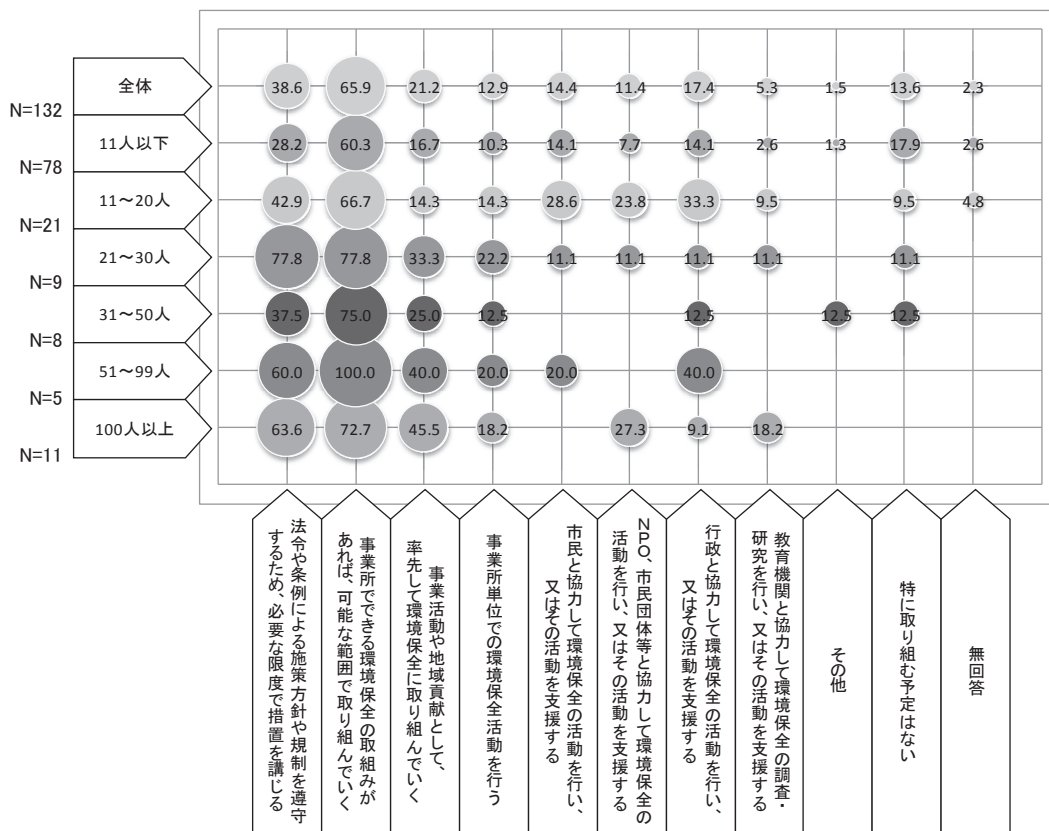


図 「事業所の従業員数」とのクロス集計結果

【事業者】

(N=133)

貴事業所が、より積極的に環境保全活動に取り組んでいくためには、どのようなことが必要と
考えますか。あてはまるものを3つまで選んで、番号に○を付けてください。

- 直接的なメリットや財政支援があることで積極的に取り組みやすいことがわかります。
- 取組みの成果が目に見える形で実感できるということも重要な要素となります。
- 取組方法や環境問題の情報提供や技術指導等の支援については、全般的に要望度が低くなっています。

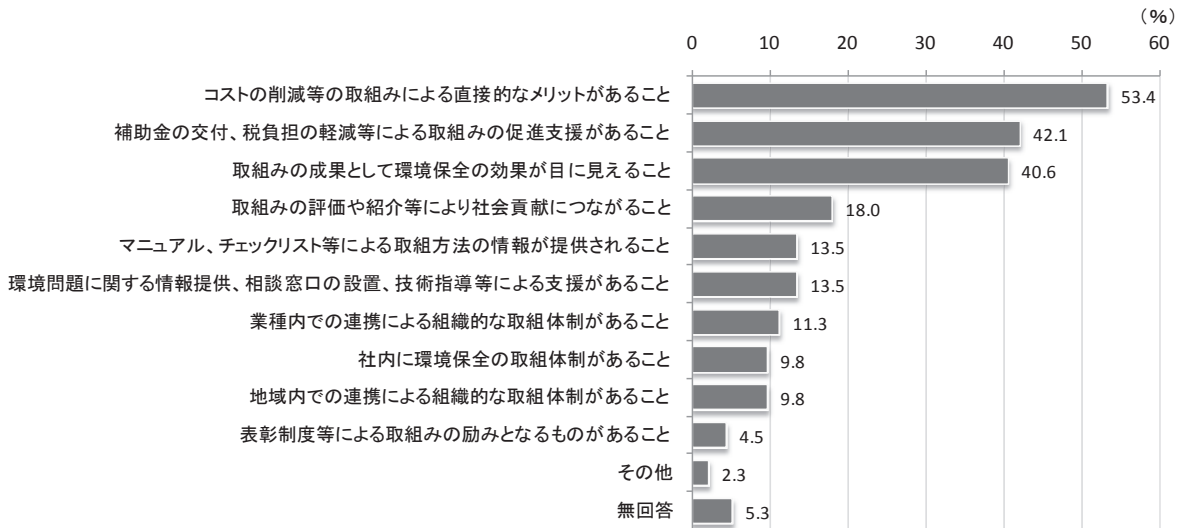


図 環境保全により積極的に取り組むために必要なもの

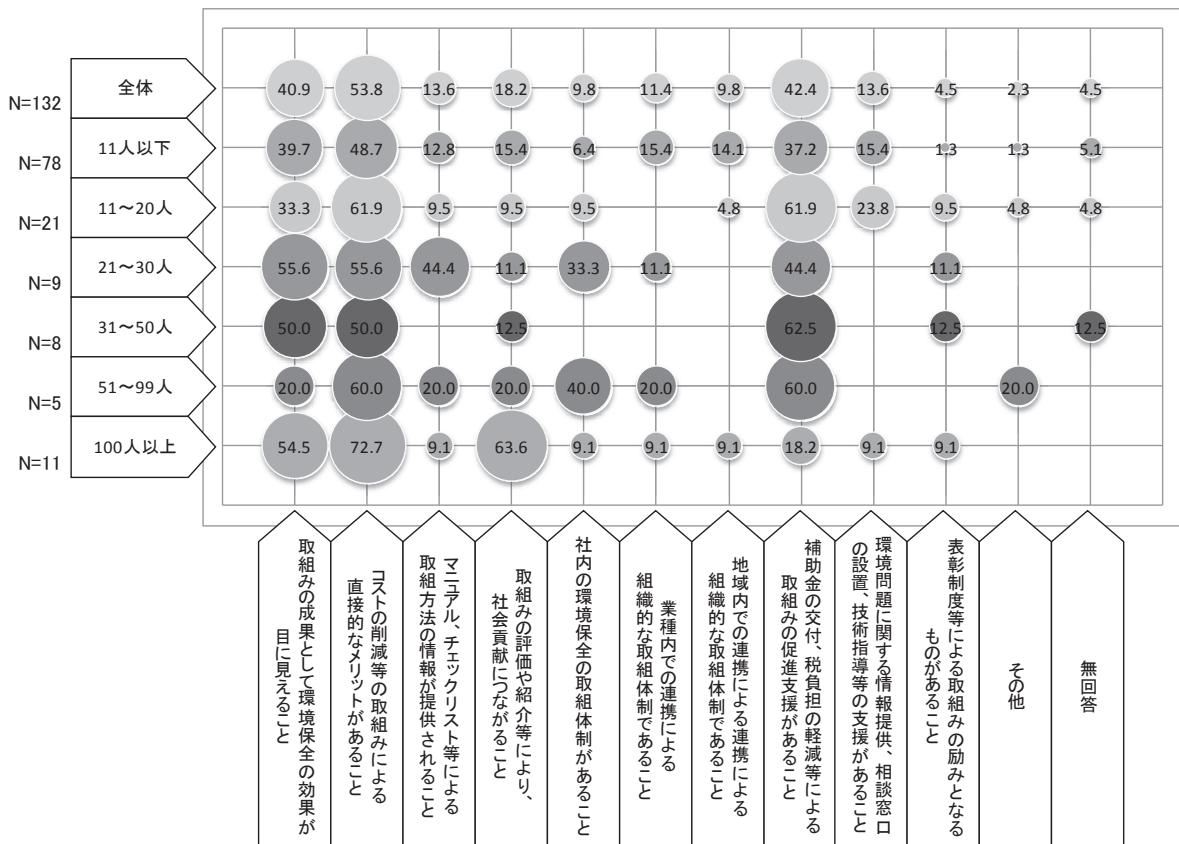


図 「事業所の従業員数」とのクロス集計結果

② 行政による環境保全の取組みについて

【事業者】

(N=133)

貴事業所では、これからの津島市の環境のために、行政として、どのような分野について重点的に取り組んでいくべきだと思いますか。次の各項目について、貴事業所の考え方に近いものを1つ選んで、番号に○を付けてください。

○生活環境に関することについて、重点的に取り組んでいくべきという意見が多くありますが、これまで行政が重点的に取り組んできた分野でもあります。

○環境学習に関することについては、わからないとの回答がいずれも3割前後を占めています。

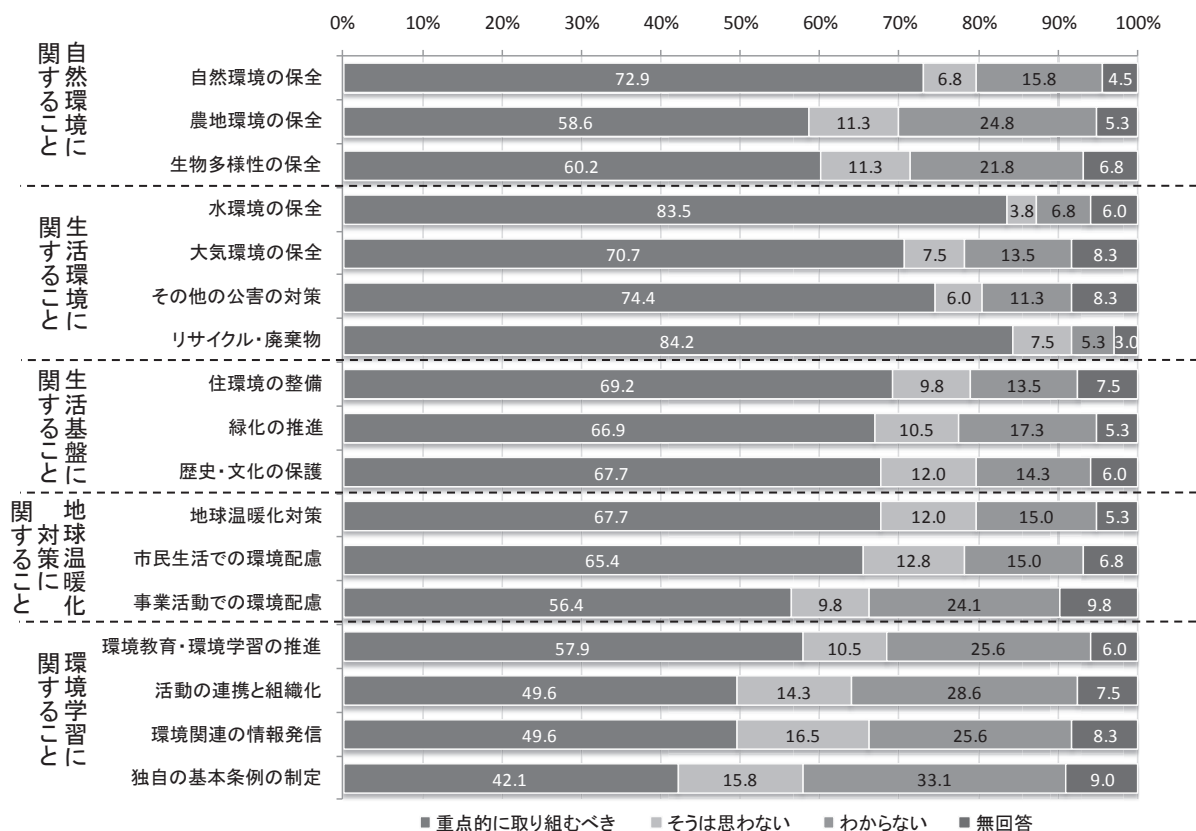


図 行政が重点的に取り組むべき分野

③ 将来の津島市の環境について

【事業者】

(N=133)

貴事業所が考える 20 年後の津島市において、こうあって欲しいと望む環境の姿について、あてはまるものを 3 つまで選んで、番号に○を付けてください。

- 「防災・減災の取組みが進んで災害に強い」については、市民に比べて低い結果となっています。
- 「川や池の水がきれい」、「歴史や伝統文化が息づいている」の項目の割合は、市民より高い結果となっています。

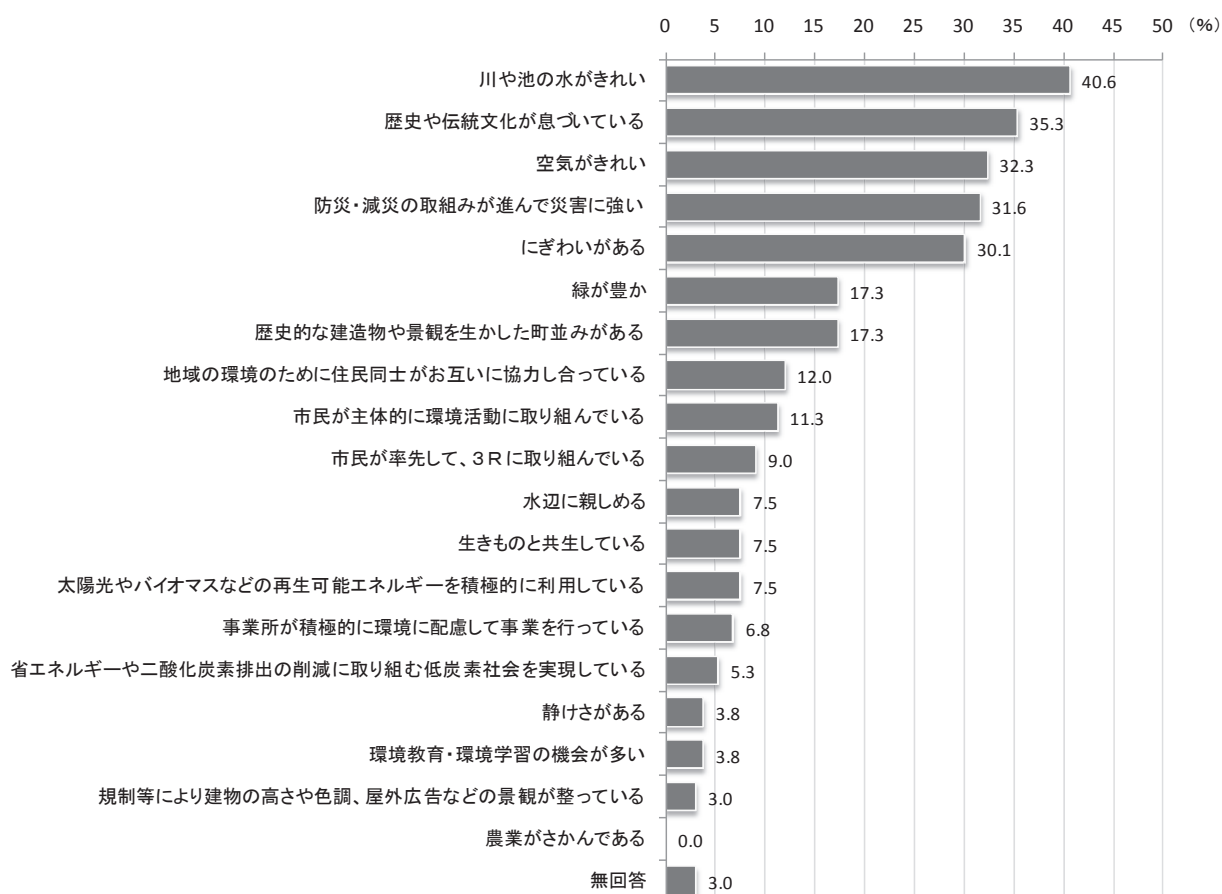


図 20 年後の津島市の望ましい環境の姿

【事業者】

(N=133)

20年後の津島市の環境の姿の実現に向けて、貴事業所が日頃行っていることや今後行っていき
たいことについて、自由に書いて下さい。

■主な回答（括弧内は回答件数）

- ごみ減量、分別、3Rの推進（10）
- 歴史文化の活用（9）
- 環境マネジメントシステムの導入（6）
- 防災対策（4）
- まちの活性化、まちづくりの推進（4）
- エコカーなどの利用（2）
- 再生可能エネルギーの活用（2）
- 自然の保全（3）
- 景観の配慮（1）
- 環境に配慮して事業を実施（1）
- 環境教育・環境学習（1）
- 環境に配慮した建物の設計（1）
- 歴史と伝統の町・津島のPRやイベントに協力する（1）

④ 津島市の環境に対する提案**【事業者】**

(N=133)

津島市の環境について、ご提案がありましたら、自由に書いてください、

■主な回答（括弧内は回答件数）

- 道路などの交通環境の改善（3）
- ごみ分別、削減（3）
- 歴史文化の活用（3）
- ペットのマナー対策（2）
- 水質改善（2）
- 防災対策（2）
- まちの活性化（1）
- 地産地消の推進（1）
- 企業の誘致（1）
- 公園施設の整備（1）
- 生活エリアと商業産業エリアの住み分けが必要。インフラ整備も計画的に行う（1）

5

用語解説

あ行

エネルギーマネジメントシステム

電力使用量の見える化や再生可能エネルギーによる発電量のモニタリングによりエネルギーの需要と供給を把握し、制御する仕組みのことで、効率的なエネルギーの需給管理を行うためのシステムです。住宅向けの HEMS、商用ビル向けの BEMS、工場向けの FEMS、地域全体向けの CEMS 等があります。

エコドライブ

環境に配慮した自動車の使用方法のことで、不要なアイドリング、急発進、無駄な加減速をしない運転のほか、タイヤの空気圧チェックや不要な荷物をおろすなどにより、燃費の向上を図り、温室効果ガスの排出を削減します。エコドライブ 10 のすすめ（エコドライブ普及連絡会）として展開されています。

温室効果ガス

人の活動に伴って排出され、地球全体として、地表、大気及び海水の温度を上昇させる原因となる物質のことで、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、フロンガス等があります。人為起源の温室効果ガスの総排出量の約 75%を二酸化炭素が占めると言われています。

か行

外来種

本来の生息地又は生育地以外の地域や生態系に、人為の結果として持ち込まれた生物のことで、国外だけでなく国内の他の地域から持ち込まれたものを含みます。外来種のうち、在来生物との性質の違いによって生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものは、特定外来生物と呼ばれます。

環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリン等の使用量や支出額を記録して、家庭から排出される二酸化炭素等の環境負荷を計算できるように設計されたツールのことで、エネルギー使用量の見える化に有効です。Web 上での入力可能な環境家計簿も増え、気軽に始めることができます。

環境マネジメントシステム

企業等の自主的な環境保全の取組みとして、環境方針・目標を設定し、その達成に向けて取り組むための体制や手続等を定めた仕組みのことで、その仕様や手引を定めた ISO14001 や中小企業用のエコアクション 21 等があります。

合併処理浄化槽

し尿（トイレの排水）だけでなく、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）を併せて処理するもので、排水の汚れを取り除き、消毒して、きれいになった水を河川等に流すための設備のことです。窒素やリン等も除去できる高度処理型の浄化槽もあり、処理の方法によっては、下水道並みの水質を実現できるものもあります。

景観作物

耕作されていない農地等で栽培することによって、緑肥や雑草の抑制、病害虫の防除等に役立つとともに、地域の景観を豊かにする作物のことで、菜の花、レンゲ、ヒマワリ等の植物が使用されます。

耕作放棄地

以前は耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に耕作するはっきりした考えのない土地のことを言う統計上の用語です。一般的に遊休農地とほぼ同じ意味として扱われます。

さ行

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇するおそれのない自然エネルギーのことです。太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス、地中熱、温度差熱等のほか、ダム建設を伴わない小規模の水力発電も含まれます。

省エネ診断

電気や燃料等のエネルギーの使用状況や建築物の構造等を調査し、エネルギー使用の合理化につながる方策を明らかにすることです。省エネルギーの専門家が事業所や工場等を診断し、省エネに関する改善対策や設備投資等の提言を行います。

市民農園

主に都市生活者がレクリエーション、自家消費用の野菜や花の栽培等のために、農地所有者が貸付けを行う小面積の農地又はこれらが集合した農園のことです。

生態系

食物連鎖等による生きもの間の相互作用だけでなく、生きものとそれを取り巻く大気や水、土壌等の環境との間でお互いに関わりあいながら形づくる生きもの社会のまとまりのことです。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。様々な環境に適応して進化した 3,000 万種とも言われる多様な生きものは、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。一般的には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3つのレベルで多様性があるとされています。

た行

多自然型護岸(多自然川づくり)

これまで主流であったコンクリート 3 面張りの河川改修・護岸整備のあり方を改め、石や木等の自然の材料を使った護岸整備や本来河川が持っていた瀬や淵を作り出すことで、美しい自然景観を保全・創出するとともに、魚や昆虫等が生息・生育しやすい環境を再生する取組みのことです。

な行

農地中間管理事業

地域内の分散し複雑に入り組んだ農地の利用を促進するため、農地を貸したい農家から農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、担い手農家に貸し付ける事業のことです。

は行

バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方のことです。似ていて異なる考え方に「ユニバーサルデザイン」があり、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、あらゆる人々が生活しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

や行

遊休農地

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き工作の目的に供される見込みのない農地のことです。一般的に耕作放棄地とほぼ同じ意味として扱われます。

英数字

BOD (Biochemical oxygen demand)

生物化学的酸素要求量のこと、水の汚れ（有機物）を微生物が分解するときに消費する酸素の量のこと、その値が大きいほど、汚れの量が多いことを表します。

ESD (Education for Sustainable development)

環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、これらの課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

津島市環境基本計画

平成 28 年 3 月

津島市生活産業部生活環境課

〒496-8686 愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地

TEL : 0567-24-1111 (代表) FAX : 0567-24-1791

津島市環境基本計画

平成28年度 ▶ 平成37年度